

### 新編武藏風土記稿卷之百八十四

#### 高麗郡之九

○新堀村 新堀村は郡の中央より北寄にありて、北の方入間の郡界を距ること十八町許、高麗領高麗郷に屬す、江戸より十三里の行程なり、傳へ云古へ紀州熊野より新堀氏の人、この地に來て草創せしゆへ、即ち村名となせり、今も村民に其氏族のものこれり、四境、東は原宿村に隣り、南は巽の方を始として上鹿山・野々宮・楡木・栗坪・高岡等の村々に接し、西は高麗本郷の山界ひ峯を限り、北は平澤村に界へり、東西一里餘、南北十五町許、村の中程高麗川より西の方によりては、次第に細長く、西にさし出たる地形にて、西より乾へ回りに山々連るがゆへ自ら高く、高麗川にそひたる地は低く、其餘は大抵平地なり、民戸九十八、水田少く陸田多し、村内に道二條かゝれり、一條は村の東の方にて平澤村より入り鹿山村に通ず、西上州より相州への往還なり、一條は當村より入間郡坂戸村邊への往來にて、道幅いづれも九尺許なり、

當村古は御料所なりしが、延享四年一橋殿の領地となりしより今に替らず、檢地は慶長二年大久保石見守が手附小宮山清右衛門・井上縫右衛門・山浦五郎七、萬治二年細田儀兵衛、岩澤又兵衛・藤平七左衛門、寛文八年坪井次右衛門等たゞせり、

高札場 村の中程より少  
 小名 新堀 原 吹上 本所 新井 大宮 新井大宮の分郷なりしが、寛文の頃より當村に屬せりといふ、陣場元祿の國圖にも、新井は當村の内のみえたり、  
 聖天院の東高麗川の西の方を云、鎌倉物語を按ずるに、永享十二年の頃、上杉修理亮相州の守護として、高麗寺の下徳宜に陣をとるとみへたるは、まさしく此地なるべけれど、今その名所を失して詳ならず、高麗寺といふは聖天院のことなるべし、

高麗川 村の中程を南より北へ屈曲して、十二町許を流る、南は栗坪村より流入て、北の方平澤村にそゞぐ、川幅四五十間、水流六七間、石川なり、冬春の間は村の南寄に橋を架して、村内及び飯能村邊への便とす、夏秋は徒渉せるなり、  
 高麗原 村の東の方にかゝれり、事は惣説に辨ず、  
 瀧澤山 内野山 此二山は村の西より乾の方へつゞけり、林場にて當村及び高岡村と入會の地なり、

#### 大宮社

別當本山修驗、篠井村觀音堂配下にて、高麗山清乘院大宮寺と號す、社傳に曰、元正天皇の御宇、靈龜二年高麗王を始として、千七百九十九人の高麗人當郡に來住し、土地をひらき耕作の業を營む、聖武天皇の天平二十年、高麗王薨ず、即ちその靈をまつり、高麗明神と崇む、またこれを大宮明神と稱ふ、王薨する日鬘髮共に白し、仍て白鬘明神とも祭しと云々、神體唐衣冠の坐像にて長一尺許、最古色の像なり、例祭三月十五日、流鏑馬神事及び大般若を轉讀す、九月十九日獅子舞祭事あり、當村及び高麗・本郷・高岡・横手・久保・臺・梅原・栗坪等八ヶ村の産神なり、當社は鎮座以來今に至



唐金長サ五寸

まで星霜千有餘年なれば、その興廢しるべからず、又事實の傳へを失ひぬれば詳ならず、按ずるに『續日本紀』に從三位高倉朝臣福信は、武藏國高麗郡の人なり、本姓背奈、其祖福徳、唐將李勣に屬し、平壤城を拔き國家に來歸し、武藏に居る、福信は即福徳の孫なり云々とあり、社傳に云高麗王とは福徳がことか、或は其子などなるも知べからず、別當大宮寺は高麗王の子孫にて、世々社司たりしに、延久四年園城寺行尊、回國の頃社司右京進が家に止宿し、其折柄の勤めに因て、竟に修驗の道に入て名を麗純と改む、是より第六世永純が弟なるもの出家し慶辨と號す、下野國足利郷鶴足寺に住せしが、建曆元年より承久二年まで、十年の間心願にて一字三禮して、書寫せし大般若經六百卷を當社に納めしより、例春三月轉讀

#### 太刀

新赤銅板か子卷毛彫模様の如しその餘かなもの眞鍮なり中身延鐵刃なり

鐙の徑り二寸六分眞鍮切羽同く一寸八分赤銅





聖天院境内之圖



を務と云、その後廿二世良道の時、東照宮當社の來因を聞し召し、天正十九年社領三石の御朱印を賜ふ、修驗となりしより今の別當良純まで、すべて三十三世に及べり、神寶社のうちに東照宮の御神體を安置したてまつる、高麗王守護之獨鈷、長五、太刀一腰、赤銅切羽減金、其外帶取より芝曳に至る迄、惣かなもの、駒ノ角一個、根回り五分五厘、大般若經一部、鷄足寺慶辨が奉納せし所なり、歴年久本したてなり、高麗王居跡、大宮明神社後の山上にあり、方一町餘の熊野三神權現社、觀音寺持、稻荷社、神明社二社、建光寺持、稻ノ邊社は嘶明神と號せしを、土人等訛りていなへのと唱へり、今新田の地に古松一株あり、是かの馬を繫し木にて、古は此社その木のほとりでありしを、後當所に移せりと云、聖天院、高麗山勝樂寺と號す、新義眞言宗、山城國醍醐松橋無ふ、當寺古は太寺なりしといへど、寛永年間同祿の災にかゝりて、什寶古籍ことごとく烏有となりて、草創の事實年代等總てしるべきものなし、但し今寺寶とする文應二年の鐘銘に、當寺號を載たれば古き起立なることしるべし、中興開山僧秀

海示寂の年月詳ならず、此僧の時より無量壽院の末となり、今に至りて四十一世相承すと云、本尊不動を安ず、この腹内に安ずる不動は立像にして、長二寸五分、弘法大師の作なりと云、門末すべて五十四ヶ寺あり、古は寺地今の門前畑のあたりにありしを、寛永の頃今の地に移せしよ、寺寶、不動畫像一幅、土佐庄二郎、金胎兩部曼荼羅二幅、古鐘一口、徑五寸三分、火災に罹りし故破裂せり、款文の銘あり、其文は左のごとし、

武州高麗勝樂寺

奉鑄鐘長二尺七寸

諸行無常、是生滅法、生滅滅已、寂滅爲樂、

文應二年辛酉三月日

大檀那比丘尼信阿彌陀佛、平 定澄朝臣

大工 物部季重

鰐口一口、徑七寸八分、當寺に傳へし其故

久伊豆御寶前鰐口、願主衛門五郎、

武州崎西郡鬼窪郷佐那賀谷村、

應仁二年十一月九日 大工 澁江滿五郎

本堂 方丈 庫裏 寶庫 樓門 長屋門 撞鐘堂 鐘は

中の鑄造 歡喜天一軀、高麗國より傳來する所と云、秘佛と

なり、本堂の後の 阿彌陀堂、彌陀は立像にて長二尺七方に安置せり、行基の作也、釋迦堂へ、經堂とも唱ふ、高麗王塔、五輪にして墓石の四面石面分明ならず、惣高さ六尺五寸、基石方面一尺六寸五分、此石塔の前に池あり、濶さ十五歩許、土人高麗殿の池と云、又それより少く東によりて井あり、徑 古牌二基、惣門入口六尺許、これも高麗殿の井と稱せり、

高麗王塔

五輪惣高さ六尺五寸

基石方面



あり、右は正應二己丑六月日、左は寛元二甲辰十月 金蓮日と彫れり、何人の牌なるやつまびらかにせず、坊廢迹、往古聖天院の坊舎なりしと云、梅仙坊廢迹、是も聖坊舎なりしと云、同寺より西の方なり、丘上にあり、此餘聖天院坊舎の名跡は、高岡村の小名にも見えたり、



觀音寺 歡喜山世尊院と號す、新義眞言宗、入間郡上野村醫王寺末なり、開山堪永萬治三年五月二十八日寂す、本尊十一面觀音を安ぜり、

建光寺 福徳山地福院と號す、天台宗、入間郡仙波中院末なり、開山詳ならず、中興は尊慶寛保九年五月廿二日寂す、本尊阿彌陀 地藏堂 延命地藏を安ず、坐像にて、古碑境内を安ず、地蔵堂 長七寸、行基作なりと云、

靈岸寺 芥輪山滿行院と號す、新義眞言宗、入間郡上野村醫王寺末なり、慶安四年地藏堂領四石の御朱印を賜はる、開山省仙應永元年七月十三日寂す、本尊大日を安ず、地藏堂にして、長一尺七寸許、靈驗あり、常に開扉せず、別に立像長三尺許の地藏を前に安ず、

法恩寺 誓起山と號す、新義眞言宗、聖天院末なり、慶安年中觀音堂領二石五斗の御朱印を賜ふ、開山詳ならず、本尊不動を 觀音堂 動手觀音立像長八寸、脇士不

舊家者甚助 今町田を氏とすれど、本姓は高麗氏なりと云、先祖高麗彦四郎經澄・同四郎左衛門季澄・同掃部助清義等、世々軍功ありて、足利將軍より感狀を賜ひしとて、今も文書十四通及び皆朱の鎧一筋を所持せり、鎧の身三角穗にして、長六寸、無銘鎧のさきを曲げ、目釘をうちしかなもの皆鐵なり、柄長六尺、後に切たるものとみえて錯なし、文書左に

高麗彦四郎經澄 武州 右爲後改今月一日、馳參伊豆國府、鎌倉御共仕至于今當參仕候了、仍着到如件、

正平七年正月日 (花押) 高麗彦四郎入とのへ 按ずる入道の脱字なるべし

(花押) (尊氏)

着到

八文字一揆高麗四郎左衛門尉季澄軍忠事

右去壬二月十七日武州御發之時令御供、同廿日金井原御合戰之時、藥師寺加賀權守入道令同道、至散々大刀討了、同廿八日於高麗原抽戰功了、爲備後證着到如件、

觀應三年五月 日

高麗彦四郎經澄軍忠事

十年觀應 八月下給鎌倉殿御教書、馳越下野國宇都宮致忠節畢、

一藥師寺加賀守入道、宇都宮下向之間、遂對面可令

誅伐上相民部大輔之由、條々致談合畢、

一同十二月十七日於鬼窪賜御旗畢、

一同十八日自鬼窪打立府中罷向之處、同十九日於羽禰藏合戰時、難波田九郎三郎以下凶徒等追捕候畢、

一同夜於阿須垣原取陣之處、御敵吉江新左衛門尉寄來間、致散々合戰之處、藥師寺中務承令見知畢、

一同廿日押寄府中追散御敵等、燒拂小澤城畢、

一同廿九日於足柄山追落御敵等畢、

一今年正月一日馳參伊豆國府、至于鎌倉御共仕畢、

右軍忠之次第如斯、

正平七年正月 日

承了 (花押)

(花押) (尊氏)

爲後責致忠節云云、尤以神妙也、彌可抽戰功之狀如件、

正平七年正月十七日

高麗四郎左衛門尉殿

(花押) (尊氏)

下 高麗彦 (四郎經澄)

可令早領知武藏國高麗郡

内 高麗三郎 兵衛尉跡地頭職事

右爲勳功之賞□宛行也者、守例可致沙汰之狀如件、

正平七年閏二月十六日

高麗彦四郎經澄申軍忠事

右去潤二月十七日、將軍家御發向之間、自鎌倉令供奉訖、

一同十九日自谷口御陣屬于藥師寺加賀權守入道手、

一同廿日於人見原致散々合戰通裏訖、此等次第鬼窪彈正左衛門尉・澁江左衛門太郎、於同時合戰令見知者也、

一同廿八日於高麗原爲執事御手、於東口崎最初合戰致戰、若黨原七郎手負被架之條、此等次第岡部彈正左衛門尉・鬼窪左近將監、令見知候訖、仍軍忠次第如件、

正平七年三月

承了 (花押)

南方凶徒退治事、將軍家所有御發向也、早令參洛可致忠節之狀如件、



延文四年二月七日 (花押)

高麗彦四郎入とのへ

武州高麗郡分内□□分事、泰澄不斷病者□□任亡父道果讓狀子息龜一讓與仕候、仍爲給御證判□言上候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

十二月十二日

平泰□□□

南方凶徒退治事、將軍家所有御發向也、早令參洛可致忠節之狀如件、

延文四年二月七日 (花押)

高麗五郎左衛門尉殿

武藏國高麗郡内三門分、年貢怙緒代事、先度被仰下之處、于今無音何様事候哉、所詮年々未進與去年分致究濟可被遂結解、若於遲參者任被定置之法、可被入謹責使之狀、依仰執達如件、

貞治二年四月廿五日

沙彌(花押)

高麗彦四郎入道とのへ

武藏國高麗郡等縁年貢怙緒代事、爲森三郎長井庄定

使給物且所切下也、任切符之旨不日可沙汰渡給人、於年々未進及當年切殘分者、令直納之可被遂結解之狀、依仰執達如件、

貞治二年六月廿五日

沙彌(花押)

北方地頭殿

武藏國高麗郡笠縁北方郡分怙緒代事、爲長井庄定使森三郎給物切所下也、任切符之旨不日可致沙汰、於□殘者可被直納之狀、仰執達如件、

貞治三年九月十八日

沙彌(花押)

高麗彦四郎入道とのへ

可令早高麗四郎左衛門入道希弘領知

武藏國赤塚郷内石成村半分事、

右以人任先例可令領掌之狀如件、

應安元年五月廿一日

著到 武州皆旗一揆

高麗掃部助清義申軍忠事

右爲小田讚岐入道子息以下輩御退治、大將御發向之

間、去年<sup>至徳</sup>七月廿七日馳參常州市川御陣、八月十日小田御陣、同十七日志筑御陣、同十九日山崎御陣、

同廿日岩間御陣、同廿八日朝日山御陣、<sup>嘉慶</sup>五月十二日男體城切岸御陣取之時致忠節訖、同十八日城攻之時、令先懸於一城戸散々致太刀打抽戰功畢、凡於在々所々御陣致宿直警固至于當城没落之期令長攻抽軍忠之上者、賜御證判、爲備向後編鑑、着到如件、

嘉慶二年六月 日

承了(花押)

○新堀新田 新堀新田は原宿村の東にありて、新堀村よりは十四五町を隔てり、江戸より十三里の行程なり、武藏野新田の内なり、郷庄領の唱なし、四境、東は平澤新田、南は光音寺鹿山村、西は原宿新田、北は入間郡駒寺野新田に接す、九町七段七畝十八歩の段高場なり、土地平坦にして黒野土なり、家數一軒、享保十一年荻原源八郎檢地して御代官所となる、この所の古名を嘶ヶ原とよべり、西北の方に古松一株圍一丈餘なるあり、此新田に今入間郡小久保村教寶院配下、當山修驗寶藏院居住し、この地を進退せり、

稻荷社 寶藏院持、  
下同

疱瘡神社

○栗坪村 栗坪村は郡の中央より北よりの地にて、高麗領高麗郷に屬せり、村名の起る所はさだかならねと、當村の栗は名産にして、是を坪内に貯れば、翌年仲春に至りても其味かはらざれば、それより起りしならんと云、江戸より十二里餘の行程なり、四境、東は楡木村に接し、南は宮澤村に隣り、西は梅原村、乾の方高麗本郷に界ひ、北は清流・高岡・新堀の三村にて、西より北へかけては皆高麗川を界となせり、東西十町餘、南北九町許、地形南に秣場ありて高く、村の中ほどは大抵平坦にて、西北の方高麗川に添たる地は低し、民戸八十散在す、水田少く陸田多し、御入國以來御料所にて、大久保石見守が支配せし時、慶長二年高麗本郷にありける陣屋を當村に移し、又本郷の内高麗町の民戸もそこばく移り來て、隣村梅原村の邊まで軒をつらねて、居をなすこと二町餘なりしかば、彼本郷にありし時の名を以て、こゝを高麗町と唱へ、月ごとに四八の日を市日となして賑ひしに、元文二年御代官田中休藏が支配せし時、在住のこと止みて江戸へ引移れり、その後一橋殿の領地となり、延享年中かの陣屋の跡、三段九畝餘の地を開發して高入とす、かゝりければ當所の市も漸く衰へて、五六十年前より終に廢せりと云、高麗町のこと、高麗本郷の條下に載せれば合せ



みるべし、檢地は寛文八年坪井次右衛門糺せり、古の檢地は水帳を失ひたれば詳ならず、近村と同一慶長二年、萬治二年の兩度にあらためありしなるべし、村内に川越より秩父邊への往還一條あり、道幅三四間、東は楡木村より入り、西の方梅原村へ達す、

高札場村の中程、

小名 上八川原 和田 前畑 御藏島 袋竹 みかど 栗原 東原 中丸澤 市場

高麗川 村の西高麗本郷より流れ來り、當村及び清流・高岡三村の境を十五町許曲流して、楡木・新堀兩村の境に注ぐ、川幅三十間より五十間に及ぶ、水流平常は六七間ばかり、冬春の間は橋をわたし、其餘は徒渉す、

藏屋敷跡 村の西上八川原にあり、昔陣屋附の藏ありし地なる地となれり、傍の高處に月之宮あり、御代官田中休藏創建すと云、

諏訪社 栗坪梅原兩村の産神なり、宮を造營するは神慮に叶はずとて、村の内往還の傍に笹竹をもて屋根ともに打焚へり、例祭七月廿八日にて、其時かの笹竹の覆ひを改め替むと云、村持、

山神社 村持、

愛宕社 下同、

高根社 常福寺の持、

辨天社 龍泉寺の持、下同、

荒神社 社地二十歩許の杉森にて畠中にあり、古此所に高麗王神明社の後裔たるもの居住せし所と云へり、其名を傳へず、萬福寺の持、

稻荷社 勝音寺の持、

勝音寺

栗原山と號す、臨濟宗、相州鎌倉建長寺末、慶安年中佛印大光禪師、久庵僧可應永廿四乙酉正月廿六日寂す、時に年七十八、禪師は上杉兵庫頭憲政が男なり、父の命によりて入唐し、在唐十年のち歸朝す、東國無雙の智識、寺寶といふ、本尊は彌陀を安置す、末刹二ヶ寺あり、

大般若經一部 康安・貞治・應安等の奥書あり、其文に下野國

嚴呪一、及金剛經一卷、心經七卷讀誦、諸願供養書比丘昌地、大禮那淨心禪尼一人とあり、全部の内七十卷を失ひたれば、

後人之を補 觀音堂 千手觀音、脇士不動毘沙門を安ず、共に寫すと、觀音は坐像にて長一尺七寸餘、脇士は立像にて各長一尺二寸餘、再興は延文五庚子年四月、佛師周防法橋明尊なりと、其後享保年間修補を加ふと云、

鏡樓 鐘を懸たり、正徳元年鑄造の、

龍泉寺 高岡山と號す、新義眞言宗、新堀村聖天院末なり、當寺はもと高岡村にありしが、何の頃かこゝに移せしと云、慶安年中高岡村にて、地藏堂領三石の御朱印を賜ふ、この堂は今も高岡村にあり、開山詳ならず、中興開山水慶は延

享三年九月廿三日寂す、本尊不動を置、

常福寺 律平山と號す、同宗同末なり、開山詳ならず、中興良海寶永三年四月八日寂す、本尊は不動を安置せり、

長光寺 青玉山と號す、宗末前に同じ、今は廢寺と

萬福寺 大智山と號す、宗末とも前に同じくして、開山詳ならず、中興卓推は正徳二年八月十二日寂す、本尊不動を

安、勢至堂 稻荷社

泉福寺 醫福山と號す、これも宗末前に同じ、開山詳ならず、中興開山賢光は元祿七年十二月廿三日寂せり、本尊は

置す、安

觀音堂 村民の持、

楡木村 附持添新田

楡木村は郡の中央より少しく東北よりあり、高麗領高麗郷に屬す、村内に舊家と稱する農民四五軒あり、それが家にある楡木は、その類他になきものにて、村名もこれより起りしと、此農民等は古へ高麗王に陪從して、爰に移りしもの、子孫なりと云傳れど、證とすべきことなし、江戸より十二里の行程なり、四境東は猿田村に隣り、西は栗坪村に續き、南は宮澤村に接し、北は野々宮村に及ぶ、乾の方高麗川に限り、對岸は新堀村なり、東西五町程、南北十一町許、地形東西

楡木之圖



へは平地にて、南に小山あり、北は高麗川の方へ漸下す、民戸三十一所々に散在す、土性は眞土及び赤黒の野土等なり、水田は僅にして陸田多し、小田原北條の時當村の内十五貫文を三田彈正少弼領せしよし、彼家の役帳に見えたり、寛文八年坪井次右衛門檢地して貢税を定む、正保の頃は御料所なりしが、享保十七年黒田豊前守直邦に賜はり、今其子孫豊前守直侯が領分なり、村の南に持添新田あり、段高四町あり、御料所にて今御

六段餘、延享元年川崎平右衛門檢地す、代官支配せり、高札場村の東寄

小名 八王子 大日向 小日向 柳澤 堂ノ前 とう はかいと 山下 たむかい 雁明 あくつ 西久保



高麗川 村の北界を流る、西の方栗坪村より来り、七町許にして北の方新堀村に達す、川幅凡三十間、八幡社 村の持

神明社 村民の持

東光寺 玉王山と號す新義眞言宗新堀村 藥師堂 藥師は木の

一尺八寸、行基の作と云、

○高麗本郷 高麗本郷は郡の中程にあり、高麗郡に屬す江戸より十三里の行程なり、四境、東は梅原・栗坪の兩村に隣り、西は横手村につき、南は高麗川を限り、對岸は臺村なり、北は高岡・清流兩村に接せり、東西二十町、南北三十町許、當村正保の國圖には高麗町と見え、元祿改定の圖には既に今の唱となれり、もとより一村の地を呼しことなるに、いつの頃よりか村内を四組に區別せり、所謂日向・市原・駒高・高麗本郷よりこの高麗本郷は往昔陣屋町ありし邊をいへり、事は末に辨ぜり、さて此四區に村落をなせるさまは、さながら一村の如にて、各處に里老ありて貢税をとりあつめ、里正のもとへ合して上納せり、又は一區の里務、或は歲時の流風みな里老の左右するにあり、本郷戸數廿五、市原戸數十三、日向戸數十五、此三組は高麗川の北に添ひて、北に山を負て家居

し、南は高麗川の方へ漸下せし谷間の地なり、駒高祖と云るは村の北にあたりて、山を越へ谷を隔て別に一村落をなせり、民戸十五軒、山の中腹に散在す、戸數すべて六十五、此邊より西の方谷間へ入るにしたがひ、専ら山稼を業とせり、水陸の田等分にて、山林特に多し、土性石交りの眞土なり、寛文八年坪井次右衛門檢地して貢税を定む、正保の頃は御料所なりしが、寶曆年中清水殿領知となり、今は又御料所となり、御代官川崎平右衛門支配せり、こゝに古へ高麗町と稱せしは、高麗川の西岸にて、この村の内に又高麗本郷と云ところあり、そのかみ大久保石見守が支配せし陣屋ありて、近郷の貢税を收む、その頃より三八の日は市立て繁榮の地なりしが、いとせばき所なる故に、川を越て梅原の地まで賑はひしとぞ、しかるに丙丁の災ありければ、慶長二年梅原・栗坪の村境にて、栗坪に屬する原野の地へ陣屋を移され、今の里正三郎兵衛が祖先を始として、多くの人々命をうけて、陣屋の邊梅原・栗坪二村の地へ移り、陣屋の用をつとめしとぞ、今その子孫二村の地に遺れるもの、四十四軒の屋敷あり、その時は岡村半兵衛支配し、夫よりひきつゞき鳥十左衛門・彦坂平九郎・市川孫右衛門・高室喜三郎・高室喜太郎・高室四郎兵衛等の支配所となり、人民繁殖す

日和田山之圖



新編武藏風土記稿卷之百八十四 高麗郡之九

るゆへ次第に市もさかえしかば、二村の名は唱へずして高麗町と稱し、もとの高麗町をば高麗本郷とよべり、其頃は高麗町にて高麗本郷は支配せしなれど、彼地一橋殿領地となり、民戸梅原・栗坪二村へ組こみとなりしより、そのことはやみしと云、  
高札場三ヶ所 一は村の東、一は村の中程、一は村の西よりあり、  
小名 高麗本郷 日向組 市原組 駒高組  
高麗川 村の西の方横手村より来り、東の方栗坪村に達す、村の南界を流る、こと凡三十町、川幅二十間許、  
橋 高麗川に架す、長六間、幅三尺の板橋なり、當村と臺村との界にあり、因て兩村にて造れり、  
日和田山 此山は御代官所にて、當村及び栗坪・梅原・清流四村の入會秣場なり、委くは總説に辨ぜり、  
九萬八千社 高麗本郷の鎮守なり、例祭九月廿九日、梅原村の里正三郎兵衛が持なり、此三郎兵衛はもと當所の民なりしが、高麗町を移せしとき、彼村に移住すと云、  
聖天社 日向組の鎮守なり、神體は古物とみゆ、厨子に奉請宮たれど、古社たること知べし、神職天竺相模吉田家の配下なり、  
藏王社 市原組の鎮守、  
子ノ神社 駒高の鎮守、  
安州寺持、



長壽寺 萬福山と號す、新義眞言宗、新堀村聖天院末、慶安二年釋迦堂領三石の御朱印を賜ふ、本尊釋迦を安す、中興開山秀傳元文元年十一月八日示寂

安州寺 東光山と號す、臨濟宗、栗坪勝音寺末、本尊文殊を安す、開山安州隣藤寛永十三年十二月廿九日寂す、開基村氏大野喜兵衛、法號心眼智首、觀音堂 藥師堂 地藏堂 座、寛永十七年七月廿六日寂す

福正寺 嶽上山と號す、新義眞言宗、新堀村聖天院門徒、本尊彌陀を安す

○高岡村 高岡村は郡の中程より北によりて、新堀村の西にあり、高麗領高麗郷に屬す、村名の起りは、隣村新堀の小名大宮の邊よりして、地形頗高きゆへ名づけりと云、江戸より十三里餘の行程なり、四境、南は川を界として栗坪村に隣り、西は清流村にて堀川を界とし、東と北は新堀村に接し、乾の方に高麗本郷の地さきかゝれり、東西八町、乾の方へかけては十二町許あり、南北八町餘西北には山をうけ、南に高麗川の流あり、巽より午の方へかけて地形低し、民戸四十二、水田は少くして陸田多し、古より御料所なりしが、延享四年一橋殿の領地となりて今にかはらず、其餘新堀村聖天院の阿彌陀免、及び同寺の坊舎金蓮坊持の稻荷免等村内にあり、檢地は新堀村と同じ、慶長・寛治・寛文の年間に糺せり、

高札場村の乾にあり

小名 地福 岩澤 高田 別所 岩本 杉本 梅本

以上小名、多くは古へ聖天院坊舎の舊跡にして、今にその名よべり

稻荷社 村民持、下同じ

神明二社

荒神社

山神社

地藏堂 隣村栗坪村龍泉寺持、地藏は木の坐像にて長一尺二寸、行基の作なりと云、慶安年中堂領三石の御朱印を賜ひしことは、龍泉寺の條にみへたり

長壽者村民八兵衛妻 百二歳にて文化二年歿せり、九十一歳の時より十二ヶ年の間、一橋殿より扶助米を賜へり

○梅原村 梅原村は郡の中程より北の方にて、高麗川の東岸にあり、高麗領高麗郷に屬す、この村に高麗町の舊唱あることは、高麗本郷の條にのせられたればこゝに略す、江戸より十三里餘の行程なり、四境、東北は栗坪村に隣り、西は高麗川を限り、對岸は高麗本郷なり、西より南にめぐり臺・宮澤の二村に犬牙す、東西凡五町、南北十町

許、當村より南の方中山村へ通ふ道十町許かゝれり、道幅二間、又秩父より川越への街道東西にかゝれり、路程五町餘、其幅廣き所にて十間、戸數四十八、此内街道の左右一町許の所に、連住するもの若干あり、西南に山あり、半は秣野にして栗坪・臺の兩村入會なりと云、山に添ふたる村なれど、敢て高低もなく、陸田多くして水田は十分の一なり、天水を以て播種す、故に旱損の患まゝあり、土性は眞土なり、養蠶をなし或は絹木綿を織て生業を資く、檢地は寛文八年坪井次右衛門糺せり、正保の頃は御料所なりしが、延享四年一橋殿領知となり今にかはらず

高札場村の中程より西にあり

小名 高麗 昔高麗町と唱、天王 清水 根岸

高麗尾根 當村より中山村へ越る山なり、登ること五六町

高麗川 村の西臺村より來り、北の方栗坪村へ流る、當村に係ること凡六町、川幅四十間、平水五間許り

天王社 村民の持

滿藏寺 南嶮山持地院と號す、新義眞言宗、新堀村聖天院末、慶安年中地藏堂領三石の御朱印を賜ふ、開山慶順年代詳ならず、本寺寶 不動畫像一軸 弘法大師の筆なり、弘法大尊不動を安

師自畫像一軸 地藏堂 本尊は木の坐像にて長九寸、運慶の像を正面に居置ても、をのづから左の方へ向と云、昔より開扉せず

舊家者三郎兵衛 氏を堀口と云、祖先是北條家に仕へしよし、高麗町より茲に移りしと云、古書二通を藏りせ

預御狀候、仍先日者自三浦申入候き、御祝着之由□預候本望候、三崎之普請就出來申參府申候、然者麥上之御調儀、被御申請度之由無御餘儀候、定而御別條有間敷候、氏邦就御參府者、涯分得御作意聊無御沙汰可令馳走候、次蠟燭一箱被掛御意候祝着候、委細重而可申條令省略候、恐々謹言、  
卯月十七日 左馬助氏規(花押)

六郎殿 御報

乍恐以書付申上候

一横手村すみかまと申山へ、前々より馬草かり申所を三ヶ年跡まであいとめ、一切とをし不申、めいわくよし御手代へ御わひ事申候へは、前々のこと



くかり可申よし被仰付候へ共、龍泉寺我かまゝを申されからせ不申候事、  
一右之すみかま山より御法度之松之木、方々へさいけんなくうり出被申、うわ木の分きり被申に付て、御代官へ申上候へは、則山の御見分被成、御代官之御意をもちい不被申候に付而申上候、  
一かま三十貳具には六筋とちかね迄とられ申候、龍泉寺被召寄御裁許所希候、  
丑十二月十二日

- そへ□ 次右衛門○ こま
- 楚右衛門 戸右衛門○ 二郎右衛門□
- 佐右衛門□ 小兵衛 二郎兵衛
- くりつほ 新八○ 惣左衛門
- 三郎へもん□ 新左衛門△ 孫七郎
- 清左衛門 助十郎 九兵衛
- 太郎右衛門 十右衛門○ 彦三
- 與右衛門 孫十郎 惣兵衛○
- 庄右衛門 助兵衛□ 與右衛門一
- 惣右衛門 三郎右衛門□ 新右衛門十
- 市兵衛□ 彌太郎 助十郎
- 作兵衛 七右衛門□

御奉行様  
藤左衛門□  
助七郎  
藤右衛門

如此目安上候間、出候て可有對決候、  
寛永二年  
丑極月十三日  
島彈正 印  
土大炊 印  
酒備後 印

武州之内駒村  
龍泉寺

新編武藏風土記稿卷之百八十四之終

新編武藏風土記稿卷之百八十五

高麗郡之十

○清流村 清流村は郡の中程より北寄にて、高岡村と高麗本郷の山間に夾りたる村なり、高麗領高麗郷に屬す、村名の起りはさだかならねど、村の南小名井戸神と云ところあり、古こゝより清泉涌出せし故名づくと云ふ、江戸より十三里餘の行程なり、四境、東は高岡村に隣り、巽の方は高麗川を界として栗坪村に對し、西より南は高麗本郷に接し、北は新堀村と高麗本郷に界へり、東西四町ばかり、南北の互りは二十四五町、陸田多く水田は少し谷間にあるのみ、檢地は新堀村と同じく慶長・萬治・寛文の年間に糺せり、古より御料所なりしが、後一橋殿領知となりしも、近村と同時なるべし、寶曆五年五町八段九畝餘の陸田開發あり、又寛政十年新田四畝餘の地を開發せしが、是等はみな木村の高入とす、この檢地はいづれも一橋殿よりの糺なりと云、民戸二十六所々に散住せり、

高札場村の南にあり、

小名 清流 廣見 大澤入 小屋舗 小坂 新屋舗  
寺之下 堂ノ日向 井戸神

神明社 以上上村  
子聖社 民持  
山神社  
神明社

愛宕社 以上西福  
西福寺 清流山と號す、新義眞言宗、新堀村聖天院の門徒なり、本尊藥師を安ず、當寺は今類敗して庵室にひとしく、起立つまびらかならず、  
福藏院 本山修驗、篠井村觀音堂の配、虚空藏堂木の坐像長置き、行基の置なりと云、

○臺村 臺村は郡の中程より西北に寄れり、高麗郷に屬す、當村と久保村と接し、當村は南に在て高く、久保村は北にありて卑し、按ずるに高き處なれば臺と呼び、卑隲なれば久保と唱しならん、久保は窪の字なるべきを土人書換しものなるべし、江戸より十四里の行程なり、東は梅原村に隣り、西より北に廻り久保村に接し、南は飯能村に續き、北の方高麗川を限り對岸は高麗本郷なり、



東西六町、南北十三町、地形頗る高して平坦、南の方に小山あり、民戸五十六、所々に散住す、土性は山鳥眞土黒野土等なり、水田少く陸田多し、村の南の山間より涌出する小流を水田に沃げり、仍て旱損ありと云、正保の頃は御料所なりしが、寶曆年中清水殿領知となり、今はまた御料所となりて、川崎平右衛門支配せり、寛文八年坪井次右衛門檢地して貢税を定む、當村に一條の街道かゝれり、東の方梅原村より來り、西の方久保村に達す、村内を経ること六町ばかり、道幅凡三間、この街道高麗川に添ひし道にて秩父街道なり、是より下の村々を経て上井上村に至り、鎌倉峠にかゝり秩父郡に入る、

高札場村の北寄

小名 大澤 中ノ田 日向側 上ノ臺

高麗川 村の西の方久保村より來り、東の方梅原村に達す、川の北境を流ること六町ばかり、川幅十間より十五間にいた

御嶽社 村民持

圓福寺 清珠山千手院と號す、新義眞言宗、新堀村聖天院の末

慶安二年彌陀堂領四石の御朱印をたまへり、本尊は不動を安置 彌陀堂

○久保村 久保村は郡の中程より西北に寄れり、高麗領に屬す、村名の起る所の案既に臺村の條に辨す、江戸よ

り十三里の行程なり、四境、東より南へめぐり臺村につゞき、西は横手村に接し、北は高麗本郷・市原組に界へり、東西四町に餘り、南北十二町許り、土地高麗川の方へ最も漸下し或高低あり、高麗川に添ふて民戸十六散在す、水田少く陸田多し、村の南の方山間より出る小流を水田に沃げり、仍て旱損ありと云、土性赤野土眞土なり、寛文八年坪井次右衛門檢地して貢税を定む、正保の頃より今に御料所にして、御代官川崎平右衛門支配せり、村の字坂下谷に溜井一ヶ所同所に秣場一ヶ所あり、當村に一條の街道かゝれり、東の方臺村より來り、西の方横手村に達す、村内を経ること五町ばかり、道幅凡三間、是秩父街道なり、

高札場村の中程

小名 篠原 入口 平松 戸立

高麗川 村の西の方横手村より來り、東の方臺村に達す、川の北境を流ること凡五町、川幅二十間ばかり

橋 高麗川に架す、長五間、幅三尺、當村と高麗本郷との兩村にて造れり、

摩利支天社 村の鎮守にて、勝藏寺の持

勝藏寺 鹽郷山と號す、新義眞言宗にて、新堀村聖天院の末なり、慶安二年地蔵堂領四石の御朱印を賜ふ、法流開山

隆貞享保中示寂す、地藏堂

彌陀堂勝藏寺の持

○横手村 横手村は高麗領の西北にあり、高麗領に屬す江戸より十四里の行程なり、四境、東は高麗本郷・久保の兩村に續き、西は高麗川を界とし白子村に隣り、南は山ありて峯を界とし、水田・久須美の兩村に及ぶ、北も亦山つゞきにて入間郡權現堂村に接せり、東西十二町、南北も十二町ばかり、是より西は山々嶮岨にして、秩父の峻嶽に接す、其中間を高麗川の流れ屈曲して流る、左右に民戸七十一、又北の方の谷間に小瀬名と云へる所に民家四軒散在す、總て七十五軒あり、土性小石交りの眞土なり、水田少く陸田多し、水田の用水は谷々より涌出する小流を引て沃げり、此邊より西は總て谷間の村にて耕す地少く、山林尤多く、山稼を専らの生業とせり、小田原北條家分國の頃は當村二十貫文の地を松田左馬助領するよし、貫高は詳ならねど、三田彈正少弼も領する由し、彼家の役帳に見へたり、又天正の頃山口若狭守が領せしこと、村民半之丞が藏する古文書に載す、御打入の後は御料所なりしが、延享四年一橋殿領知となり今も替らず、寛文八年坪井次右衛門檢地して貢税を定む、當村に一條の街道かゝれり、東の方久保村より來り、西の方白子村に達す、村内にかゝること十二軒許り、道幅凡三間、是

は秩父街道なり、

高札場村の西寄

小名 小瀬名 畑中 關 廣瀬 諏訪 屋舖 峯坂

高麗川 村の西白子村より來り、當村を経ること十二町許にして東久保村に達す、川幅は十間ばかりなり、

諏訪社 村の鎮守なり、例祭七月二十六日、當社に藏する棟札に、奉造督武州高麗郡横手村、諏訪大明神、大禮那大

久保重兵衛殿、小禮那山口若狭守、于時慶長六辛丑二月、神主大野治部とあり、又刀一腰を藏む、銘正恒、長二尺五寸、

是は村民半之丞が先祖山口郷左衛門の佩るところなりしを、當社に奉納すといふ、神職は大野越後なり、

瀧泉寺 寶雲山觀音院と號す、新義眞言宗、京都小室仁和寺の御末なり、本尊不動を安ず、慶安二年觀音堂領九石の御

朱印を賜ふ、當寺は萬壽元年の草創なりと云、開山開基を傳へず、古き過去帳に、大般若及天台四教共に箱入、小田原落

城の節松田左馬助に納むとあり、此大般若天台 觀音堂四教、皆いづれも散逸して今はつたへずと云、

萬壽二年造立すと云傳ふ、觀音木の坐像長一尺四寸、脇立不動毘沙門木の立像長一尺五寸、二十八部衆木の立像長一尺五分、風神・雷神木の立像長五寸五分、ともに熟田の作と云、

その名詳ならず、總てこれを空殿のうちに安せるなり、

福壽寺 無量山と號す、臨濟宗、郡中上井上村興福寺の末なり、

示寂す、本尊彌陀を安ず、中興開山正宗存貞享保二年十一月示寂

舊家者半之丞 山口を氏とす、先祖山口若狭守重明は、信州諏訪に居住し、永祿七年小田原北條家に仕へ、同



き十二年當村の代官職を命ぜられて、村内山根と云し所に住せり、天正七年隣村白子にて二十貫文の地を領す、同き十年上野國前橋の役に戦功ありしかば、其賞として相模國愛甲郡奈良澤郷にて二百貫文、當國多磨郡關戸の内、乞田村勝河村にて五十貫文の地を加増あり、其外當村にて給田を與へしことなど、總べて藏する所の古文書に見へたり、小田原落城後、此所に潜匿し、慶長十七年八月二十二日卒す、若狭守が子郷左衛門重久も、小田原へ勤仕せしが、父と共に此所に蟄居し慶長十三年駿府にをいて、神君酒井雅樂頭忠世に命ぜられて召出され、水府鶴千代君につけさせられ、水戸の地に移住す、郷左衛門其子六郎右衛門へ家督を譲り、其身は當村に隠居せり、六郎右衛門子孫は今に高松藩中に連絡たり、郷左衛門が二男九郎兵衛、三男彌三兵衛は病を謝して、父郷左衛門に孝養せんがため茲に歸隱せり、彌三兵衛が子孫即今の半之丞是なり、古文書七通、系譜其外古器等を藏す、左に、

就代替判形出候事、横手村代官職之儀相任候、并不入之事心得候、百姓無退轉様に可申付候、用所之時者人馬以印判可申付候、横合等之儀不可有之者也、依如件、

己巳霜月廿四日 憲 秀花押  
山口郷左衛門殿

給所之事 白子村 深澤共  
廿貫文

右者武州白子村大石隼人所務仕來之場所不殘被宛行候、御直印者追而可被遣之旨可被相心得候、依而如件、

天正七年己卯三月三日 松田尾張守憲秀 花押  
山口郷左衛門殿

此度瀧川左近將監與於上州前橋合戦之刻、父子先登進敵と戦大勢を追崩、殊に首取事無比類働一人當干也、此度勳賞相州愛甲郡於奈良澤郷貳百貫文之所宛行者也、依如件、

天正十年壬午七月廿三日 發仙奉之  
山口郷左衛門殿  
同 彌太郎殿

給所并陣夫扶助共ニ定之事  
貳拾五貫文 關戸村勝河村之内出之也  
以上

一前々於横手之内取來給恩彌太郎に相讓、彼者小田原仁然與可爲相詰定に付而、父子各別に加扶助候、彌太郎こと小田原に、脇近若狭守者山根に在之

而、如此以前諸篇可走廻事、  
一陣役武具着到無不足、彌綺羅美輝に可走廻事、  
右定置所如件、

天正十五年丁亥五月八日 發仙奉之  
山口若狭守殿

給所定事  
合廿五貫文 關戸乞田  
以上

右武州關戸之内於乞田之村出候へ者、夫錢共に上下三人無不足、武具以下寄羅美輝に相略、如年來可走廻者也、依如件、

天正十七年己丑十月三日 發仙  
山口若狭守殿

横手村給田定  
七貫五百文 山口郷左衛門  
七貫五百文 同 喜兵衛  
五貫文 同 美作守  
以上廿貫文  
右定置者也、依如件、

己丑八月廿二日

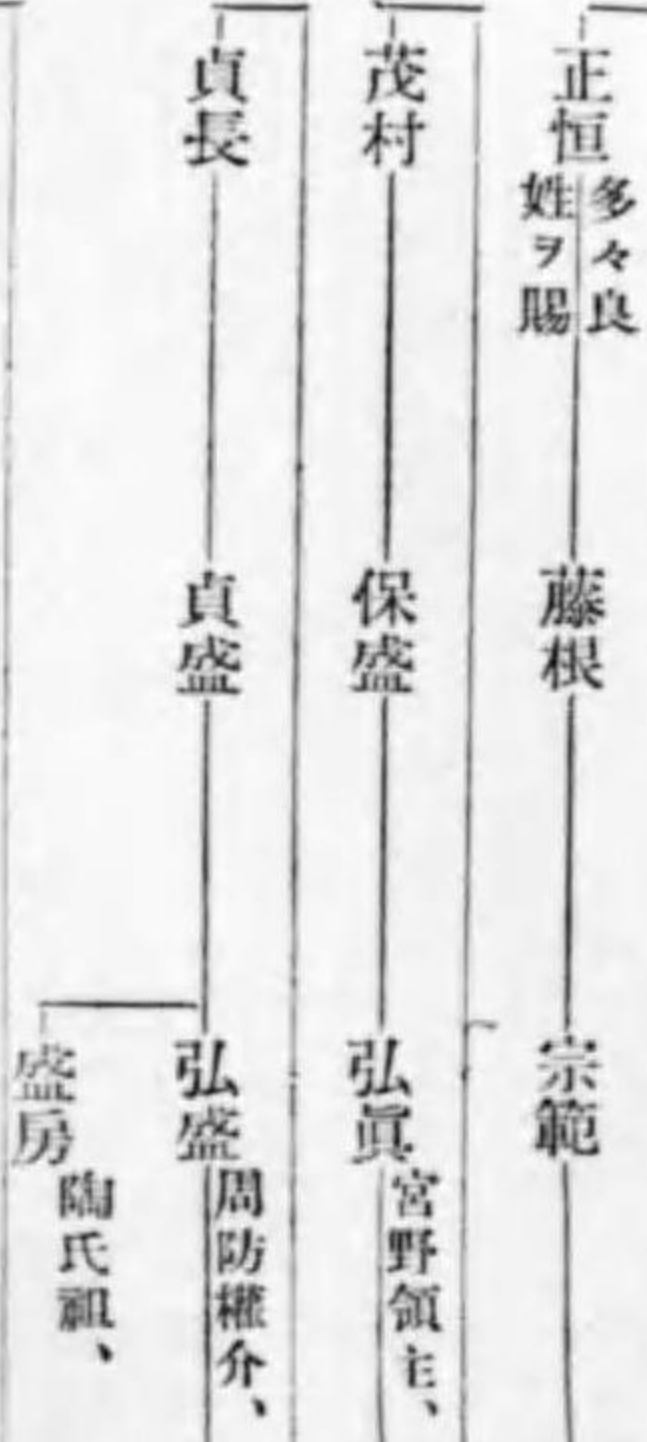
山口若狭守殿

爲陰居分當村請取候諸公事并所用之儀、此印判一返迄相守、無沙汰嚴密に可勤之候、此印判之外不可有之候、若徒者有之而假初之儀成共申付候者、則時に來而可及其斷候、猶此印判之外不可有之者也、  
丑五月十六日  
横手  
山口若狭守殿

山口大内氏系圖

琳聖太子 百濟國王餘曠二王子也

人皇三十四代推古天皇御宇、周防國佐伯多々良濱繁船ヲ、帝詔賜長門國大内縣ヲ





滿盛 此時有軍功賜長門國ヲ、壽永元年始號大内介、

弘成 周防權介、

弘貞 周防權介、此時異國ノ蒙古ヲ討、惟康親王治世也、賜周防國、

弘安 周防權介、重弘 正六位上周防權介、法名圓淨、法名淨惠、

弘幸 正六位上周防權介、法名妙嚴、

弘世 從五位周防權介、法名道楷、周防長門石見太守、此時遷周防國山口、

義弘 左京大夫從四位上周防權介、法名佛堂、周防長門石見豐前大守、明德合戰抽忠勤、和泉紀伊ヲ拜領

弘茂 伊豆守、

滿弘 新介、

盛見 從五位下修理大夫、實義弘弟暫繼兄跡、周防長門豐前守護也、(法名德雄)

女子 山名讚岐守時氏室、

大友修理大夫親世室、

持世 刑部少輔從四位下、法名正弘、

持盛 正六位大内孫太郎、法名道繼、周防權介、代兄ニ治國三年、永享元年卒、

教弘 從四位下左京大夫、周防權介、法名 周防長門豐前前太守、伊豫國於與居嶋卒、贈三品宣下、

政弘 從四位下周防權介、法名眞正、右四ヶ國太守、

義興 從三位周防權介左京大夫、法名義秀、周防長門豐前安藝石見山城太守、

義隆 從四位侍從太宰大貳周防權介左京大夫、周防長門豐前安藝備後石見等太守、

義長 豐後屋形二男號八郎、弘治二年四月七日長門府於長福寺伏誅、同月二日內藤隆世同所於勝山城切腹繼絶、

孝幸

任世 多門院 尾州愛智郡星崎郷居笠雲寺、他日還俗、生一子、

盛幸 自元祖歲久防州山口ニ居ル故、此時ヨリ稱山口修理進、世々尾州ニ住ス、

盛重 將監此時始テ星崎ニ築城住ス、號郷左衛門尉、

盛政 修理進平兵衛、

重俊 内藏介九郎兵衛、兄盛政ト不和ニテ、大永二壬午年星崎ヲ出奔、信州諏訪氏ニ依テ、暫諏訪郡住リ、則諏訪氏娘嫁、重俊男子生三人、

重明 彌太郎郷左衛門、受領若狭守、永祿七甲子年、相州小田原北條ニ附屬、武州横手郷同白子村ヲ領知、同年、横手郷ニ居住、小田原ニ勤、度々之合戰抽忠勤、於相州愛甲郡奈良澤郷ニ、永高二百貫文之所、武州多麻郡於藤戸勝川乙田村、永高五百貫文之所拜領、御書附等有之、小田原没落之後、横手郷ニ引込、慶長十七年乙巳年八月二十二日、右村ニ死去、法名號善入大居士、

重勝 彌七郎喜兵衛、受領和泉守、永祿七甲子北條ニ附屬、小田原ニ勤、慶長八癸卯年八月二十二日、横手郷ニ死去、法名號道全沙彌、

重保 彌八郎九郎左衛門受領美作守、永祿十甲子年北條氏ニ附屬、小田原ニ勤、

豐重 彌四郎源左衛門、依病身ニ信州ニ居、天正年中横手郷ニ來、住居、母諏訪氏ニあらず別姓也、慶長年中横手郷ニ死去、

重久 彌太郎郷左衛門、小田原ニ勤、父若狭守山根ニ有之郡中之諸藩可相守之、彌太郎小田原に相詰可昵近之旨、氏直公依上意小田原に籠城、天正十七丑年より號郷左衛門、小田原没落以後横手郷居住、則横手白子代官職相勤、然處慶長十三戊申年正月廿九日、東照神君駿河に於て、酒井雅樂頭忠世に命ぜられ、被召出附屬、十七騎之組頭相勤、元和五己未年依台命水戸殿ニ附人ニ成リ、於水戸實子忠重之家督相續、寛永十一甲戌年四月二十日、横手郷ニ而死去、法名號慶玄大居士、

忠重 彌太郎六郎右衛門、水戸にて父重久家督相續、則水戸居住、知行高五百石、十七騎組頭、

重幸 彌市九郎兵衛水戸殿之勤仕、知行高三百石、號横手九郎兵衛、病身故寛永年中本國横手郷へ引込、寛文十一辛亥四月二十七日死去、法名積安居士、

新編武藏風土記稿卷之百八十五 高麗郡之十

重長 彌宗兵衛郷左衛門、水戸殿之勤仕、知行高二百石、有故天和元酉年、常州那須島之子山別當護智院方に居住、死去、右護智院は重長葬たるに依也

忠正 彌宗兵衛父重長家督相續、水戸殿之勤仕、有故知行被召上、牢人、水戸を出奔、常州鳥子山に居住、

高重 大須賀小兵衛、大須賀氏養子家督相續、賴重公之御附人と成、讚州高松居住、知行千石、

重直 彌太郎六郎右衛門父忠重家督相續、水戸居住、十七騎組頭、知行高五百石、

重定 江之助善左衛門、賴重元奉附、讚州高松居住、知行高三百石、

鎗一本 身長六寸五分、柄 行器一 古物な 三方一 同く古物 長七尺七寸五分、

猪口五 内底に日本國秋津嶋と模するもの一つ、大明成化年製と模するもの四つ、外底には宣徳年製と模せり、

○白子村 白子村は郡の西北にあり、高麗領高麗郷に屬す、江戸より十四里の行程なり、四境、東は横手村につゞき、西は平戸村に隣り、南は山の絶頂を界とし小瀬戸村に接す、北もまた山の峯をさかひて入間郡權現堂村なり、東西十八町、南北一里許、民戸五十八、高麗川の流れにそふて左右に居をなす、こゝも南西北の三方は山々連りて、西の方にいたれば猶さら峻しく、土地次第に狭く、山溪の間に村落をなせり、土性石交りの眞土或は黒野土等なり、水田少く陸田多し、用水は谷間より涌出するを沃げり、寛文八年坪井次右衛門檢地せり、此村永祿



長念寺境内圖



の比北條左衛門大夫五十貫文、當所に於て領せしよし、小田原役帳に見ゆ、又大石隼人が領せしを、天正七年山口郷左衛門に與へしこと、横手村の民半之丞が藏する文書に見えたり、正保の頃は御料所なりしが、享保十七年黒田豊前守直邦に賜はり、今その子孫豊前守直侯が領分なり、當村一條の街道かゝれり、東の横手村より來り、西の方平戸村に達す、村にかゝること凡二十町、道幅三間ばかり、これは秩父街道なり、高札場村の西寄あり、

小名 平 北神戸 平山 白子 南 原 深澤横手村が藏する所の文書に廿貫文白子村深澤と云へるは此の地なるべし

高麗川 西の方平戸村より來り、東の方横手村に達す、當村にかゝること凡二十丁、川幅十間ばかり、

白髭社 營の棟札とす、例祭六月十五日なり、永祿七年當社造を社寶とす、長三尺三寸、無銘、これは中山勘解由が家臣加治某、八王子城落去の時帶せし刀なり、小瀬戸村の民長十郎が先祖なり、神社に奉納せしと云、長十郎は加治氏なり、神社職職加賀吉田家の配下、

八幡社 神職職職山城吉田家の配下、  
長念寺 清流山と號す、曹洞宗、中山村能仁寺末なり、藏する所の古文書によりて考れば、古き寺なること知らる、

天正十九年寺領十石の御朱印を賜ふ、本尊觀首木の立像長三尺五寸、運慶の作なり、開山能仁寺四世格外玄逸、慶長八年三月廿八日寂す、こゝに開山と云るは中興なるべし、寺領のことにつきて大石源左衛門定久、及び北條氏邦のあたへし文書二通を藏す、その文左のごとし、

長念寺々領之土貢宛之候訖可納候、於向後不可致難澁候、門前之者共も寺家へ能能可走廻也、  
天文十二年七月朔日 花押 定久の  
花押

寺領之事如前々可被拘、不可有横合旨被仰出者也、  
依如件、

丙寅正月十三日 丙寅は永祿九年なるべし  
白子の内  
長念寺  
門 本堂 衆寮 觀音堂 木の坐像にて長一尺五寸、脇立毘寸、すべて運慶の作なりと云、圓通の扁額をかく、  
西光院 安業山と號す、新義真言宗、虎秀村東

○平戸村 平戸村は郡の西北にあり、高麗領下我野郷に屬す、此村及び虎秀・上下井上・長澤の五村は、もと一村にして下我野村と云しを、寛文八年坪井次右衛門檢地せし時分村すと云、正保の改にも下我野村と一村にのす、

元祿の改には上下井上を一村として、四村に分ちのせ、各下我野の文字を冠せたり、江戸より十四里の行程なり、東は白子村に隣り、西は虎秀及び上下井上の三村に接す、南は山の頂を界として小瀬戸村につゞき、北は高麗川を界として虎秀村に及び、又山を界て入間郡權現堂村にも交れり、東西八町に餘り、南北一里許、地形南北に山あり、東西へ高麗川に添ふて住居せる民三十戸散在す、土性小石交りの眞土或は黒野土等なり、陸田は多く水田は僅にして、その用水は谷間より出る小流を沃げり正保の頃は御料所なりしが、享保十七年黒田豊前守直邦に賜はり、今其子孫豊前守直侯領せり、當村に一條の街道かゝれり、東の方白子村より來り、西の方虎秀村に達す、村にかゝること十町許、道幅凡三間、これは秩父街道なり、

小名 千房 勝子船 小田原北條の時、鞆鼓船廿貫文松田左るは、此地なるべし、土人鞆鼓を勝子に書換しものならん、

高麗川 村の西の方虎秀村より來り、當村にかゝること凡十丁にして、東の方白子村に達す、川幅十間ばかり、  
三宮神社 村民持、  
荒神社 下向、  
天神社



正雲寺 金生山と號す、臨濟宗、上井上村興德寺の末、本尊は地藏を安ぜり。

藥師堂 二字持、村民の

○虎秀村 虎秀村は郡の西北にあり、高麗領下我野郷に屬す、江戸より十四里の行程なり、四境、東は平戸村につゞき、西は上井上村に隣り、南は高麗川を界とし、對岸は平戸村なり、北は山を界ひ、入間郡阿諏訪・權現堂・青柳の三村に接せり、東西凡二十町、南北三十町許、民戸は北の方へ入りし谷間虎秀川と云へる小流に添ひて住し、或は山の中腹、又は峯を隔てたる所にも居住せり、戸數都て五十四、土性眞土なり、水田は僅にして陸田多し、寛文八年坪井次右衛門檢地す、正保の頃は御料所なりしが、享保十七年黒田豊前守直邦に賜はり、今其子孫豊前守直侯が領分なり、この村に一條の街道かゝれり、東の方平戸村より來り、西の方上井上村に達す、村内にかゝること凡六町、道幅三間ばかり、これは秩父街道なり、

小名 市場 往昔この所に市立しと云、中組 新田 間野

高麗川 村の北境にあり、西の方上井上村より來り、當村北の境を流るゝこと凡六町、東の方平戸村に達す、川幅十間許、熊野社 天正十九年計領九石の御朱印を附せらる、當村及び平戸村の鎮守なり、例祭九月十九日、東明寺の持なり、

小名 東組 西組 坂組 下平 中峰 久野本

高麗川 村の西秩父郡南村より來り、當村に亘ること凡十八町にして、東の方虎秀村に達す、川幅十間ばかり、

鎌倉峠 當郡西の限りにて、絶頂の高處は當郡と秩父の郡界なり、峠は東西へ通ずる一條の秩父街道にかゝれり、嶺

嶺の峠にて當村より五六丁ばかり登り、西の方へ下りて秩父郡南村に至る、土人こゝを鎌倉坂とよべり、相傳ふ往昔鎌倉全盛の日、秩父邊より彼地への往來は皆こゝに由ると、今此峠の北の方に間道あり、こゝは土人のみ往返せり、絶頂よりの眺望は遠近高低山々かさなりて、西北の間はいと佳景の所なり、

高根社 坂組の鎮守なり、神職杉山因幡吉田家の配下なり、

興徳寺 吉祥山と號す、臨濟宗、鎌倉建長寺末、慶安二年彌陀堂領三石五斗の御朱印を賜ふ、本尊彌陀を安ず、開山天用示寂詳ならず、

常運寺 三嶋山と號す、新義眞言宗、新堀村聖天院の門徒なり、本尊不動を安ず、

福昌寺 山號なし、臨濟宗、興徳寺末、本尊地藏を安ぜり、

地藏院 雷電山と號す、新義眞言宗、虎秀村東明寺の末なり、本尊地藏を安ず、

地藏堂 村民持、

○下井ノ上村 下井上村は前にのぶる如く上井上村に孕まりて、民戸僅に四軒なれど、里正ありて貢税を納め、村中の事務或は歲時の風俗全く區別す、この村上下と分

東明寺 東映山一條院と號す、新義眞言宗、入間郡今市村法恩寺の末なり、本尊彌陀を安ず、藥師堂

福徳寺 陽秀山と號す、臨濟宗、上井上村興徳寺の末なり、慶安二年彌陀堂領二石五斗の御朱印を賜ふ、本尊釋迦を安ず、開山寶山建曆二年に草創せしと云、入寂は寛喜三年二月二十五日なりといへり、

○上井ノ上村 上井上村は郡の西北隅にあり、高麗領下我野郷に屬す、下井上村は此村間に孕まれり、下の條にのす、江戸より十五里の行程なり、四境、東は虎秀村に隣り、西は秩父郡南村にて、當郡長澤村も少しく交れり、南は山續きにて中藤村に接し、北も亦山の頂を界とし、長澤・虎秀の兩村に隣れり、東西凡十八町、南北十六丁許、村内すべて山々連りて、その谷間を東西へ高麗川の流あり、民家八十六、此流に添て居住して唯一路を通ずるのみなり、土性小石交りの眞土なり、水田僅にして陸田多し、寛文八年坪井次右衛門檢地して貢税を定む、正保の頃は御料所なりしが、享保十七年黒田豊前守直邦に賜はり、今その子孫豊前守直侯が領分なり、此村に一條の街道あり、東の方虎秀村より來り、西の方秩父郡南村に達す、村にかゝること凡十八町、道幅三間許、これは秩父街道にして鎌倉峠にかゝる道なり、尙下の鎌倉峠の條下あはせみるべし、高札場 村の中程にあり、平戸・虎秀・上下井上の村々一村たり、高札場し時の高札場にて、今もこれを用て各村にはたてず、

れし年月詳ならず、元祿の改にも上下を分たざれば、それより後なること知べし、土性檢地領主等上村と同じ、土地の廣狭は上村の中に孕まり、犬牙したれば定かに分ちがたし、

神明社

熊野社 以上皆村の

八幡社 持なり、

觀音堂 持、

○長澤村 長澤村は郡の西北隅にありて、西は秩父郡、北は入間郡に接比し、本郡西に盡くる所の山村なり、即ち高麗領下我野郷に屬す、江戸より十五里の行程なり、四境、東は山を界ひ上井上村に隣り、西より坤の方へ廻り峰を境とし、秩父郡坂本・坂石の兩村につゞき、南は高麗川を限り、對岸は同く坂石町分に接す、北も峰界にて入間郡黒山村なり、此村下我野郷五ヶ村の内なれども前に載する四ヶ村とは懸隔したる谷間の一村なり、遠近皆山々かさなりて平らかなる所なし、山間にひらける小徑は、東西一里十町許、南北もまた相ひとし、長澤川の流れにしたがひ民戸居をなし、又風影阿寺八徳など云る所に分れて、住居せる民戸或三十或四十、すべて百六十軒、皆山稼をなして、處女婦孺に至まで材木炭薪の類を



長澤村之圖



とり出し、これを負擔して生業となせり、殊に猪鹿の多  
 きところにて、耕作のさまたげをなすことすくなからず  
 水田は僅の谷間にあり、陸田は皆山畑なり、土性は眞土  
 或は黒野土等なり、寛文八年坪井次右衛門檢地す、正保  
 の頃は御料所なりしが、享保十七年黒田豊前守直邦に賜  
 はり、今その子孫豊前守直侯が領分なり、  
 高札場村の西より  
 小名 本村 八徳組 風影組 阿寺組  
 高麗川 村の南の方を流る、對岸は秩父郡坂本町分なり、此川  
 坂本町分より來り、當村にかゝること四町許にして、  
 秩父郡南村に達す、  
 川幅十間ばかり  
 長澤川 村の西の方より涌出し、村内をふるること一里許にし  
 て、坂本町分西の方にて高麗川に入る、川幅凡五間、  
 杉ノ峠 村の北入間郡の界にあり、登ること廿町許にして絶頂  
 に至る、それより入間郡の方へ下ること、十二丁許に  
 して黒山村に至る、尤嶮岨の山路なり、  
 土人この峠をかふり峠とも云り、  
 借屋戸社 社傳に往古日本武尊東夷征伐の時、この所にかりや  
 どしたまふ故に、日本武尊を祀りて借屋戸明神と稱  
 せりと云、神體圓鏡二つ、各五寸八分、銘に借宿大明神、願  
 主道久、武州高麗郡我野郷之内長澤村、永正十二年乙亥二月  
 吉辰とあり、二面とも銘同じ、永正十二年の棟札に、大檀那  
 三田平朝臣政定とあり、例祭九月九日、下我野郷五ヶ村の鎮  
 守なり、神職加藤藏人  
 吉田家の配下なり、

諏訪社 阿寺組の鎮守なり、例祭七  
 月廿六日、神職前に同じ、

聖天社 神職前に  
 同じ、

宗林寺 案雲山と號す、臨濟宗、井上村興徳寺末なり、本尊地  
 藏木の坐像長九寸二分、運慶の作なり、弘長年中草創  
 開山月峯示寂年  
 月なつたへず

玉宗寺 普融山と號す、曹洞宗、秩父郡坂石村  
 清光寺の末なり、本尊地藏を安ず、

長澤寺 蓮華山と號す、本寺前に同  
 じ、本尊虚空藏を安ぜり、

長昌寺 久谷山と號す、本寺前に同じ、本尊釋迦  
 を安ず、開山育山示寂年月を傳へず、  
 藥師堂 村民の持  
 たり、

### 新編武藏風土記稿卷百八十六之

#### 比企郡之一

#### 郡圖

#### 總說

比企郡は國の中央より少く北の方にあり、江戸より西北  
 の方、郡界まで十里餘に及べり、【和名類聚抄】國郡の部  
 に、比企を訓して比岐と註す、此餘郡名の古書にあらは  
 るゝものを未だ見ず、地形東を首とし、西を尾とす、東  
 の方は地幅狭く、巽の方へ斜に挿入し、地先尖りて足立・  
 入間二郡の間にはさまれり、此邊の地幅は一里半、或は  
 一里に過ぎる所もあり、東の界は市ノ川・荒川落あひて延  
 亘す、其市ノ川の對岸は横見郡なり、此所も古は郡中に  
 屬せしが、市ノ川を郡界と定められしよりして、彼郡に  
 隸せりと云、されど土人今も猶其地を新横見と呼べり、  
 又南の方は越邊・入間の二水落あひて流れ來れるなり、老  
 袋村の地さきに至て荒川と合す、然るに此入間の川流、

### 新編武藏風土記稿卷百八十五之終



正保年中改定圖





### 元祿年中改定圖





しばし水溢の患ありければとて、延寶八年川越城主松平伊豆守信輝命じて、川口村及び出丸中郷の間を横に蹠撃して、荒川へ沃きけるより、水流大抵は彼新川へ流るれど、もとより下につくの水勢なれば、入間川の清流老袋までの古川も、所々そこばくの水をたへて、その形現に存せり、又郡の地形中央より西へ至りては、地幅ひろくして、大抵四里にあまれり、南の方はすべて入間郡にして、北は男衾・大里・横見・足立の四郡となる、西のはては秩父郡群山の麓に極る、東の方老袋村の界より當所原川村に至まで、郡の長八里餘をよべり、中央より此あたりまでは、すべて野土にして瘠土なり、故に松山など多くして、田島は少し、西の方山足に連れる溪間の窪き所には、水田を開き、又陸田を耕すもあり、もと便宜の地ならざれば寒民多し、東の方足立・入間に接せし方は、水涯の眞土にして、膏腴の地なり、此邊水田多くして、陸田は三分の一に當る、郡中の地かくの如く廣きを以、中央を界として、南方北方の唱をわかつ、是多磨郡に多西・多東の號あり、入間郡に入東・入西の別あるが如し、【萬葉仙覺抄】の奥書に、文永六年洗妬二日於武藏國北方麻師宇郷書寫畢と見ゆ、麻師宇は今の増尾村なり、又栃木氏建治三年の文書に、武藏國比企郡南方石坂郷と、

又長樂寺正安元年の文書に、南方將軍澤郷と云云、そのかみ南方北方の唱ありしこと證すべし、永祿の頃に至りては、此唱を失ひしにや、【小田原役帳】の地名には見へず、當郡古のさまを以考ふるに、國の中央より北にあたりて、多磨の府よりは、其間そこばくの曠野を隔て、足立府よりは荒川の水涯閑地ありて、往來をさへたればにや、郡家を置れて郡中の事を沙汰せしなるべし、下りて鎌倉管領家の頃に至りても、郡中松山に城壘を構ひて上杉氏の家人を置き、分國の堅めとせり、又此頃京都將軍義尚仁應元年正月廿八日、大館左衛門佐に與へし文書に、武藏國比企郡先例を守て宛行はる、由見えたり、按に大館氏は新田の一族にして、南朝に従ひしものなれど、同族岩松治部大輔等、早く足利將軍につかへて、京師にありしなれば、かゝる所縁をもて京都につかへ、本領を安堵せしならん、天文年中小田原北條氏の蠶食せし後、松山城には上田能登守籠城せしが、御入國の後には松平内膳正家廣に賜はれり、慶長五年關ヶ原役の後、天下も御武威に伏しければ、かゝる御備にも及ぶべからざればにや、同六年二月家廣遠江國濱松城へ移されてより、此城は廢却せられぬ、郡中に往還三條かゝれり、一は中山道熊ヶ谷宿への道なり、一は江戸より上野國への往還、一は八王

子宿より日先山への往還なり、何も間道なれば里數等詳ならず、

【和名抄】所載合郷四

郡家 其他今知べからず、按に【萬葉仙覺抄】奥書に、文永六年於武藏國比企郡北方麻師宇郷政所註之畢と見えたり、此麻師宇の地は今の増尾村にて、秩父郡より入る所の咽喉なり、此邊或は郡家の名残なるもしるべからず、

渭後 沼乃之利と註す、今其地を傳へず、おもふに郡の東邊はすべて水涯なれば、其邊などにやありけん、郡家 都介と訓す、郡西平・雲瓦の二村を都幾庄と號す、又都幾山・都幾川等の名あり、都介の轉せしなるべし、

鹹瀬 加良世と訓す、今其所をしらず、唐子村などもしくは轉語のなまれるにや、

中古所唱郷名

土袋 【東鑑】元久二年二月廿一日乙卯の條に、武藏國土袋郷と見えたり、又入間郡今市村法恩寺年譜錄、應安元年七月の條にも、土袋郷内井草村とあり、今上井草村金乗寺を、土袋山と號するときは、此邊古の土袋郷なることしるべし、

小代郷 是も年譜錄元應二年の條に、入西郡小代郷と見え、元徳年中の條には、入西郡小代郷國延名とあり、按に小代は今の郡中正代村のことなるべし、其地も入西に近き所なれば、當時彼郡に屬せしにや、

石坂郷 建治三年の文書に、此號名見えたり、將軍澤郷 上に同じ

大豆戸郷 伊豆國三島社、應永二十四年十月十四日左兵衛督源持氏の寄附狀に、比企郡大豆戸郷と見えたり、今は村名となる、

國延名 法恩寺年譜錄、元徳年中條に見えたり、恒弘名 此唱の舊き事は、越生郷の條に出せり、今所唱合郷十五

八ッ林郷 上下八ッ林村より起りし名なるべし、永祿・天正の頃北條氏及び岩槻の太田氏より出せし文書に見え、合村十四、

三保谷郷 三保谷村これ其本郷なるべし、郷中表村に三保谷四郎が舊跡あり、壽永・文治の頃の人なり、されば此郷名によりて名のりしにや、依て思へば古き地名なること知べし、四郎は當時の軍記にもおせて著名の人なり、下りて永祿・天正に至りても太田氏の文書に此郷名しばし見ゆ、合村十五、



川島郷 此唱只中山村に限れり、然れども此邊秋元但馬守が領分を、すべて川島領と唱ふるは、この郷名の唱のうつりにや、

小見野郷 正保の國圖に、小美濃本村あり、是今の上下小見野村なるべし、又當國七黨の内兒玉黨の支流に、小見野四郎盛國あり、今小見野村の邊をすべて、小見野十村と號す、内四村は今郷名の唱をば失ひて、たゞ小見野何村など、村名の上に小見野の字を冠らしむるのみ、

野本郷 野本村より起りし郷名なるべし、貞永の頃當國の住人、野本左衛門尉基員と云し人のこと系圖に見ゆ、當所の人なるべし、郷中合村三、

高坂郷 今高坂村あり、これ郷名の起る所なるべし、郡内奈良梨村諏訪社にかくる延徳三年の罌口に、武州入西郡高坂郷と彫る、又應永十八年將軍義持京鹿王院寺領寄附狀に、武藏國赤塚郷同國高坂郷とあり、この所か、されど郡名をのせざれば、多磨郡の高坂村なるもしるべからず、

大藏郷 大藏村一村にてのみ唱ふれば、郷といはんもをばつかなし、村名をしいて郷名となせしもしるべからず、

玉川郷 合村八、文祿三年郷中に御代官陣屋を置れしより、其支配に屬する村々今多く、玉川領の唱ありと云、

鎌形郷 鎌形一村に限れり、大藏村に同じきか、越生郷 當郡は古池村のみにて唱ふ、越生はもと入間郡の郷名にて、郡界なれば唱の古池に及びしなるべし、法恩寺年譜錄に載る承元・寶治の頃、寄附狀及堂山村最勝寺文安三年三月九日吾那左衛門尉社寺領寄附狀に入西郡越生郷恒弘名之内田代村萬菊在家と見えたり、今古池村に田代と云小名あり、恒弘名の唱は失ひたれど、恐くは是も此所なるべし、

明覺郷 平村觀音堂罌口天文五年の文に、武州末比企郡妙覺郷とあり、又玉川郷光明寺天正十八年の制札に、妙覺郷と見え、明の字をかきかへしは、後のこと、見ゆ、合村八、

大河原郷 雲瓦村の一村に此唱あり、其餘數村は皆秩父郡にかゝれり、又庄名にも此唱あり、増尾郷 説已に郡家の下に出す、合村三、奈良梨郷 高谷の一村のみ唱へて、奈良梨村にては却て唱へず、此村にては失ひしにや、

壹刈郷 伊子村のみ此唱へあり、

今所唱合庄

土袋 合村四十一、説郷名に同じ、

龜井 合村十四、

大河原 合村四、

堀江 村一

都幾 村一、説已に出す、

那賀 合村三、

高見 村一、

伊子 村一、

水房 合村七、

今所唱合領三

川島領 合村五十四、説郷名に同じ、

多磨川領 合村二十七、説郷名に出せり、

松山領 合村五十、昔松山城ありし頃、城附の村々に此唱へあるなるべし、松山町を松山本郷と云は、領中へ對しての名なるにや、天正九年上田能登守長則が松山町へ出せし文書に、松山領と云こと見ゆ、

未勘 合村二十八、

闕郡合村 百五十九、内馬次所七、

右件の村は今現在の數なり、此餘持添新田とて民戸なきもの九、正保年間の改によれば、合村百三十、元祿

に至て百五十六、今の村數はまた加はること三、

慈光山 郡中西南の隅にあり、一に都幾山と云、其所在は平村なれど、連山の間といひ、且山麓のは、その及ぶ所は、東北は腰越・雲瓦・古寺・桃木等の村々、西南は郡中大附村及秩父郡平七重等の村々にわたかまり、郡中の高山にして、桃木村の方より次第に登れば、絶頂の高さは量知がたし、峻絶の所を與地峰といひ、遠一山といひ見性山と云、これを慈光の三山と號し、當國の著名なる慈光寺も、則此山の中腹にあり、猶古跡なることは平村の下に出せり、

笠山 慈光山に並べる高山なり、西の中腹を秩父郡の郡界とす、北西より南へめぐりては、皆秩父の地にして大野・七重・白石・御堂の四村にかゝれり、東の方は本郡腰越村なり、麓の周廻七八里、登り五十餘丁にして絶頂に至る、此所に笠山權現を鎮座す、其餘は腰越村の條に詳にす、

荒川 横見郡荒井新田と足立郡北袋村との間より流れ來り、郡の東界を三里半ほど流れて、下老袋と足立郡平方村との間に、入間・足立の郡界へ沮ぐ、川幅六十間、入間川 水源は入間郡福田・横沼二村の間より出、本郡伊草宿の南により、入間郡と本郡の堺を東流し、川口村



の南にて北へをれ、郡中を貫き、下老袋と出丸中郷との間に荒川に合す、水源よりこゝに至るまで、三里餘、川幅大抵三十間ほど、此川中古迄は總説に、荒増辨せしごとく、郡首老袋村まで郡界を流れしかど、延寶八年時の領主松平伊豆守信輝新川を疏通し、堤を築て水脈を北へ轉ぜしより此かた、川口村より下は、纒に川のかたちを存せり、然れども固下につくの勢なれば、かたわらの悪水落入流れて、今も一條の流をなす、これを古川と呼ぶ、川口より下落合へ横ぎる本流を新川と呼べり、この二川やゝもすれば水溢する故、川に添て堤を築けり、

越邊川 郡の南の界を流る、水源は入間郡小用北淺羽の村界より出、今宿村の南へ流來り、こゝより東流すること三里ばかり、すべて郡界にそひて伊草村に至て、入間川に合す、山足の溪間にしたがひ、水流婉曲して蛇行の如し、平常川幅二十間許、霖雨にあへば水かさまさりて、六十間餘に至れり、

都幾川 郡の中程を流る、水源は秩父郡大野村の山間より出、郡中慈光山の溪澗より涌出する清水と合て、一條の川となる、慈光山を都幾山と號す、故に此川を都幾川と號すと云、又郡西別に槻川ありて、下流此川に

合す、ときとつきとは、音も近く似てまぎれやすし、【源平盛衰記】に木曾越後へ退きしに、頼朝勝に乘に及ばずとて、武藏國月田川の端あをとり、野に陣取とあり、今下青島村は郡の中央にて、則この川槻川と合せしより、遙に下流の崖にあり、されば彼記に月田川と記せしは、此川をさすこと明なり、田の字もし衍字ならんにも、當時下流までつき川と號せしならん、されど今は槻川と合てより、下流はすべて都幾川と號して、槻川とはいはざるなり、此水流都幾山の下より良へ流れ、鎌形村の北にて槻川とあひ、東流して又巽にをれ、上伊草村の西にて越邊川に入る、川路七里ばかり、上流は山間なり、下流平地の間には、堤を築きて水溢にそなふ、河原の淵二百間、水清淺なれば所々に歩行渡する所あり、冬春の間ばかり橋を架して、往來を通ず、槻川 西の方にあり、水源は秩父郡白石村の山間より出、郡中腰越村にあり、東の方へ屈曲して小川村に至る、此所にて兜川と云小流と合して一となり、鎌形村の北に至りて都幾川に入、水源よりこゝに至りて、三里ばかり川幅大抵五十間、

市ノ川 郡の中央より北によりてあり、水源は男衾郡無禮村溜井の餘水巽に流れ、郡中高見村に入、是より大

### 新編武藏風土記稿卷百八十七

#### 比企郡之二

抵東流し、松山町の北に至りて北にをれ、又東に曲りて横見郡との郡界をへて、鳥羽井新田の北に至り、猶東流す、こゝよりは泥川となりて、いよ／＼郡界にそい、小見野郷十ヶ村の地に至りて、荒川に入、川幅十間程、此川昔は鳥羽井新田の北より、良の方横見郡の地へ流れしを、享保八年井澤彌惣兵衛鈞命を受て、今のごとく郡界へ新川を穿しより、水流かはりしと云、故に今鳥羽井新田より下流は、新市ノ川と呼べり、その邊は霖雨すれば水溢する故堤を築て是にそのふ、此川すべて屈曲多し、大凡九十九曲に及ぶ、これを延ては、かれは川路二十里に及ぶと云、

滑川 水源は吉田・古里の二村の悪水流れ、古里村にて一條となり、三里ばかり流れて、松山町の北にて、市ノ川に入、すべて砂利川なり、

産物 小川紙 平村・腰越村この外其邊の數村にて製す、小川村に問屋ありて、諸方へ出す、故にかく號せり、細川程村仙過岩國岩城小菊等の諸品なり、紙の性さまざまよろしからず、

小川素麵 これは小川村のみにて製す、上品なり、

### 新編武藏風土記稿卷百八十六

○上老袋村 上老袋村は川島領に屬し、江戸より十里、昔は下に出せる川口村までの六村を合て、老袋村と唱へり、されば正保の頃のものには、たゞ老袋のみ出し、下の六村なし、元祿改定の國圖郷帳等には、今の如く七村の名を載たるを以て、思ふにこの村々は皆元祿六年松平伊豆守信輝の檢地なれば、分村ありしは其頃なるべし、今も公務或は村にかゝることは、總て七村組合て一村の如く扱ふと云、これより先き延寶八年松平伊豆守信輝、入間川の水道をかへ、新川を開きしより荒川・入間川の流今の七村の四邊を廻りて島の如し、されど水除堤を築かざれば、霖雨の頃はやゝもすれば水溢れて、年毎に水損をまぬがれず、分村の後も舊によりて水患に苦むと云、されど水田に引沃ける用水不便なれば、七村共に天水を以て耕植す、家數三十餘、東は荒川を隔て足立郡平方村に隣り、南は中老袋村、西は鹿洞村、北は川口村及び出



丸中郷にて、入間の新川を境ひとす、東西十七丁、南北六丁許、古は此邊總て岩槻の城主太田氏の領せし所なり又道祖土系圖に、豊前守康兼の二男道祖土圖書助滿兼小田原北條氏に仕へ、後氏直第十郎氏房岩槻の源五郎氏資が遺蹟を繼し時氏房に屬し、老袋村にて五十貫の地を領すと見えたるは、則當村のことなるべし、寛永十六年松平伊豆守信綱に賜りしより、川越城へ付らるゝ地となりしが、享保年中上りて御料所となり今に替らず、

高札場 村の中程

荒川 東の郡界を流る、川幅六十間

入間新川 村の北にあり、此川舊は村の西の方鹿飼村を隔、本が、前に載たる如く松平伊豆守、川口村出丸中郷の間に新川を掘かへしより、當村に至て荒川に合す、されば本流は古川となりしより、今新古の唱あり、

地藏堂 村民持

古塚二ヶ所 一は村の中程にあり、土人舟塚と云、されど其名り掘出すと云り、想ふに古き世の人の墳墓ならんか、享保の頃名主次兵衛と云もの、己が家屋を修造せし時、此塚のもとを掘崩し、土を取んとせしに、下に一の石棺あり、其蓋石を開き見しに、太刀の朽し者などあり、又蓋石の裏に四つ目結の

形を彫て、其中に朱をさせし様見へたり、是其家紋なるべけれど、今よりは何人の墳墓なるや知るべからず、いかさま故ある人なるべし、土人等うちよりかゝるものを掘出したば、後難はかりがたしとて、元の如く埋めをき、明神と崇めしかど、其祟にやありけん、彼次兵衛は其まゝ病にかゝれり、因て次兵衛の女十二歳になりしが、父の病苦を悲しみ歎きの餘り、因果の理を聞悟し、菩提の道に入難業し、妙觀と名乗り供養の爲として村内に庵室を結び、其父をもて開基とせり、此庵今も村内に在て、悲願山圓乗坊と云、江戸湯島靈雲寺の預りなれど、一寺院と云ふ程のことにはあらずと云、一はすくも塚と云、これは例の塵芥を掃集し塚なるべし、

○中老袋村 中老袋村は民戸三十六、東は足立郡平方村にて荒川を境とし、南は下老袋及び本宿の二村に隣り、西は入間の古川に限りて入間郡石田本郷、北は上老袋村なり、四方六丁程の村にて、江戸より行程十里餘、領名及び領主の遷替檢地等皆前村に同じ、今は御料所なり、村の西の方に少しの新田あり、享保十三年・同十七年寛播磨守檢地せり、

高札場 西の方にあり

小名 川端 本郡と入間郡の境を流る、川幅二十間、

入間古川 東の方足立郡の境

荒川 東の方足立郡の境

藥師堂 下老袋村玉泉寺持

○下老袋村 下老袋村東は荒川を限りて足立郡上下寶來の二村に隣り、南より西に廻りて入間の古川を境とし、入間郡古谷上村及び鴨田村なり、北は本宿・中老袋の二村なり、東西の經七八丁、南北十丁許、江戸への行程前村に同じ、戸數四十五、こゝも領名及び領主の遷替檢地等上老袋村に同じ、今も御料なり、又入間古川の縁に前村となく改し新田あり、

高札場 村の中程

小名 前川久保 西川久保 篠原 清藏野 金もぐら

東通り 丸池 荒川に向ひ平方村の西にある飛地を云、昔は小池ありしが、今は皆水田となれり、

入間古川 入間郡の境を流れ、村内にて荒川に合す、川幅五間或は二十間に及べり、此川他の所にては水殊に淺けれど、こゝのみ常に深き一丈ばかりなり、

荒川 東の方にあり、川幅三十間許、入間古川の落合ふ所を字荒川して三ツ股と云、此川に船渡しあり、川越より中山道大宮宿への往還に備ふ、常に船二艘を置いて便す、

氷川社 上中下老袋村及び本宿川口等の鎮守、本地十一面觀音を安ず、又若宮八幡頭殿權現を配祀せり、玉泉寺持、

愛宕社 同上

新編武藏風土記稿卷之百八十七 比企郡之二

玉泉寺 天台宗、入間郡古谷上村灌頂院末、承興山勝知院と號す、本尊彌陀を安ず、開山は慶長十九年寂すとのみいひて其名を傳へず、中興開山鎮海は享保九年寂せり、

天神社 觀音堂 正觀音を安ず、

御所蹟 村の坤の方なり、按ずるに道祖土系圖に云、下總守康成北條氏康に仕ひ、康の字をたまひ、康成となりの

比企郡老袋城に住すとせたり、康成は元龜元年七月七日卒せり、又その孫圖書助康滿も當所にて、五十貫の地を領せし

こと見へぬれば、恐らくは道祖土氏の屋敷ありし地なるべし

さはあれ道祖土氏の居蹟を御所と云は、其いはれ詳にすべから

○本宿村 本宿村は江戸よりの行程十一里、爰も領名及び檢地領主等のことは前村に替らず、民戸十八、村の四隣、東は荒川を限りて、上下寶來の二村にて、南より西は下老袋村、北は戸崎・中老袋の二村なり、東西六町、南北八九丁、是も老袋より分れし村なり、

高札場 村の中程

小名 柳下 大屏風 小屏風

荒川 東の方にあり、川幅四十間、

阿彌陀堂 下老袋村玉泉寺持

○戸崎村 戸崎村は民家なし、下老袋村の民耕植して租税を納む、土俗に是を出作と號す、持添の村といふには



あらず、江戸への行程前村に同じ、東は足立郡平方村にて荒川を堺とす、南は本宿村、西は中老袋村に交り、北は上老袋村なり、東西一丁半、南北は十四丁、此村も老袋村より分けし所なれば、領名など總てのこと其村に同じと云、

荒川 東の郡界を流る、川幅六七十間、

○鹿飼村 鹿飼村も老袋村を割し地なり、正保の圖には此邊し、ためと載たる原野なり、よりに按ずるに寛永の頃までは、しばし此邊御遊獵ありし地にて、其時に猪鹿を爰に溜置し地なれば、國圖にも載たるにや、然るを中古老袋の民開發し、則村名にも冠せしならん、元祿の圖には鹿飼村をのせたれど、又し、ための名も見ゆればその名もありしならん、今は小名にもこらざれば、土人もしらざるなり、領名及び江戸への行程領主等總て前村に同じ、戸數四十、東より南は上老袋村に隣り、西は入間の古川を限り、入間郡石田本郷に境ひ、北は川口村なり、東西三丁、南北十町、入間古川の邊りに中老袋寺と同年に改られし新田あり、

高札場 村の中央  
小名 中島 入間古川の中にある、洲なる故此名ありと云、

入間古川 村の西にあり、川幅七八間、

神明社 二字 一は村の鎮守なり、寶幢寺持、一は村持なり、

寶幢寺 新義真言宗、郡中表村廣徳寺門徒なり、辨天社、安樂山と號す、本尊阿彌陀を安ず、

○川口村 川口村も前村に辨せし如く老袋村の内なれば、領名は前村に同じ、當村は入間川新古二流の分れ口なれば、川口をもて川名に呼りと云、されば水の幅濶する故、村民水災に苦しめられ、いつしか民家退轉せしかば、今は出丸中郷・鹿飼の二村、及び入間郡菅間・石田・同本郷・田島の村々の民、田畑を自作して租税を納むと云、東より南へかゝりては鹿飼村に接し、西は入間の古川に限りて入間郡菅間村に隣り、北は出丸中郷にて入間の新川を堺とす、東西五丁許、南北七八丁、江戸への里數領主の遷替檢地等皆前村に同じ、又入間古川の邊りに、中老袋村と同年に改られし新田あり、

小名 淵ノ上 淵ノ下

入間古川 村の西にあり、古入間川此川筋を流れしを、村内にて堤を築きて水道を築き、新川を掘かへしかば、本流をなせり、此所は古川新川の分るゝ所なり、

入間新川 北にあり、此川の出来りしことは、上老袋村に辨じられたれば、こゝには略す、川幅二十間にあまれり、

地藏堂

○出丸本村 出丸本村は江戸よりの行程十二里、八ッ林郷土袋庄川島領と唱ふ、古は伊豆丸と書けり、寛永十六年此邊を松平伊豆守信綱に賜りしゆへ、領主の名を憚りて文字を改め、唱へをもいでと呼びかへしと云、〔小田原役帳〕には桑原彌七郎九十貫文河越伊豆丸とあり、これ土人の説と符合す、今出丸中郷・同下郷・上下大屋敷・曲師・西谷の六村と當村を合して、土人出丸七ヶ村と云、民戸十六、東南は上下大屋敷村に隣り、西は曲師・西谷の二村にて、北は出丸下郷に交れり、東西三丁、南北四丁、水旱の患あり、中山堰の水を以て水田に沃げり、寛永十六年松平伊豆守信綱に賜り、慶安元年・元祿六年の二度に此邊總て檢地あり、翌七年松平美濃守替りて新田を檢せり、其地は出丸中郷を隔て荒川の邊にあり、小名中野林と云、其後美濃守も所替ありて、元文五年大木孫八郎が知行となり、今子孫將太郎知る所なり、

高札場 村の中央  
荒川 村の飛地中野林に係れり、

王子社 村の鎮守なり、十輪寺持、  
天神社 持同、  
十輪寺 新義真言宗、郡中表村廣徳寺末、蓮王山と號せり、本尊不動を安ず、開山圓海と云、三島社

○出丸中郷 出丸中郷は本村とは自ら別村にて、昔は只中郷と唱へしを、前村に云如く七村組合しより、今の村名とはなりしと云、然れども今本村中郷・下郷の名あれば、恐くは皆前村より分けし村なるべし、正保の頃のものには中の郷とばかり載たるも、實は出丸の唱ありしならん、元祿改定の國圖郷帳には、出丸の二字を加へたり郷庄領の唱へ江戸への行程前村に同じ、戸數百二十、村の四隣、東は荒川を隔て、足立郡畔吉村に隣り、南は入間新川を越て上老袋村なり、西は入間川を隔て入間郡菅間村、又郡中の上大屋敷村にも續き、北は荒川を限りて足立郡種詰村に界へり、東西二十丁、南北十丁、當村も水損の地にて用水及び檢地の年代前村に同じ、寛永の頃より松平伊豆守に賜り、後元祿七年松平美濃守にかへ賜ひしが、同十一年御料に屬し、元文五年村内を裂て大木孫八郎が知行所となりてより、今は其子孫將太郎の知る所と御料の地となり、

高札場 二ヶ所 村の中央  
小名 辰ヶ谷 戸 高木 中根 關田 横塚 馬場 古へありし頃、調馬せし所と云、



入間川

村の西にかゝれり、流末は入間新川に入る、川幅三十五間、此川より荒川に續きて水除の堤を築けり、

入間新川 村の南にあり、川幅三十間、

荒川 北の郡境にあり、川幅三十間、川幅四十間、

白山社

村の鎮守なり、御手洗 社にあり、長さ三町程、浄光寺持、

兩岸草木繁茂し清水冷なり、池中に白蛇すめりとして、鯉魚多くすめども得ることな禁ず、

王子社 村の鎮守なり、

雷電社 以上の二社、

浄光寺

新義眞言宗、郡中表村廣徳寺末、白泉山と號す、當寺はもと庵室なりしを惠法と云僧一寺となせり、此僧は寶曆十三年寂す、本尊不動を安す、

圓福寺 曹洞宗、近江國樂本郡浮木村源昌寺末、無量山と號す、當寺元かすかなる草庵にて、川越蓮馨寺の持なりしを、松平伊豆守領知の頃願ひて一寺とし、源昌寺の末と也、

開山桂岸延寶三年寂せり、本尊千手觀音は何の頃か、前に出せる雷電の社地より、阿彌陀堂、

寶石寺 眞言律宗、江戸湯嶋靈雲寺末、高木山と號す、本尊大日を安す、開山應仁比丘元文五年七月九日寂せり、

東光寺 新義眞言宗、郡中表村廣徳寺門徒、辰ヶ谷山と號す、本尊藥師を安す、

觀音堂 浄光寺持なり、引船觀音と云、引船の名により、附會の説と覺ゆれば取らず、鐘樓近き頃鑄造の鐘をか、

出丸下郷

出丸下郷も正保の頃のものに唯下郷とのみ記し、元祿改定の國圖郷帳に出丸の二字を加へたり、前村にあらはず如く、當村も本村より分れしものならん、郷庄領の名及び江戸への行程前に同じ、民家七十九、東は荒川を限りて足立郡川田谷村に隣り、南は出丸本村、西は新堀村にて、北は山ヶ谷戸村なり、東西六町、南北八町、此村もしば／＼水損あり、領主の遷替は前村と同じ、中古までは川越城へ附らるゝ地にて、元文五年大木孫八郎に賜り今も替らず、用水及び檢地の年代も上に同じ、

高札場 村の北にあり、

荒川 東を流る、川幅四十間、此川に添て水除堤あり、

神明社 村民の持なり、

赤城社 村の鎮守なり、寶勝寺持なり、

寶勝寺 新義眞言宗、郡中表村廣徳寺の末、蟠龍山と號す、不動を本尊とす、

上大屋敷村 上大屋敷村は郷庄領の唱へ、前村に同じ、

く伊草の里と唱へり、此村古は上下合て一村なり、既に正保の改に大屋敷村と載せて一村とす、元祿改定の國圖郷帳に、上下を分ちたれば分村の年代推て知べし、民戸三十七、東は出丸中郷に隣り、南は下大屋敷村、西は出丸本村、北は荒川を限りて足立郡川田谷村なり、東西六町許、南北三十町、こゝも中山用水を以て耕植す、水旱の患あり、御入國の後御料にして、寛永十六年松平伊豆守が領分となりしより、川越城へ附られし地なりしが、寶永五年村内を二分して美濃部十右衛門に賜り、餘は元文五年大木孫八郎が知行となりしより、今は二人の子孫知る所なり、江戸への行程檢地の年代上に同じ、又荒川の端に少の新田あり、こゝは元祿七年松平美濃守糺せりと云、

高札場 村中程にあり、

小名 田向ひ 堀はた

御殿 伊奈備前守が陣屋跡と云、御殿の唱へあたらざるは、土民等妄にいひならはせしによるなるべし、

荒川 村の北を流る、川幅四十間、

入間新川 村の南を流る、川幅三十間、

白山社 村の鎮守なり、出丸本村十輪寺持、

蓮華寺 新義眞言宗、郡中表村廣徳寺門徒、愛宕社、迦羅陀山と號す、本尊地藏を安す、

祥法院 本山派修驗、入間郡小久保村、

下大屋敷村 下大屋敷村は元前村と一村なれば、土地犬牙し、村の四境及び四方の町數等前村に同じ、民戸二十六、郷庄領の唱へ領主の遷替、檢地の年代用水等も前村に同じ、元文五年大木孫八郎に賜り、今其子孫將太郎の知行なり、

入間新川 村の南を流る、川幅三十間許り、

神明社 村民の持なり、

曲師村 曲師村は郷庄領の唱へ前村に同じ、又伊草の里と唱へり、江戸よりの行程も前村に同じ、民戸三十五

當村の内をいつの頃か割て、新に西谷村と云もの出来たり、されど正保の頃は西谷の沙汰なく、元祿改定の國圖には當村及び西谷二村の名見ゆ、故に其地犬牙して境界定かならず、姑く兩村を合せて四隣の廣狹を辨せり、東西の經り七町、南北十三町許、東は出丸本村に隣り、南は入間川を隔て入間郡管間村、西は當郡上下の新堀村にて、北は出丸下郷に接せり、用水は中山堰より都幾川の水を引て耕植す、以下安塚村迄六村、各此水を沃げり、當村正保の頃は松平伊豆守信綱が領知たりしを、元祿七



年替りて松平美濃守吉保に賜はり、後寶永年中上りて御料となりしが、安永九年松平大和守に賜りてより今も替らず、檢地は慶安元年・元祿六年共に松平伊豆守、同七年松平美濃守にして租米の數をさだめしと云、  
高札場村の中程

入間川 村の南を流る、川幅四十間、餘、此川に添て水除堤あり、  
淺間社 村内の鎮守なり、村民持

○西谷村 西谷村はすべて前村に云所のごとし、民戸は二十五軒あり、  
高札場 曲師村の高札と並びてあり、

入間川 是も前村と同じ

光明寺 新義眞言宗、郡中表村廣徳寺の門徒なり、本尊阿彌陀を安置す、藥師堂

○釘無村 釘無村は郷庄領前村に同じ、江戸より行程十一里、家數四十一軒、東は曲師・西谷の二村に隣り、西は角泉村にして、南は入間川を隔て、入間郡管間村に境ひ北は本郡上下の猪村に接せり、東西の經り十町、南北三町に餘れり、當村は寛永十六年松平伊豆守信綱が領知に賜りしを、元祿七年松平美濃守に賜り、是も寶永二年替りて秋元但馬守に賜はり、又天明元年松平大和守に替り

てより今も同じ、檢地は慶安元年松平伊豆守信綱改しが再び元祿六年伊豆守信輝にして租税を定むと云、  
高札場村の西に

小名 寺田 ぐみのき 川袋

入間川 村の南を流る、川幅五十間、川に添て水除の堤あり、當村は河越邊より鴻巣の邊への街道かゝれり、故に土人私に渡船を設けて往來に便す、近村是を釘無の渡と呼ぶ、  
稻荷社 村の鎮守なり、大乗院持

西福寺 新義眞言宗、郡中表村廣徳寺末、八幡山と號す、本尊阿彌陀を安置す、  
大乗院 當山派修驗、江戸青山風聞寺配下なり、龍地山と號す、不財を本尊とす、

○上猪村 上猪村は郷庄領の唱前村に同じ、江戸よりの行程十二里、富村正保の頃は上下の唱へなかりしが、元祿の圖に至り上下二村に分ち出せば、分村せしは此間なることしらる、今も其地境犬牙して分ちがたし、因て廣狹四隣共に上下二村を合せて爰に辨せり、東西二十町餘南北十二三町、東は曲師・西谷の二村に隣り、南は釘無・角泉の二村、西は安塚村にして、北は宮前・吉原・下新堀の三村に接せり、當村も領主の遷替前村に同じ、今も松平大和守が領知なり、檢地の年代も前村に同じ、  
高札場村の中程

小名 前谷 浮沼 裏谷

入間川 東南の方の地さきを流る、川幅五十間許、川に傍て堤あり、

稻荷社 上下猪村及び下新堀村の鎮守なり、神體は圓徑一尺許の板にて、白狐に乗たる像を彫れり、裏に寛永の文字見ゆ、其餘の字は剥落して讀がたし、弘善寺持、  
愛宕社 同寺持

弘善寺 新義眞言宗、郡中表村廣徳寺末、法雲山普門院と號す、開山詳ならず、中興開祖を海宥と云、寶曆十四年十二月十九日寂す、本尊阿彌陀を安置す、辨天社 觀音堂

○下猪村 下猪村は郷庄領の名及び江戸よりの行程、且領主の遷替檢地の年代等、總て上村に同じ、民戸四十一軒あり、

高札場村の西、上下入間川 前村に同じ、

西光寺 新義眞言宗、表村廣徳寺門徒、妙香山と號す、慶長十年の起立にして、開山圓瓊元和元年十一月十七日寂す、不動を本尊とせり、阿彌陀堂

○角泉村 角泉村は江戸よりの行程、及び郷庄領の唱へ前村に同じ、東西の徑り十町、南北六町、東は釘無村に

隣り、西は伊草宿及び下伊草村にして、南は入間川を隔て、入間郡府川・網代・福田の三村に接し、北は安塚村なり、天正の頃は岩槻の城主太田家の領分にて、上伊草村の百姓助太郎が藏する文書に、天正年中岩槻城修理のことにつきて、太田家より出せしものに、伊草本郷下いくさひき分かくせん立川分と載たり、是によれば當村は太田の旗下、立川伊賀守が領せし地なるべし、されば角泉の唱へも古きこと知らる、彼の文書は猶上伊草村の條に出せば、全文をこゝには載ず、當村も領主の遷替檢地の年代ともに前村に同じ、此餘堤外の地を天和三年松平伊豆守信輝改て貢數を定む、今爰も大和守が領に屬せり、  
高札場村の中程

入間川 村の南を流る、幅三四十間、川に添て堤あり、

八幡社 村内の鎮守なり、萬治年中勸請と云、  
愛宕社 牛頭天王社 以上三社、共  
慈眼院 新義眞言宗、表村廣徳寺末、龍池山蓮華寺と號す、本尊正觀音は行基の作と云、開山は本寺七世圓瓊元和元年十一月十七日示寂す、阿彌陀堂 地藏堂

德性寺 同寺の門徒なり、地蔵を本尊とす、



覺泉院本山派修驗、入間郡大久保村教法院配下な  
本尊不動を安ず、開山な成覺院と云、

○安塚村 安塚村は東西の徑り四町餘、南北一町許、郷庄領及び江戸よりの行程等前村に同じ、四隣、東は上猪村に境ひ、南は角泉村にして、西伊草宿に隣り、北は飯島村に接せり、當村は寛永十六年松平伊豆守が領地にたまはり、元祿七年松平美濃守に替り、又寶永二年秋元但馬守に替賜はりしより、今も子孫左衛門佐領せり、檢地の年代は前村と同じ、

稻荷日吉山王合祀社 村の鎮守なり、角  
泉村徳性寺持、  
地藏堂村民持

新編武藏風土記稿卷百八十八之

比企郡之三

○上伊草村 上伊草村は江戸より行程十三里、古くは井草とかけり、八林郷土袋庄川島領に屬す、入間郡今市村法恩寺年譜錄に、應安元年戊申七月、越生兵庫助以田島寄附焉、武藏國比企郡内熊井、同郡土袋郷内伊草村、入西郡小代郷内國延名田島在家等事、越生兵庫助本知行分也とあり、戰爭の世に至りて法恩寺領も其地を失ひて、小田原の分國に屬せしが、岩槻城主太田源五郎氏資小田原と和睦し、氏資討死の後氏政の子十郎氏房を養子とせし後、此邊おしなべて岩槻領となれり、今村民助太郎が藏する文書に、小田原岩槻等より當村へ出せしものあり、其文に、

自岩付  
牛村助十郎へ 恒岡  
佐枝

尙々於此上一入せいに入、御走廻肝要に存候以上、井草之郷水そん之地に御座候間、其方一入せいに

新編武藏風土記稿卷百八十七之終

れ、御大途御走廻尤に候、政所免つゝみ免其方に預置申、來春田口伊豫守談合に而、つゝみをもつき立尤に候、何事をも御せいに被入、御走廻に付而者御大途え涯分申上入候、爲後日候間一筆進候以上、

永祿六年癸亥か  
閏十二月五日 信宗(花押)  
資守(花押)

表書に自岩付牛村助十郎參恒岡佐枝と載たり、これによれば此頃已に岩槻に屬せしことしるべし、

井草之郷荒野可爲十年、前々之百姓等協共に罷歸、可致打明者也、

永祿七甲子年十月十五日  
(朱印)

井草  
百姓中

井草之郷已之歲納所之事

八貫五百文 代物兵糧、其外諸色納、

貳貫文 田口御給分に引之、

右之所納請取日記と引合、辰之歲御檢地之辻拾貫五百文之通り、田口外記爲取續皆濟之所實正也、仍爲後日狀如件、

元龜元年カ  
庚午正月十一日

行憲(花押)

井草  
百姓中

井草之郷午之錢納所之事

五貫文 代物にて納、

仁貫四百七十文 粃大豆麥にて納、

五貫文 田口外記御給分に引之、

右之所納御檢地之上、拾仁貫四百七十文之分御書出之辻、田口外記爲取次皆納之所實正也、仍如件、

元龜元年カ  
庚午十二月廿八日 行憲(花押)

井草  
百姓中

未棟別錢請取事

合壹貫五百文者、但壹貫百文宛也、

右請取所實正也、此家數十五間也、仍如件、

元龜二年カ  
辛未十二月廿四日 守賀(花押)

井草  
代官 大谷(花押)

同百姓中 根岸(花押)



郷中百姓等縦如何様之儀申候共無承引、不作之田畠如何程も可被開發候、代官其外迄も少も横合候者、急度致書付、此方へ可被指上候、荒野者可爲十年候以上、

天正元年カ  
癸酉貳月六日

刑部左衛門(花押)  
資 滿(花押)

百束 竹 眞福寺分  
金子式部

已上

右今度遂糺明、藪主と奉行と出逢、自今以後藪無退轉様に糺宛、所用之時可剪定成候者也、向後大途御用に付而者、虎之印判を請取、如法文言剪奉行可渡少横合非分有之候不及用捨、何時も可捧目安、藪主へ狼藉致者可處嚴科候、尙以岩付城へ用所自然爲可召仕候間、藪不斷絶様に能々可致仕置者也、仍如件、  
天正五年カ北條家虎朱印あり  
丁丑十月廿日

井草細刑部左衛門分

井草丑歳本年貢未進請取事

合五百七拾四文 但永樂せん、  
右請取所實正也、仍如件、

天正六年戊寅カ  
寅二月十一日

一 德 齋(花押)  
岸野半右衛門(花押)  
鈴木五左門(花押)

井草  
百姓中

從飯田 三河守

郷中不作悉打明に付而者、當年者巳年之納之辻三箇一可致用捨候以上、

天正八年庚辰カ  
辰正月廿六日

資 滿判

當年辰歳大普請人足五人、去年水入付而、春夏者ハ加用捨候、然に荒川之堰、只今成之候、人足不足候間申付候、如何様之水入之郷村候共、於大普請ハ古來致來儀候間、少も無遅々領主百姓相辨、來七日に荒川端へ集、立川伊賀守如申十日普請可致候、又人足數令召連、一月之内可致果も郷村之隨意候、此儀至于無沙汰ハ領主百姓共に可爲曲事候、水前に一刻も相急儀候間、無遅々可罷出者也、仍如件、

天正八年カ北條家虎朱印あり  
庚辰七月二日

井草細谷刑部左衛門  
百姓中

一宿中へ少之儀成共、拙夫直判爲無之申付に付而者則尋可承候、さなくして取走廻儀候者、間届次第各へ過失を可申懸候事、  
一こや之内代官不可有之候、勿論宿中へ百姓いろい不可有之も、相當之所用も候者、以直判可申旨事以上、

右之條々爲後日に如此申斷候以上、  
十一月晦日  
井草  
宿中へ  
刑部左衛門尉(花押)

外に御大途無相違様に御走廻肝要候以上、  
井草之郷名主屋敷事

細谷三河守知行に如持屋敷半分宛、井藤平左衛門與談合候而、御拘無相違御走廻尤候、井草之郷田地之儀者、貴所無御綺候いへ者、緩々散々野可被成事眼前に候也、只今者御領所に被成候、猶以御請取入開拂致様に御稼肝要候以上、

天正十年壬午カ  
午三月廿九日

牛村助十郎 參

恒 岡(花押)  
佐 枝(花押)

癸未歳棟別錢壹貫五百文、八月廿日を切而佐枝・恒岡兩人に可渡之、日限至り踏越者、御分國中如御法之過錢可被仰付者也、仍如件、  
天正十一年癸未カ岩槻太田氏印あり  
未七月廿八日

井草  
百姓中

去年未歳之大普請之人足五人、無御用に付而不被召仕候、箕田郷堤爲水堰被仰付間、來十九日躑躅を持箕田郷集、廿日より廿九日迄十日奉行如申普請可致候、朝者天明は則出、日之入を切而可致之致遅々罷出者ハ爲闕如一日之遅參五日可被召仕、是ハ惣國之法に候間、存其旨答普請不致様、早天より可致者也、仍如件、

天正十二年甲辰カ岩槻太田氏印あり  
申年二月八日

井草細谷三河守分  
百姓中



井草 中刑部左衛門

一於鄉中年月打明候田島、百姓衆不可有違亂候、兼而鄉中へ相定被置候、  
一本草以下者勿論郷中大小人取候とたるへし、少も非分候者以書付急度可被申以上、  
天正十三年乙酉カ  
西二月廿四日 資 滿(花押)

亥歳之大普請人足五人、先被爲借被召仕候、來十一日に鉢簀子持岩付へ相集、普請可致之、若一日一人の不參付而者、如御法爲過失五人宛可被召仕者也、仍如件、  
天正十四年カ岩槻太田氏印あり  
中十日丙戌二月六日

井草細谷分

井草宿市之日之事  
一日 七日 十一日 十七日 廿一日 廿七日  
右市之日如此相定候、三ヶ年之間諸役可爲不入旨被仰出者也、仍如件、

岩槻太田氏印あり  
天正拾五年丁亥六月十六日  
伊達與兵衛殿

六間 塀

右御當城諸曲輪塀破損に付而、改而諸郷へ被仰付候來月五日に相集、奉行人如申可致之、何時も請取候所破損に仕而者、可致修覆間、稚木立斗一圓無用如何にも手堅可致之者也、依如件、  
天正十五年カ岩槻太田氏印あり  
丁亥十月廿八日

井草伊達分 百姓中

御城外構之普請被成候間、諸郷人足來十一十二日に岩付へ相集、十三日より普請取付奉行如作事、中十日可致之、若一人も不參付而ハ、一人に五人ツ、の過上申付、其上其郷にて領主名主に過失を可被懸旨依仰狀如件、  
天正十六年戊子カ岩槻太田氏印あり  
子正月六日  
井草本郷 三人  
下いくさらき分 かくせん立川分

籠之材木被爲取御用に入足五人、來廿一日より罷出中二日藤波山より奉行如申、材木請取岩付大曲輪引届奉行に可渡者也、仍如件、  
天正十五年カ  
亥三月十九日

井草細谷分

關宿破損之普請之用、丙子大普請人足三人、十日之内者春四日伊勢前へ被召仕、殘る六日有之分、七月朔日關宿へ罷着、翌日二日より七日迄可致普請、此日限無相違罷着奉行如申可致者也、依如件、  
天正十六年戊子、北條家虎朱印あり  
子六月廿三日

井草 百姓中

戊子歳□□役錢三百□如□年九月十五日を切而、立川深井に可相渡、日限相違に付而ハ、如御法可被懸過失者也、依如件、  
天正十六年カ岩槻太田氏印あり  
戊子七月三日

井草宿 百姓中

法 淳泰之

當棟別錢貳貫卅七文、如毎年之九月晦日を切而悉可致候、藏納日限至り踏越候者、如御法過錢可被仰付者也、依如件、  
天正十七年カ岩槻太田氏印あり  
己丑七月廿日  
井草伊達分 百姓中

武藏國

井草 中山 平沼

一當手軍勢濫妨狼藉事、  
一放火事、  
一非分之儀申懸事、

右條々任御朱印之旨堅令停止訖、若於違犯之族者乍可被處嚴科之由、依仰執達如件、

天正十八年五月日

筑前守 印

この制札は當時岩槻城責のとき、中山・平沼・當村の三村より馬飼料を出せし故、その報として制札をあたへしといひ傳ふれど、關東所々に同じ制札あるときは、あながちに左もあらざるべし、又村の地を三分して上下伊草村伊草宿と定めしは、元祿の頃よりの事なれど、前に出せ



る文書に、井草本郷下いくさひき分等載たれば、上下の唱は古くよりのことにて、上を或は本郷とも稱せしなるべし、又昔當所毎月市立しことも前の文書に見えたれど何の頃よりか廢せり、彼市立し處は今の小名元宿の邊より、隣村伊草宿の河岸までの間に立し由いひつたへり、戸數八十六、四境、東は飯島村、北は吹塚村、乾は中山村、南より巽へは伊草宿及下伊草村廻り、西は越邊川を界として、入間郡小沼村なり、東西七町、南北八町餘、田畑相半して早損の患あり、用水は中山村より引來る村内に川越より松山邊への往還かゝれり、伊草宿より入て中山村へ達す、御打入の後は御料所にして、寛永十七年松平伊豆守、元祿七年松平美濃守、寶永二年秋元但馬守に賜はりてより、今其子孫左衛門佐領せり、檢地は慶安元年時の領主伊豆守信綱糺せしと云、

高札場 村の中央

小名 上 中 下

越邊川 村の西を流る、中山村より來り、下伊草村へ達す、川幅凡十間より廿間に至る、川上長樂村にて和幾川落合と云、川に添て堤あり、高一丈餘、

氷川社 村の鎮守 別當觀音院 本尊觀音を安す、村内金乘院末、

氷川社 是も村の鎮守なり、末社 別當神宮寺と號す、神護山正觀音を

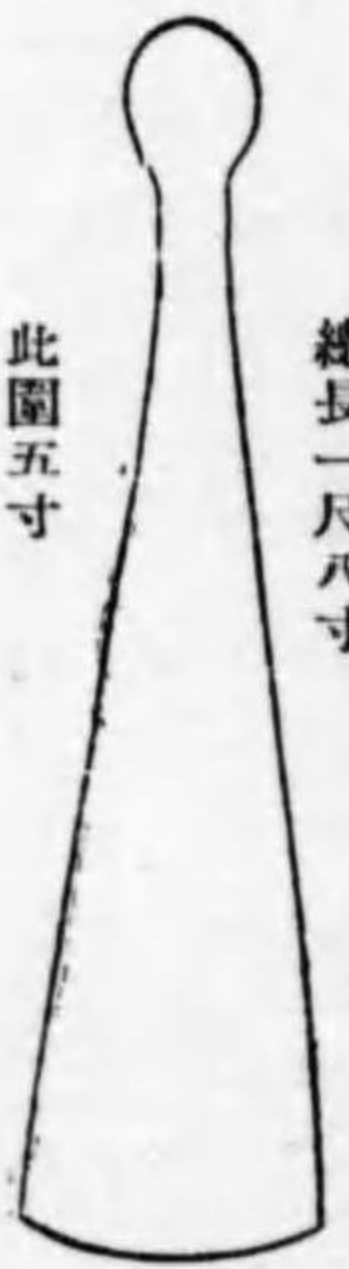
金乘院 土袋山普門寺と號す、新義眞言宗、高野龍光院末、天和五年にして、開山の僧俊慶は正和三年十一月十五日寂すと近年延享、寶曆の頃同様にあひて舊記悉鳥有となりしと云、よりて詳なること知べから 鐘樓の鐘を掛く、經堂 觀音堂 地藏堂 八幡社 稻荷社

不動院 八幡山護國寺と號す、金乘院末、西福寺 同門徒なり、元は天神坊とて庵室なりしが、今は一蓮花院 新義眞言宗、入間郡石井村大智寺門徒なり、慶長年中蓮花院の水帳には、蓮花坊と記す、その後程なく今の名主小三次が先祖大膳と云者、檀越として一寺となし、梅ヶ山長久寺と號す、本尊は正觀音なり、

長福寺 北天山と號す、禪宗曹洞派、埼玉郡尾辨天社 下伊草村は川島領に屬す、江戸への行程十二里、當村正保の地圖には載せず、元祿改定の地圖等に初て見ゆれば、分村せし年代おして知らる、されど上伊草村の條に載たる、天正年中岩槻の城主太田家より出せし文書に、井草本郷下いくさひき分と載るによれば、上下の唱ひは古くよりこゝに見えたり、ひき分と書しは比

企藤四郎が領と云こゝろなるべし、戸數三十五、東は伊草宿、南は入間郡福田村にて、伊草宿の渡を界とす、西は紺屋村爰も越邊川を界とす、北は上伊草村なり、東西

總長一尺八寸



此圖五寸

此圖八寸



二町餘、南北は四町餘、領主の遷替檢地等總て前村に同じ、高札場 村の中央 乾より哭へ流る、越邊川 川幅二十間、

氷川社 村の鎮守なり、神體は石にて其狀石劔など云べきものしと云、圖

又牛王版一枚を神寶とす、其圖右の如し、傍にすこしく燒たる跡あり、いつの頃にかや火災にかゝりしものと見えたり、村内東福寺持、末社 飯綱權現社 天神社 相傳ふ此天神今は小社にや、此邊を古より天神下と呼べりといへり、

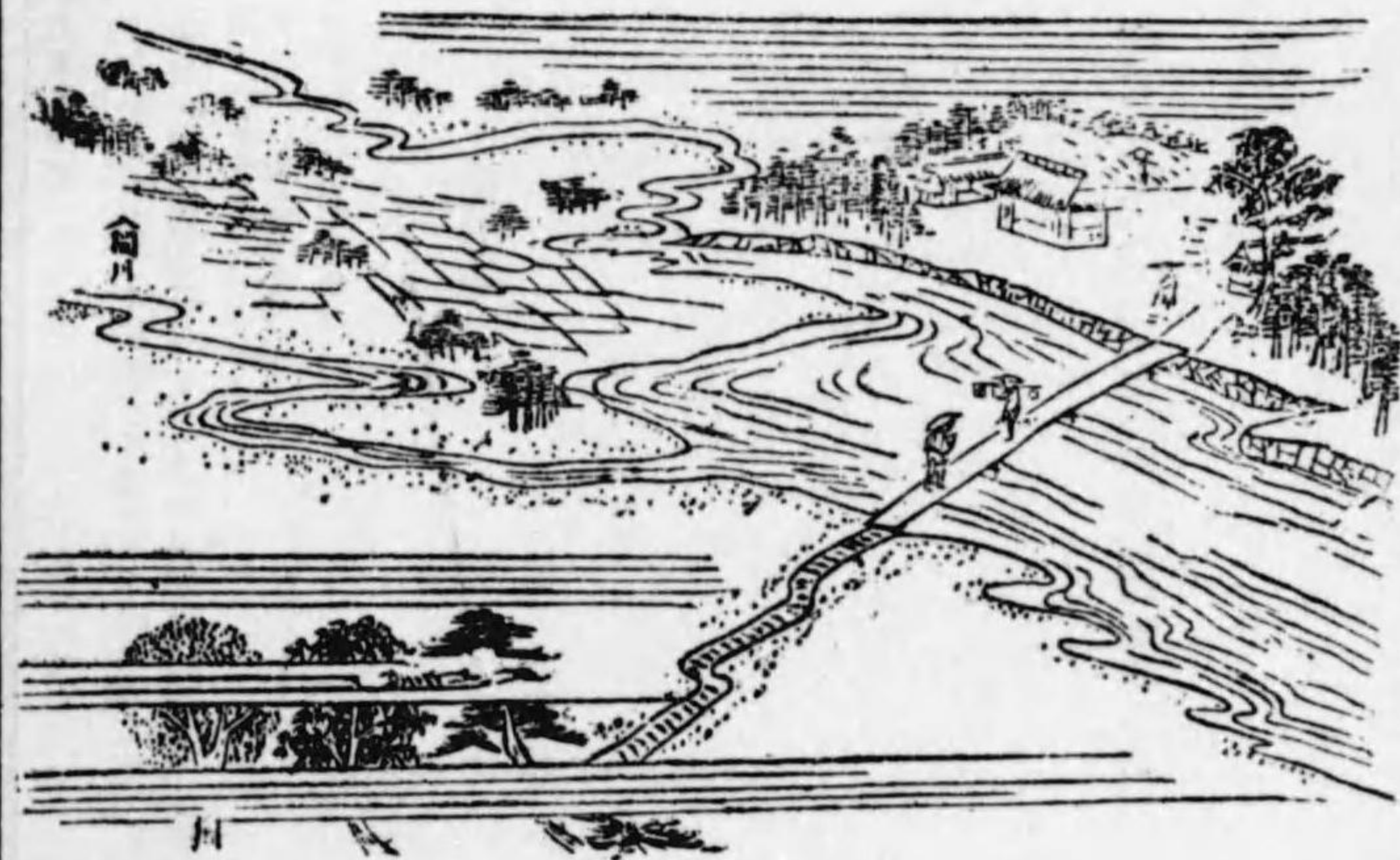
東福院 瑠璃山と號す、新義眞言宗、入間郡石井村大智寺門徒、本尊大日を安す、

舊家者藤四郎 比企を氏とす、判官能員の庶流なりと云、彼五年九月歿す、俗名を藤四郎と云、比企系圖には此人の沙汰なし、たゞ岩槻より出せし文書一通を藏す、是によれば天正十七年の頃、比企藤四郎といへる人、此村の内又下足立慈林村の邊をも領せしと見えたり、是其舊家にて、世々こゝに土着せし證なり、

井草之内六貫文之御給田、此切出三貫文拘來、立野一ヶ所指添出置候、此着到鐵炮一挺、伊達與兵衛方へ相渡、御件役嚴密に可走廻候、殊下足立安行之内慈林之村十七貫文之所、何れも無相違者也、仍如件、天正十七年カ岩槻太田氏印あり 己丑十一月廿六日 伊達與兵衛 奉之 比木藤五郎殿



伊草渡眺望圖



○伊草宿 伊草宿は分村の事跡已に上伊草村の條に辨す正保の改に井草宿とあり、元祿の頃は井草宿村と記せしを、其後又何の頃よりか伊草宿とのみ唱へ來れりと云、この宿村といひ宿とのみ稱することを、土人は差別あるごとく語り傳ふれど、さにはあらず、夫をいかにと云に現に上伊草村天正十五年のこと沙汰せし文書には、井草宿としるし、又慶長十七年伊奈半十郎がいたせし文には、井草宿村とありて、古より宿村或は宿とのみ唱へしこと明けし、思ふに此地旅客の人馬次立あれば、宿と唱へ、又郷村のことにつきては村ともいひしなるべし、當所より次立の里數、松山へ三里、川越へ一里半、中山へ一里、吉見へ二里、上尾桶川へ三里、坂戸へ二里、石井へ一里半、三保谷へ一里半と云、江戸よりの里數領名等前村に同じ、民戸七十一、四至東は飯島村、北は上伊草村、西南は入間郡紺屋・福田の二村、及び當郡伊草村にて越邊川を界とす、東西十町、南北八町、越邊川の渡りより入て上伊草村に達す、御入國の後は御料所なりしが後松平伊豆守酒井藏人に賜ひ、元祿七年松平美濃守の領知となり、寶永二年秋元但馬守の賜はりしより、今の左衛門佐に至る、檢地は元祿十四年時の領主美濃守吉保紀せり、

高札場 中央より少し北にあり

越邊川

村の南下伊草と角泉村との間、少し許の所にかゝれり此所にて入間川落合ふ故、爰の小名をも落合といひ、

又村の前にあるを以て、川の名を前川とも呼ぶ、川幅平常二十間、

渡

川越より松山への往還にあり、渡頭より望めば、河原打ひらけ入間・越邊の二川落合の所、その流互に屈曲して、景色最佳なり、此所日光御社參の時、御用便の故を以て、幅二間、長六十間の橋を架すと云、

稻荷社

酒井藏人が陣屋跡の隅にあり、陣屋の鎮守なりしならんと云、善性寺持、

大聖寺

蘭草山自性院嶋之坊と號す、昔は草芽山と號せしが、何の頃の住僧が文字不雅なるをもて書改めしと云、新

義真言宗、入間郡石井村大智寺末、本尊大日の像を安ず、開關の年代詳ならず、當寺は昔宮鼻村にありしが、天正年中當

所へ移せり、中興後圓文祿元年より住し、寛永十年十一月十四日化す、此僧高德の聞えありて、大猷院殿御歸依まし、

此邊御遊獵の時しばしば、渡御ありしにより、御茶屋を營せられ、御遊獵ごに必御願息ありしとなり、俊圓が書置し御成

日記一冊あり、當時の御事跡想像すべきもの若干、條左に錄せり、

一元和九年十一月七日に、當將軍様川越へ御成、云々十日伊草大聖寺江御成、十一日は奥留光福寺江

御成云々、

一寛永元甲子十一月十一日に、川越江御成云々、同十四日大聖寺云々、

一同二乙丑二月七日川越江御成云々、同十日大聖寺云々、

一同三丙寅二月八日に御成、九日ハ御休息、十日ハ御城下、十一日ハ三保谷御機嫌能、三保谷殿之子

細御尋、此村小鍛冶有城敷、三保谷之石塔を取こにいたし、其前にて女子さん病を請、口はしり男子ハ扱氣ちかひに成、それきりに而御沙汰なし、

御服壹ツ被下候、

一同五年戊辰二月十三日御成云々、十六日ハ大聖寺にて、十八日ハ鴻巣御成云々、

一同六己巳二月九日御成云々、十一日ハ大聖寺、十二日は奥留云々、

一同七庚午二月十一日御成云々、十三日大聖寺、十四日ハ奥留云々、

又千手觀音の像一軀を安ず、是は比企判官能員の守本尊なりと云、能員が裔孫郡中山村の人道作といへる者、此像及び比企系圖一卷を添て當寺に寄納せり、卷末に此觀音を納めし始末を記せしが、今は虫ばみてなしと云、觀音は銅像にて古

色殊勝のものなり、嘗て佛師見て云、鎌倉ころの 藥師堂峯の彌陀を鑄し時、其餘銅を以造る所ならんと、

此堂は昔御遊獵ありし時の、御休息の御茶屋なりしを、其後この邊御放鷹も絶しにより、元祿年中松平伊豆守命じて破却せしめけり、其時其木材を

山王社 御茶屋跡にあり、村の鎮守なり、御茶屋廢し

もて、此堂を造りしと云、



て後、其地を汚んことを恐れ、寺寶 御茶釜、昔此邊へ御遊て、鎮守社を爰に移せりと云、其形は世に云尻張の釜にて、底の破裂せし所は、銚を以てとち合せたり、いと古色に見 土玉 一顆土をもて造れる玉の如きものなり、寶中に納めり、蓋の裏面に、勝善院殿前豫州太守竹嚴道節大居士、元祿七年十月二十五日、犬運來土玉一顆命奉納と記せり、これ酒井伊豫守忠興なり、元祿五年歳七十にして祝髪し、竹嚴居士と號せり、此人平常犬を愛せり、彼犬元祿年中土玉を含み來り、試にこれを砕けば、古錢十餘其中より出づ、後又前の如く含み來ること已に五年に及び、古錢數萬を得たり、それを集めて佛像を鑄造し、残れる數十顆を紀伊國高野山、及び諸山の靈地に納めしよし、當寺什寶とするものも其一なりと、これ高野山の沙門尊海といへるが、記せし所なりといへり、事跡頗る奇怪にわたれど、姑く傳るまゝを載す、

善性寺 新義眞言宗、大聖寺門徒にて山號なし、本尊大日は惠して善性庵と謚す、よりて庵を立て、被大日を安じけるが、後に一寺となりしと云、一説に集任禪師と云僧、開基せしともいへり、

○飯島村 飯島村は八林郷土袋庄と云、領名及び江戸の行程は前村と同じ、領主の遷替檢地等は上伊草村に異ならず、家數三十八、南は安塚村に隣り、東は上猪村、北は平沼村、西は上伊草村なり、東西八町、南北は一町餘なり、中山用水を引沃けり、

高札場 西の方にあり

稻荷社 村の鎮守なり、

正徳寺 新義眞言宗、伊草宿大聖寺末、稻荷山金剛常院と號す、開山僧俊意天文三年九月十一日寂す、本尊地藏を安ず

太子堂

○平沼村 平沼村は領名前村に替らず、【小田原役帳】に二十五貫文比企郡平沼卯檢地小机衆三郎殿とあれば、御入國の前所領の人推て知べし、天正十八年前田筑前守利家より與へし制札にも、平沼を載たり、村の四隣、東は白井沼村に境ひ、西は中山村に接し、南は飯島村にて、北は上八ッ林村なり、東西十一町餘、南北七町餘、水損あり、正保の頃は酒井内記知行せり、後元祿七年松平美濃守領分となり、同十四年時の地頭檢地せり、寶永二年秋元但馬守に替賜はり、子孫左衛門佐が領する所なり、江戸よりの里數前村に同じ、

高札場 村の坤の方にあり

小名 本村 細郷 後路

氷川社 村の鎮守なり、末社 天照太神宮 牛頭天王社

稻荷社

稻荷社二字

天神社

荒神社

神明社 以上五社村民の持

大福寺 新義眞言宗、上伊草村金乘院の末、雨寶山と號す、開山俊長天正元年八月寂す、本尊地藏を安ず、

教圓寺 これも同寺の門徒にし、本尊不動を置り、

地藏院 同寺の門徒なり、寶珠山地藏院と號す、本尊地藏を安ず、

藥師堂 大福寺の持、下同、

阿彌陀堂

○三保谷村 三保谷村は古き地名なり、かの水尾谷十郎同四郎など、此地より出し人なりと云、中古は三保谷宿と唱へ、又三保谷宿村とも呼ぶ、又三保谷郷九村と云は牛ヶ谷戸・山ヶ谷戸・表村・上下新堀・吉原・紫竹・宮前・當村を加へて九ヶ村なり、此村伊草宿より良の方一里餘を隔て土袋庄に屬す、江戸より行程前村に同じ、戸數六十三、東は荒川を隔て足立郡川田谷村に隣り、南は牛ヶ谷戸村西は畑中村、北は大塚村、東西五町、南北十一町、水旱ともに患あり、用水は長樂用水を引沃ぐ、當村は關東管領の時代より、扇谷上杉氏の家人太田氏の領地にして、永祿の頃源五郎氏資小田原北條氏に従ひし後、小田原より檢地せしことありしと見えて、陸奥國會津郡長濱村の

農家に藏する古文書あり、其文に、

三保谷郷有公事兎角申間、迷之致檢地、先年之檢地へ以賄賂屬賤無之由、只今當訴人梅澤鈴木申上候、猶郷中之儀、代官道祖土圖書、訴人梅澤鈴木、公方檢使守賀新兵衛、治部少輔衆相談、一々被致檢地、可申上者也、依如件、

甲戌八月十二日

江 雪 承 之

代官 道祖土圖書

訴人 梅澤將 監

公人檢使 守賀新兵衛

治部少輔衆 小倉左近將監

三保谷郷檢地書出

甲戌は天正二年なり、又郡中下八林村の民、道祖土某が所藏の文書に、同六年檢地の書出あり、其文に、

貳百六拾六貫八十文 田島踏立辻

此内

廿三貫八百卅二文 養竹院分

拾九貫五百六十五文 福島給田

三貫七百七十文 矢部大炊助給田

十四貫四百文 宮分五ヶ所寺分九ヶ所

已上六拾壹貫五百七十文



殘而  
 貳百四貫五百十文 御領所  
 此内  
 貳拾貫五百文 公事免  
 三貫文 堤免  
 五貫文 代官給  
 貳貫文 定使給  
 拾四貫十文 百姓に代御敷免、但戊寅年之増分五十四貫十文之内  
 已上拾四貫五百十文  
 殘而  
 百六拾貫文 定納  
 已上

一十七町 田荒地  
 十町七反 烏荒地  
 已上

右之荒地致開發者有之候者可申上、可有御褒美、其上年記を定可被仰付者也。  
 北條家虎朱印あり  
 天正六年戊寅卯月七日 江 雪奉之  
 三保谷代官 道祖土土佐守 百姓中

この餘道祖土が所藏に、當村のことを記せし文書數通あり、其全文八ツ林村に出せり、御入國の後より川越城附となりて、城主の遷替に従ひて領主替りしが、寶永二年秋元但馬守に賜りしより、今の左衛門佐に至りて領せり、檢地は慶安元年松平伊豆守紀す、其餘荒川堤の外に新田あり、本村より一里餘隔つ、三保谷九村の新田にして、元祿七年松平美濃守檢地して、九村の村高に入て九村入會の地なり、  
 高札場 東南の方  
 小名 上宿 中宿 下宿 新沼 赤雁<sup>アカカヅ</sup>  
 荒川 東の方郡界を流る、川幅二十間、  
 氷川社 村の鎮守なり、南光院の持、  
 愛宕社 同持な  
 稻荷社 春林寺持

八幡社同寺

南光院 氷川山寂念寺と號す、新義眞言宗、表村廣徳寺末、本尊不動を安す、  
 春林寺 道祖土山自在院と號す、南光院と同宗同末なり、下八源院春林齋竹菴山居士開基す、此人は天正七年十月十五日卒す、開山の僧を傳へず、本尊不動を安置す、阿彌陀堂

○山ヶ谷戸村 山ヶ谷戸村は三保谷郷土袋庄川島領にして、此地三保谷九ヶ村の一なり、事は三保谷村に辨せり家數五十、東は荒川の中央を限りて、足立郡川田谷村にとなり、南は出丸下郷・表の二村にして、西は牛ヶ谷戸村北は三保谷村に續けり、此村を隔て、荒川の側に、彼九ヶ村入會の水田あり、爰をば元祿七年松平美濃守紀せり昔酒井讚岐守に當村を賜はり、夫より領主遷替ありて、今は秋元左衛門佐の領する處なり、爰も慶安元年松平伊豆守檢地せり、江戸への里數前村替らず、  
 高札場 村の中程  
 小名 六郎

荒川 川幅二十間、中程に川田谷村へ通ずる渡場あり、  
 報恩寺 新義眞言宗、表村廣徳寺の門徒、本尊彌陀を安す、  
 ○表村 表村は郷庄領の唱、江戸への行程前村に同じ、

是も三保谷九ヶ村の一なり、戸數四十軒、東より北へは山ヶ谷戸村に圍まれ、南は西谷・曲師の二村に隣り、西は上下新堀・吉原の三村に接す、東西三丁、南北八町、又三保谷村の東に九ヶ村入會の水田あり、又同所荒川を隔て、足立郡川田谷村の邊に段高場の田あり、總て水災を患ふる地にして、用水には長樂用水を引用ゆ、昔は岩槻太田氏の所領なり、御入國の後松平伊豆守信綱に賜はりしより、久しく河越城附の邑となりしが、寶永二年秋元但馬守に賜はりしより、今に至りても子孫左衛門佐領せり、  
 高札場 東の方にあり

小名 稻荷 深元  
 稻荷社 村の鎮守なり、古棟札二枚あり、一は天文廿三年二月九日とあり、一は天正十一年癸未卯月廿一日と記し、  
 施主等の名あまた載せたり、小社といへども古き勸請なること知べし、  
 稻荷社 村民持  
 養竹院 禪宗臨濟派、鎌倉圓覺寺末、常樂山と號す、天正十九年十一月寺領の御朱印を賜ふ、其文に三保谷郷の内十石とあり、寺傳に云、當寺の境内は古へ太田備中守資長入道道灌の陣屋なり、其子信濃守資家明應の頃、父道灌追福のため、伯父叔悅禪師を開山として建立すと、禪師は天文四年七月十六日示寂す、開基資家は大永二年正月十六日卒し、法名



養竹院境內圖

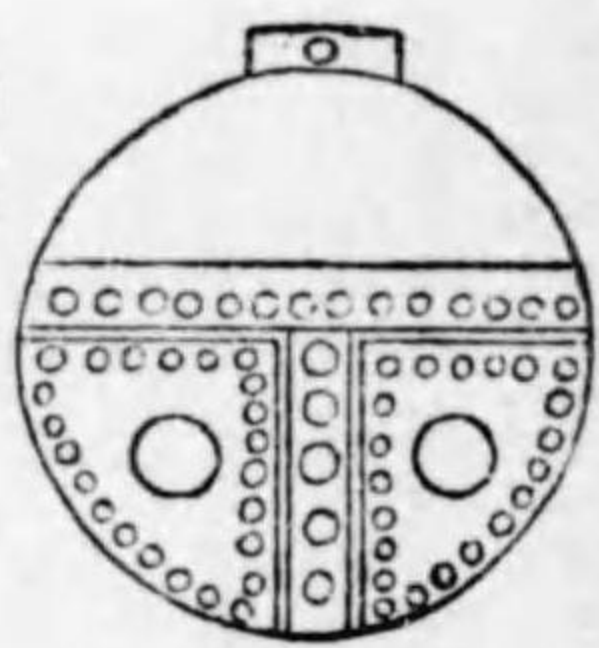


を養竹院義芳道永と號す、今の院號は資家が諡號にとりしこと知べし、今按るに此寺傳少く誤まれるにや、信濃守資家は道灌の子にあらで姪なり、又此資家が法諡を以て院名にとれば、恐くは資家が菩提の爲に建したるべし、今本尊藥師を本堂に安じ、傍に太田氏の位牌を置き、資清以來六人の法諡命口を記す、自得院殿實慶道眞庵主、□□□二月朔日、太田備中守資清、香月院殿春苑道灌庵主、文明十八年丙午七月二十六日、同左衛門大夫資長、養竹院殿義芳道永庵主、大永二年壬午正月十六日、同信濃守資家、壽仙院殿智樂道可庵主、天文五年丙申四月廿日、同美濃守資頼、智正院殿巖雲道瑞庵主、天正十九年卯九月八日、同美濃守資正入道三樂齋、瑞瓊院殿靈顯道鸞庵主、寛永二十年癸未十一月十日、同安房守資武とあり、又寺傳に資武が時、家衰へ流浪して北越に赴き、夫より四代左兵衛資政がとき、河内國へ移り、今彼國に子孫あり云と、鐘樓寶曆七年に鑄、垂絲櫻本堂の前にあり、花は單辨一は圍五尺許、高一丈五尺程、一は同太きにして、高はすこしくまされり、寛永七年大猷院殿鷹野の次境内へ渡御ありて、此花を御覽せられし時の御詠に、しら糸をかけみだしたるみをのやの、櫻をけふのあるじとぞ見る、とあそばされし御筆の短冊を賜へり、御短冊は尋常の製にて、讀人しらずと書せ賜へり、後に此御歌みだしたると云詞をならべたと、御改作ありしといひ傳ふ、箱の裏書に、寛永七年辛申二月下弦大樹家光公、武州三保谷郷養竹院御駕を寄らる時に、寺門の櫻爛漫たるに御詠自から御筆を染られ、院主に是を賜ふとあり、辛申は庚午の誤なるべし、羅山詩集云、二月廿二日從御靈遊、于武州水尾野谷養竹院有垂絲櫻花一株、其高五六丈、其本圍八尺許、

花在我朝名最眞、風枝數尺裊絲綸、小蠻焚素離魂合、一樹山櫻兩美人、

當時の樹は枯て、今に至る、天神社 辨天社

廣德寺にて、江戸大塚護持院の末山也、古は三河國誕生院の末なりしが、元祿の頃今の如く本山をかへしと云、天正十九年寺領五石の御朱印を賜へり、相傳ふ當山は水尾谷四郎廣徳が開基なりと、廣徳が法諡を勇鋒殘夢居士と號す、開山の僧名を傳へず、中興開山有範應永六年寂す、本尊五大明王弘法大師の、大御堂此堂は大同年中造立せし所なりと云、されありしと見ゆ、然れども密宗の祖弘法大師大同中の人なるを以て末流の寺院やもすれば大同と稱するは常なり、とかく古き堂なることは疑ふべからず、大御堂と云こといづれ故あるべし、本尊三尊の彌陀定朝の作なりと云、ときはこれも大同より遙の後の、水尾谷四郎墓、大御堂の背後に高一丈、石塔ものなるべし、是源平戦争のとき源氏に屬して、悪七兵衛景清と勇を争ひし、水尾谷四郎が墓なりと云、此人著名にて犬うつ童もしれど、【平家物語】に武藏國の住人水尾谷十郎・同四郎と並べ記して、此事實は十郎がことなせり、されば寺傳は全く俗説に従ひたるものと見ゆれど、その誤りしも古きことなや、謠曲八嶋の内に、水尾谷四郎が景清とかけ合たる由見えたり、又【東鑑】文治五年七月奥州征伐の供奉の列に、十郎が名は載たれど、その他の事實を記さざれば、とかく考るに由なし、羅山詩集に、水尾谷四郎舊跡の詩あり、颯下云、此處有小祠、世傳水尾野谷四郎舊跡也、其詩に云、刀劍忽摧心



今寺に收む鏡は、圓經四寸四分裏面に鳳凰の形に似たる模様あり、別に文字もなければ、年代考ふべきことなけれど、古物なことは論なし、古鏡は満面錆やつれて、綠色塗抹せしごとし、數すべて五あり、鐘樓鐘は正その形上の如し、鐘樓鐘は正

仁王門

龍谷寺 廣德寺の門徒なり、本尊大目を安ず、熊野社 鈴木三郎墓、熊野社の塚上に經の古木あり、枝二本にわかる、一は圍五尺許、一は三尺許也、枯槁して形ばかり存す、按に郡中元宿村の佛性院に、三郎重家の墓と云物を寺寶とせり、是文治二年源義經を慕ひて、奥州へ下向の時、當所へ遺し置たりとも、又當所に墳墓ありしといはんも、よりどころなしとせざれど、かの重家が當所に死せしと云こと、いまだ他の書に所見なければ、いかゞばあらん、砂福寺 同門徒なり、本尊藥師を安ず、

○吉原村 吉原村は三保谷郷川島領に屬す、家數二十軒東は表村及び上下新堀の三村なり、南は下猪村にて西は宮前・紫竹の二村に接し、北は牛ヶ谷戸村なり、東西も南



北も五町餘、江戸よりの里數前村に同じ、古の領主は傳へず、寛永の頃は松平伊豆守領主たりしが、其後近郷と  
同く松平美濃守吉保に賜はり、寶永年間秋元但馬守が領地となりしより、今の左衛門佐に至りて替らず、又山ヶ  
谷戸村を隔て水田若干あり、爰は三保谷九村犬牙せる地にして、元祿七年時の領主美濃守吉保檢地して高入とす、  
高札場中程にあり

西宮 當村と宮前村との鎮守なり、觀音寺持、  
稻荷社

庚申社 二社ともに百姓持、  
觀音寺 三輪山と號す、新義眞言宗、表村廣德寺の門徒なり、本尊彌陀を安ず、觀音堂十一面觀音なり、

○上新堀村 上新堀村は郷名領名及び江戸への行程も前村と同じ、此村正保のものには、上下を通じて一村なりしが、元祿の改に至り今の如く二村に別てり、戸數十六東は表村にて、西は吉原村、南は下新堀村、北は牛ヶ谷戸村なり、四方二町程に徑れり、用水は中山堰の水を沃げり、寛永十六年松平伊豆守信綱に賜ひしより、川越城主の領せし地なりしが、寶永二年秋元但馬守に賜はり、今子孫左衛門佐に至りて替らず、檢地は慶安元年信綱糺せし後、天和三年其子伊豆守信輝、元祿七年に松平美濃守

吉保新田の地を檢せりと云、此上下村には神社寺院もなきゆへ、隣村表村なる熊野社を鎮守とせり、  
高札場村の南にあり

○下新堀村 下新堀村は上新堀村の南に續きて、郷名領名及び檢地江戸への行程等、總て上村に同じ、家數十軒東は出丸下郷に隣り、南は上下猪村に及び、西は吉原村にて、北は即ち上新堀村なり、東西へ二町、南北は三町許、當村も久しく川越城へ附らるゝ地と成しが、明和年中一旦清水殿の領地に屬し、程なく上りて御料所となり村内を裂きて川村權七に賜り、今子孫季之助が知行す、餘は御料所なり、隣村上猪村の稻荷を鎮守として祀れり、  
高札場村の中程にあり

○宮前村 宮前村は民戸三十軒、東は吉原村、西は平沼村、南は上猪村にて、北は紫竹村なり、東西五町、南北四町、水損の地にて、用水には中山堰の水を沃げり、郷名庄名及び江戸よりの里數、領主の遷替檢地等總て前村に同じ、後年新田の地おひくゝ出來て、享保三年松平伊豆守信輝、元祿七年松平美濃守吉保檢地せりと云、  
高札場村の北界にあり  
地藏院 新義眞言宗、表村廣德寺の門徒なり、本尊彌陀を安ず、本尊子安地藏を置り、  
天神社

○牛ヶ谷戸村 牛ヶ谷戸村は土袋の庄に屬し、郷名領名は前に同じ、東は山ヶ谷戸村に隣り、西は白井沼・紫竹の二村にて、南は吉原村及び上下新堀村に續き、北は三保ノ谷村なり、東西南北共に六町許の地にして、長樂用水を引て耕せり、戸數六十軒、御打入の後酒井讚岐守忠勝に賜はり、寛永八年檢地す、後松平伊豆守信綱が領分となりし頃、慶安元年再び檢地せり、其後又松平美濃守吉保が知る所となりしが、寶永二年秋元但馬守に賜はりしより、今の左衛門佐に至りて領せり、又三保谷村を隔て、水田若干あり、爰は三保谷郷九ヶ村入會の新田にして、元祿七年時の領主美濃守吉保檢地して高入とす、其餘異の方出丸中郷の地先に、當村の流作場あり、寛保四年二月堀江荒四郎檢地して、稅數を定めしより御料の地なりしを、これも寶曆十一年左衛門佐が家に賜はれり、爰も江戸よりの行程は前村に替らず、  
高札場村の北にあり

小名 富田 郷方 馬五郎名義の起り、詳ならず  
諏訪社 村内及び山ヶ谷戸村の産神とす、寛永十三年勸請する所にして、彌宜馬場兵庫司とれり、兵庫は入間郡塚越村勝雅樂が配下なり、  
牛頭天王社 是も村の鎮守なり、三保谷村青林寺持、

御靈社 西光院持、  
西光院 新義眞言宗、表村廣德寺の門徒なり、海道山と號す、不動を本尊とす、  
錫杖寺 金鐘山と號す、前と同寺の門徒なり、交珠を本尊とす、  
觀音堂 藥師堂持、  
觀音堂 西光寺持、

○紫竹村 紫竹村は大抵東西へ二町、南北は一町許の村にして、東北の二方は牛ヶ谷戸村に隣り、南は宮前村に  
ならび、西は白井沼村に界へり、民戸十六、長樂用水を引て水田を耕植す、水旱共に患あり、當村郷庄領の唱ひ領主の遷替檢地江戸への里數等は、總て前村に同じ、又三保谷村の地先に當所の新田あり、こは三保谷郷九ヶ村入會る地にして、檢地等は是も前村に辨せり、  
高札場村の南にあり  
阿彌陀堂 惠心の作れる彌陀を安ず、寛永八年造立する堂なりと云、村持、  
觀音堂 寶永二年建立する所にて、  
正觀音を安ず、村持、

○白井沼村 白井沼村は八ツ林郷にて、庄名領名は前村に異ならず、家數六十四、東は三保谷村、南は紫竹村、西は平沼村、北は八ツ林村なり、東西十町餘、南北八町餘



用水は中山堰の水を沃ぎ、動もすれば水損ある所なり、江戸への里數及び領主の遷替は、牛ヶ谷戸村に同じ、慶安元年時の領主松平伊豆守信綱檢地せしと云、高札場あり西の方に

小名 要ヶ谷戸 猿ヶ谷戸 赤尾町 浮沼

氷川社 村の鎮守なり、寛文年中、末社 天神社 諏訪社 稻荷社

御靈社 百姓

眞福寺 新義眞言宗、表村廣徳寺門徒にて、山號なし、下の二寺並に同じ、本尊不動像を安ず、

珠徳院 本尊觀音

廣目寺 本尊彌陀

長覺寺 天台宗羽黒行人派、喜雲山と號す、江戸普門院の配下なり、本尊觀音を安ず、

觀音堂 村持、下並

藥師堂

十王堂

褒善者百姓彦右衛門 母につかへて孝あるにより、文化十二年領主左衛門佐實して、米二俵を與ふ、

### 新編武藏風土記稿卷之百八十九 之終

### 新編武藏風土記稿卷之百八十九 之

#### 比企郡之四

○中山村 中山村は川島郷土袋庄川島領に屬し、江戸へは十二里を隔、家數百六十、東は平沼村、南は上伊草村、西は吹塚村の飛地ありて、都幾川に至り川を隔て、入間郡赤尾村に界へり、北は戸守・南蘭部の二村なり、東西十二町、南北十四町、【小田原役帳】に、大草加賀守比企郡中山十七貫文を領せしよしみゆれど、土人は更に傳へず、又下文に出せし文書によれば、永祿の頃比企左馬助則員も當所を領せしと見ゆ、御入國の後酒井紀伊守に賜はり、寛文元年に檢地せしが、子孫兵部が時元祿十年替りて、松平美濃守領分となりしとき又檢地あり、其後寶永二年秋元但馬守に賜はりてより、今の左衛門佐に至て替らず、高札場あり村の西北

小名 上 中 南伏木 久保

越邊川 南の方にあり、當所の境にて都幾川落合へり、川に添て川除堤あり

#### 小屋場

村の中ほどにあり、明和五年領主但馬守が川越城よりの地は、もとの如く賜ひしなもて、此所に小屋場を作りて、土地の役に與るものを置て、稅務を沙汰せしむと云

#### 氷川社

八幡・諏訪の二神を合祀す、村の鎮守なり、棟札に延暦三年九月吉日、武州比企郡川嶋之内土袋庄中山村願主長圓と記す、されど此年號さらに信ずべからず、何ものか彼世かゝる無稽のことを、なし置しと見えたり、善能寺持、末社 稻荷社

稻荷社四字 金剛寺持、下並同じ、

神明社四字

諏訪社二字

山王社 淵泉寺持、

藏王社 正泉寺持、

金剛寺 清月山元光院と號す、新義眞言宗、入間郡石井村大智助則員中興す、境内に則員が墓あり、法名元光元和二年三月十九日卒すと、今用る院號は此法諡に取し事知べし、則員子孫は村民 鐘樓 鐘は正保年間中興檀越則員の子、次左衛門義鑑しと

白山社 阿彌陀堂

延命寺 三嶽山普門院と號す、同宗同

末なり、本尊彌陀を安ず、

三嶽社 愛宕社

新編武藏風土記稿卷之百八十九 比企郡之四

御靈社 觀音堂

善能寺 守護山と號す、大智寺の門徒なり、下 愛宕社 藥師堂

淵泉寺 慈眼山と號す、大 觀音堂

能性寺 梅林山と號す、觀 天神社

東光寺 瑞瑞山と號す、地 稻荷社 藥師堂

正泉寺 天台宗、下青島村淨光寺 觀音堂

十王堂 善能寺持、

舊家者比企道作 今醫を業とす、鎌倉將軍の頃、比企判官能員と聞えしより、其支流一旦御當家へ仕へ奉りしが、故ありて除色せられ、永く當所の民間に下れりと云、道作は其子孫なり、先祖能員より連綿せる系圖を藏す、其略に云比企氏は藤原姓にて、家紋は花菱及び劍轡草なり、其大祖の由て出る所を記さず、判官能員藤四郎と稱し、比企・入間・高麗の三郡を領し、故ありて建仁三年九月二日遠江守時政に誅せらる、【東鑑】を閱るに、能員四郎とも藤四郎とも稱す、永曆の初賴朝配流の時、能員が姨母比企尼、其夫掃部允と同く忠節を存し、治承四年まで廿年の間、比企郡の田地を請所として世途をたすけしかば、賴朝志を得て後其覺大方ならず、しかのみならず、能員つねに昵近して勤勞ひきさかりければ、建久元年上洛に扈從して、右衛門尉に任じ、後又判官となる、賴朝薨じて後、子賴家將軍宣下あり、能員が女若



狭局これに仕へて、男女の子を産めり、されば能員外戚として、建仁三年頼朝病にそみしとき、家督の事により北條時政が一族を除んとし、事顯はれ遂に誅せられ、一族あまた同く滅亡せしと云、能員を或は義員とも記す、建久五年の下には右衛門尉義員とあり、義の字は能の字の誤なりべし、又系圖によるに、能員が子四郎時員も父と同く自害せしが、懐胎の婦人ありて民間に隠る、さて平産せしに男子なりければ、岩殿觀音の別當養育して兒とす、成長の後上洛して、叔父東寺の僧伯書法印圓顯に依て、順徳院北面の侍となる、後佐渡へ還らせ玉ふに及て、御跡を慕ひ奉り、越後に來り寺泊に住す、其子小太郎員長始は、越後に有しが、叔母若狭局は頼朝將軍の女、竹之御所の老母たるに依り、彼の御所の領地を比企・吉見の二郡に定めらるゝに及て、員長其縁族たるを以て、竊に越後より當郡に移り住し、文應二年二月二日卒す、是より右馬允滿長、右衛門佐守長、小四郎之長、内匠助重長、藤次補榮、藤兵衛尉久榮、明應八年武州廣木大佛の城にて討死し、左馬助員信、左馬助義次等八代を歴て、世々當郡に土著し、左馬助政員に至る、政員は上杉憲定（今按に朝定の誤りか、思ふに家藏文書の内に、憲定の判物ある故に、誤記せしなるべし）に仕へて、しばし軍功をあらはし、感狀數通を賜はるといへども、戰爭の紛れに失へり、されど上杉氏の宿老美濃入道三樂齋の文書を藏す、

尙々

御進退之事資正請取候上者、不可有如在候、此度猶以御稼尤候、恐々謹言、

十二月廿二日

資正（花押）  
美濃守資正

比企左馬助殿

今度於其地日夜御辛勞、就中其上被致粉骨誠無比類候、猶以堅固之備專一候、御稼所希候、通行斷絶故節々不御覽候、恐々謹言、

十二月廿四日

美濃守資正印

比企左馬助殿

勝之内西光寺分、河越之庄之内小室矢澤百姓分、如前々可有御拘候、但至于承儀相違者、不可有其曲候、恐々謹言、

永祿四年辛酉五月廿二日

美濃守資正（花押）

比企左馬助殿

比企郡御同名左衛門尉殿雖損し承候、貴所此度被爲盡粉骨御走廻誠に無比類候、彼郡之儀先郡代遣置候、猶以御走廻付而も承儀不可有如在候、恐々謹言、

永祿四年辛酉十二月廿一日

太田美濃守資正（花押）

比企左馬助殿

參

是等の文書により家譜と合せ考ふるに、政員は天文申上杉朝定滅亡の後、岩槻の城主太田三樂に屬せしごとくにもみゆれど、上杉憲定と云は、全く上田憲定の文書（文は後に出す）あるより、牽強せしにや、政員三樂に仕へざる前の事實は、傳を失しなるべし、されど三樂が文書進退のこと、資正請取上者不可有在といふによれば、恐らくは始扇谷上杉へつかへし歟、弘治年間政員上杉の使節として、駿州今川義元がもとへ赴きし時、義元猿樂を催してもなし、且政員が馬を好むよしを聞て、よき馬をあまたあつめて、政員に見せしめけると、東照宮も駿府に御座ありける時に、彼席へ出御ありしと云、子則員もまた父の名を襲て、左馬助と稱し、幼時より松山城主上田上野介がもとに倚賴す、これは資正入道、永祿年中小田原北條氏の爲に、岩槻城をはなれし故、則員松山へ移りしにや、天正年中常陸國筑波下にて、眞壁道無と合戦の時、及び下野國大平山にて、皆川と合戦の時、二度まで餘下の高名あり、其後上田憲定あたへし所の書あり、其文に、於中山之内近年出置候、北寺家分に南寺家取替度任言無據候間、尤引替任置候、小旗一本鑓□しに而、一騎奇羅美耀に可被走廻候、殊北寺家并高案寺之太員、何時も巖密に可被申付候、反錢其外從前々已來、役者南寺家へも自餘之村並に可申付候、猶馬場藤十郎可申候、仍如件、

永祿十五年丁亥九月十日

憲定（朱印）

比企左馬助殿

今按るに此左馬助は則員なるべし、上田上野介憲定、天正十三年の頃家督を繼しなれば、永祿十五年と云はうけかひがた

し、思ふに此書も十五年丁亥とばかりありしを、年號の字を後人の書入しなるか、丁亥は天正十五年にて、永祿十五年にあたる年は元龜三年壬申なり、松山没落の後則員比企郡に蟄居せしを、越前中納言殿開及ばれ、慶長六年召出さんとし、たまへど、當所に引籠て出ず、子次左衛門義久召出されて、後同十八年東照宮本多佐渡守に仰ありて、已に召出さるべかりしかど、かくして翌年に至り、病につきて辭し奉りければ、やがて萬病圓百粒を賜へりと云、御恩存の程知べし、元和二年三月十九日五十九にして歿す、其子次左衛門義久、慶長十六年駿府へ至りし事あり、其頃人のかたるを聞しに、東照宮春日下總守・同左衛門・松野攝津守等へ御物語の次に、昔今川義元上杉の家人、比企左馬助則員へ懇意をつくし、馬を揃て見物せしめしことなどおぼしめし出され、かの則員は關東に武名あるものにてその父左馬助政員もしばし軍功ありしものと聞しが、今その子孫はいかにせしにやと御尋ありけれど、下總守等しらすりければ、御答も申上ざりしといへば、義久残り多きこと思ひ、濱松へ行きて目安をさしげれば、やがて召出されける時に、年十九歳、後に大坂二度の御陣にも供奉し、大猷院殿の御時までつかへ奉り、寛永十九年八月八日歿す、子藤左衛門重員父につきて仕へ奉り、大御番をつとむ、其子次左衛門久員部屋住より大御番をつとめ、後に組頭となり、御加増に賜はる、子藤十郎稚久家督の後、天和三年より大御番をつとめしが、替中にて矢負鳥の虚言をかたりしこと、常憲院殿の御開に達し、御糺明ありて追放せられけるより、民間に下りて後祖先の舊縁によりて、當所に土着す、これより次郎四郎重久・藤五郎政久・藤四郎滿久・玄仙員吉の四世をへて、今の道作貞員に至ると云、



○上八ツ林村 上八ツ林村は上八ツ林郷に屬す、庄名領名及江戸の行程等前に同じ、寛文元年檢地の時より、上下二村に分てり、家數八十二、東は下八ツ林村にて、南は平沼村、西は吹塚村、北は一本木村なり、東西十丁餘、南北八丁にあまれり、水旱ともに患あり、用水は長樂村より遙に引來ると云、永祿の頃は太田美濃守資正が領せし地なり、御打入の後は御料所にて、慶長十四年伊奈備前守檢地す、後酒井紀伊守が知行所となりし頃、寛文元年再び檢地せり、紀伊守の子孫兵部が時、元祿十年上り地となり、松平美濃守吉保に賜り、寛永二年秋元但馬守に賜りてより、今子孫左衛門佐領す、

高札場 村の東にあり、

小名 殿ヶ谷戸

氷川社 村の鎮守なり、觀音寺持、

天神社 極樂寺持、

八幡社

雷電社 永祿十年太田氏資、及び天正十四年太田氏房より、長福寺に與へし文書に、雷電宮免二丁と云文みえたれば、其頃は同寺の持なりしと見ゆ、以上二社村民の持、

長福寺 萬富山と號す、禪宗臨濟派、表村養竹院末、開山は本山第二世僧奇文、元龜二年十二月十四日寂す、境内に

小高伊賀守同大炊助が墓あり、大炊助が名は道祖土文書にもみえて、岩槻太田氏に仕へし人とみゆ、其法諱を遠山善久居士と云、元和四年二月十四日寂す、伊賀守が法諱を伯翁禪悅居士と云、慶長十三年八月十九日寂す、其子孫近き頃まで此村にありて相續せしが、今は他へ行きしと云、當寺に太田氏資・同氏房より出せし文書あり、其文に、

八林之内

一長福寺分之事、

一駒形宮免一町九反之事、

一雷電宮免田島貳町之事、

以上

右三ヶ所如前々令落着候、但打明之上遂檢地、不可有如在候、仍如件、

永祿十年丁卯二月朔日

太田源五郎氏資(花押)

歸源菴罕首座

侍司

八林之内

一長福寺分之事、

一駒形宮免壹町九反之事、

一雷電宮免田島貳町之事、

以上

右三ヶ所如前々不可有異儀候、但打明之上遂檢地、不可有如在候、仍如件、

天正拾四年丙戌二月廿七日

氏房(花押)

廣徳院

稻荷社 地藏堂

極樂寺 法輪山と號す、新義眞言宗、下八林村善福寺末、阿彌陀を本尊とす、

不動堂 不動は、智證大師の作なり

地藏院 地藏を本尊とする故に、かく號す、下八林村善福寺の門徒なり、

觀音寺 同門徒なり、これも觀音を本尊とす、

昌圓寺 長福寺の末なり、本尊は不動なり、

駒形堂 長福寺の持なり、彼寺の文書に、駒形堂とある是なるべし、馬頭觀音を安ず、

十王堂 極樂寺持、

觀音堂 百姓持、

○下八ツ林村 下八ツ林村は上八ツ林村の東に續けり、家數六十六、東には畑中村に隣り、南は白井沼村、北は鳥羽井村なり、東西七町あまり、南北十町餘、郷庄領の

唱へ及江戸への行程、領主等總て前村に同じ、

高札場 東にあ

小名 馬場

天神社 村の鎮守なり、威徳寺持、

裏に應永七庚辰五月六日 本同氏女

善福寺 白雲山沙門院と號す、新義眞言宗、入間郡今市村法恩寺末、開山詳ならず、法流開山榮

云、本尊不動を安ず、

光勝寺 本尊藥師を安ず、善福寺の門徒にして小寺なり、下並に同、

稻荷社 阿彌陀堂

藥王寺 本尊藥師を安ず、

愛宕社 本尊不動

威徳寺を安ず、

裏に奉掛 藥師如來彫口一面



藥師堂 古彫口をかく、其圖上の如し、此彫口元は、高麗郡佐西熊野堂にありしを、彼堂廢せし頃、應永七年持來て此堂に掛け、其時改めて裏面の銘を彫りし者なるべし、應永七年は明徳四年を下ること、僅に八年なれど、今も彼地に熊



野堂なければ、其間に廢せしことしらる。

舊家者郷助 氏を道祖土と云、道祖土は藤原氏にて、御堂關須を領す、貞信六代の孫、那須太郎資隆が子、十郎資兼始て道祖土と號す、此後十三世が間或は管領上杉氏に仕へ、又豆州北條御所に仕ふ、十四世兵庫頭氏兼北條早雲に仕へ、其孫下總守康成氏康より當國比企郡老袋城を賜はる、其子を圖書助康兼と云、康兼が子年人康玄、後に土佐守と稱す、此人始て當村の内畑中と云所に住し、岩付太田氏の代官を勤む、天正七年十月十五日歿す、圖書助が子康玄より農家となり、今の郷助邦彦まで總て九代に及ぶと云、家譜に載る所かくのごとし、然れども當時岩付より用せし所の文書二十三通、(内一通は二保谷村に出す)今猶家に藏す、其中につきて考るに、圖書助康兼が頃より、岩付太田氏に仕へしこと明なり、其餘當時の事實考證とすべきもの多し、

從亡父代此方事走廻候上、於今度も抽懇切候間、居在家一間、書記在家半間、河内在家一間、太郎三郎在家一間、孫左衛門在家半間、合四間、本符□□貫□地爲給分差置之候、諸公事以下事等、可爲目人□百姓同前候、謹言、

八月廿一日

道 可(花押)

道祖土圖書助殿

望申田地之事

四貫五百文 居屋敷分  
參貫文 大夫在家  
六貫文 孫左衛門尉  
四貫文 其以木指上申候  
參貫五百文 かうち分  
八貫五百文 書記分  
同石 太郎三郎分

以上貳拾九貫五百文  
諸公事者□□可爲同心候、此年貢之事者、爲給分宛行候、謹言、

享祿三年庚寅十月廿六日

道 可(花押)

道祖土圖書助殿

三五尾谷傳馬儀付而、田地指上百姓有之者、可及其斷、疊儀ハ可爲田地役候謹言、

弘治三年丁巳四月八日

資 正(花押)

道祖土圖書助殿

今度於赤濱之原安獨齋人衆懸合、以其方之走廻、山田伊賀を討臥候、乍不始儀心地好無比類候、謹言、

七月廿七日

資 正(花押)

道祖土圖書助殿

三尾谷 戸森

右當郷代官職之事、如源五郎時無相違被仰付畢、聊無々沙汰速可走廻、若背掟妄之儀有之者、任法代官を可被相改者也、仍後日狀如件、  
永祿十年カ北條家虎朱印あり  
丁卯九月晦日

道祖土圖書助殿

改定着到之事

廿五貫文

八ツ林之内屋敷分、

此着到

一本 鑓二間之中柄具足皮笠、

一本 指物持、 同理、

一騎馬上具足甲大立物手蓋面勝、  
本々、

以上三人

右着到分國中何も等申付候、自今以後此書出之處、聊も不可有相違候、於違背者越度者可爲如法度者也、

新編武藏風土記稿卷之百八十九 比企郡之四

二六三

仍如件、

元龜三年カ北條家虎朱印あり  
壬申正月九日

道祖土圖書助殿

水損付而三保谷之儀申上候、只今月廻之砌委細之不及檢使候、雖然地ひきの郷之間、當年之儀者半分指置候、半分八拾貫文來廿五日を切而、代官百姓相談岩付へ可納候、此上一日も令難澁付而者、可爲曲事者也、仍如件、  
天正六年カ北條家虎朱印あり  
戊寅十二月十四日

道祖土土佐守殿

改定着到之事

一本 指物四方堅六尺、横四尺、持手具足皮笠、金銀之間紋可出、皮笠何も同前、

一本 鑓二間之中柄金銀之間相當可推持手具足皮笠、

一騎 馬上具足甲大立物、金銀何に而も可推手蓋、

已上三人

右前々之着到之内、少々相改定置者也、一々致披見



毛頭無相違可致之候、大途堅被仰付候間、猶以不可致相違候、火急に用意來廿日を切而出來專一候、仍如件、

天正九年カ上田憲定印あり  
辛巳七月八日

道祖土圖書助殿

以前之書出に馬鏡落候爲其重而遣之候、

馬鏡金紋をば如何様に可出も  
隨意に候、

已上

天正九年カ上田憲定印あり  
辛巳七月十七日

道祖土圖書助殿

去年未歲大普請人足登人、無御用に付而不被召仕候、箕田郷堤爲水堰被仰付間、來十九日鐵箕被持箕田郷へ集、廿日より廿九日まで十日奉行如申普請可致候、朝者天明者則出、日之入を切而可致之、致遅々罷出者ハ爲闕如一日遅參五日可被召仕、是ハ惣國之法候間、存其旨答普請不致様に、早天より可致之者也、仍如件、

天正十二年カ岩槻太田氏印あり  
甲申二月八日

八林道祖土圖書分百姓中

寅歲之大普請人足登人、先被爲借被召仕候、來る十一に鐵もつこ持岩付へ相集、普請可致之、若一日に登人之不參に付而者、如御法爲過失、五人宛可被召仕候者也、仍如件、

天正十四年カ岩槻太田氏印あり  
申十日丙戌二月六日

八林道祖土分

來十四日に鐵畫を持中城へ相集、奉行如申普請可致之、何之御領所方も、男其郷に一人も不殘、悉代官召連罷出、五日可走廻候、御前之御普請に候間、何をも被爲頼候、若不罷出者有之由申出に付而者、即代官可被召上、爲後日仍如件、

天正十四年丙戌カ岩槻太田氏印あり  
戌六月十一日

三保谷郷

道祖土圖書助殿

定

一於當郷不撰侍凡下、自然當城御用之時、可被召使其名を可記事、

一此道具弓鐵鐵炮何成共存次第、或商人、或細工人之類迄、十五七十迄限而不態權門可記之、其内手輕可走廻年比之者、撰出人數可申上事、

一此走廻心懸相嗜をハ、侍にても凡下にても可有御褒美事、

右自然に時々御用也、八月晦日迄切而右之道具可致支度、郷中に請負其人々交名以下迄は、當月廿日可申上者也、仍如件、

追而依所最履書落申に付而者、可所嚴科者也、

天正十五年カ岩槻太田氏印あり  
丁亥八月七日

三保谷之郷

道祖土圖書助殿

一於當郷自然當城御用之時可被召仕間、十五七十を限而記之、就中手輕可走廻者撰出人數可申上事、  
一此道具弓鐵鐵炮何成共、存次第第嗜之、於走廻ハ可被出褒美事、

右悉記交名當月廿三日を切而可申上候、少も於付落

者領主可爲重科、仍如件、

天正十五年カ岩槻太田氏印あり  
丁亥八月八日

當奉行

道祖土圖書助殿知行之内

此度於小田原に普請之人着到候衆者人足計可出之、但福島出羽守、立河山城守、彼兩人方へ如着到出自身者赦免候、着到於不就遅候者可爲重科者也、仍如件、

追日限者可爲惣並、

天正十五年丁亥カ岩槻太田氏印あり  
亥二月六日

道祖土圖書助殿

八林之郷

百貳拾貫文

高辻、但松田殿御代官に而、御領所之時分納、

六拾貫文

御領所、

九拾七貫三百文

給之五騎、

以上百五拾七貫參百文、

廿五貫文

道祖土圖書助(花押)



貳拾五貫文 小高大炊助、  
 廿貫文 道祖土藤十郎、  
 拾九貫三百文 尾崎監物、  
 八貫文 内田源太左衛門(花押)  
 以上九拾七貫參百文、  
 九月廿三日  
 塀和殿  
 江雪齋

岩付御領分兵糧、其郷領主に相改、來晦日を切而岩付大構之内へ付越、寄々預ケ置、至于三月ハ得御内儀、在所々へ可付返、若妄に致之、其郷に一俵も殘置候付而ハ、其領主可爲重科者、依仰狀如件、

天正十六年カ岩槻太田氏印あり  
 戊子正月五日

道祖土圖書助殿  
 八林之内  
 百姓中

三人

右此度御留守御普請被仰付、何分にも奉行人如作事、晝夜岩付に有之可相稼、若吾儘に猶扣有之者、從類

可慮嚴科者也、仍如件、  
 天正十六年カ岩槻太田氏印あり  
 戊子三月廿日  
 道祖土圖書助殿

小田原番衆  
 三人 道祖土圖書、  
 三人 野口内膳、  
 三人 山田宮内、  
 五人 嶋根近江、  
 二人 横山分、  
 二人 勝兵庫、  
 貳人 石谷民部、  
 三人 馬萩右馬助、  
 合廿二人

右者自五日十三日迄九日休、十四日にハ、太田備中潮田如申可罷立、十五日無嫌風雨小田原へ打着番所可請取、此度者鑑其外嚴密に爲致可申、役所請取間大方に致覺悟、着到不參候者可爲重科也、仍如件、  
 天正十六年戊子カ岩槻太田氏印あり  
 子五月五日

今度肝要之普請候間申出候、屋敷一間より一人ツ、中五日之人足無相違可出候、若不參之者有之者、可爲越度者也、仍如件、  
 天正十八年度寅カ岩槻太田氏印あり  
 寅二月十二日

道祖土圖書

來調儀、別而諸軍之支度下知之間、前々着到之辻彌可致覺悟條々、

- 一指物四方、
- 一鑓金銀何を成共箔可推直事、
- 一一騎自身之仕立馬鏡等迄、綺羅美耀に可致之、諸
- 武器委細先着到に載之事、
- 右先帳に一々雖有之、猶改而申出候、皮笠立物具足類之物をハ、悉修覆奇麗に致立、小旗類見苦敷者ハ何にても新可仕立、出來之日限五月五日を可限者也、仍如件、

上田憲定印  
 四月五日

道祖土圖書助殿

一來十七盡以前江戸へ打着、翌日十八辰刻可致出仕候、小者一人ツ、にて中城へ者參召連候、供衆をハ宿中に置、おり立馬得道具共をハ神田之坂之上に可置、自然他馬に可乗候、神田之臺迄ハかちにて御こしのさきへ可參、  
 一召連者共に兼より路次中にてモ、何方にても物いわす、神妙に有之様に堅可申付候、  
 一路次中左右前後へ目もふらすまいる物に候、又手ふるへからす、扇仕すへからす、くわんたいになき様万端可遣念事、  
 一出立者かたきぬにかわはかま、  
 一萬端太田備中宮城福島尋合可致之候、  
 一召連者ハ鑓持其外中間小者、又かせ者にても、五人も三人も見立能致可召連候、但何も白衣の體尤候、  
 右背掟至于無届之儀者、當方永可爲改易者也、仍如件、  
 上田憲定印あり  
 七月十日  
 道祖土圖書助殿

一來十七盡以前江戸へ打着、翌日十八辰刻可致出仕



候、小者一人ツ、にて出候、皮笠立物具足類之物をハ悉修覆奇麗に被立、小旗類見苦敷をハ何をも新可仕立、出来之日限五月五日を可限者也、仍如件、  
上田憲定印あり  
四月五日

道祖土圖書助殿

來年者五十日之内可爲出陣候、妻子以下之仕置、各心安様可申付候、妻子召連來廿八日を切而、岩付大構之内へ可罷移、兵糧事者來年五日を切而可上之、廿九日に者各召寄可被仰付、若日限相違付者、可處嚴科者也、仍如件、  
岩槻太田氏印あり  
極月廿四日

道祖土圖書殿

○畑中村 畑中村も郷庄領の唱へ、及び江戸の里數等前村に同じ、戸數五十八、東は三保谷村に隣り、南は白井沼村にて、西は吹塚・下八林の二村に接し、北は大塚村なり、東西六町、南北四町、長樂用水を引き沃ぐ、御打入の頃より酒井讃岐守領せしが、其内を割て紀伊守に分地し、其後又何の頃にや、村内を割て板橋源次郎に賜はり

しが、元祿年間おしなべて、松平美濃守吉保が領分となり、同十二年檢地せり、寶永二年秋元但馬守に賜はり、今の左衛門佐に至れり、  
高札場村の南にあり

小名 曾根

雷電社 村の鎮守なり村持

山王社 寶曆十三年勸請の棟札あり、村持

吉祥寺 新義眞言宗、下八林村善福寺門徒、山號なし、本尊觀音を安ず、  
靈松庵 同門徒なり、本尊藥師を安ず

蓮月庵 眞言律宗、江戸湯島靈雲寺末、元祿十年の頃僧松煙起立す

○大塚村 大塚村は庄名領名、江戸の行程等前に同じ、戸數四十六、東は三保谷村に隣り、南は畑中村にて、西は下八林村に接し、北は荒川を限りて足立郡石戸宿村に界へり、東西六町、南北二町、早損の地にて長樂用水を引て耕す、御入國の後は御料所にして、慶長十四年伊奈備前守檢地せり、後寛永年間板橋三郎兵衛に賜りしが、何の頃か上りて今は秋元佐衛門佐が領分なり、  
高札場村の中程にあり

荒川 北の方郡界を流る、川幅二十間、川に傍ひて水除堤あり

諏訪社 村の産神なり、村持、下同じ

愛宕社

大福寺 禪宗臨濟派、表村養竹院末、愛宕山と號す、本尊地藏を安ず、  
藥師堂

新編武藏風土記稿卷之百九十

比企郡之五

○上小見野村 上小見野村は今も小見野郷に屬し、正保の國圖に上下を別たす、直に小美野本村と載す、本村と云ときは、此上下二村すなはち、小見野郷の名の由て起りし地なること知べし、又加胡・松永・谷中・梅ノ木・虫塚・一本木・鳥羽井・同新田及上下小見野を通じて、里人小見野の十村と唱ふれば、加胡以下の數村も、皆小見野郷に屬せし地と見ゆ、現に永祿十年太田源五郎氏資が、出せし新座郡野火留平林寺の寄進狀に、松永村なる大安寺を小見野内大安寺ともみえたり、又按に此小見野と云地名は、古き代よりのことなるにや、當國七黨の内、兒玉黨淺羽の庶流に、小見野四郎盛行と云ものあり、是在名を稱せし人なるべし、又【小田原役帳】に恒岡彈正忠が知行小見野の内養安寺分壹貫文と載たり、又土袋庄川島領に屬すと云、此川島領に屬するとは、下十四村も同じ、江戸を隔てる事十二里の行程なり、下北藪部村に至るまで

新編武藏風土記稿卷之百八十九之終



ほど同じ、東の方は下小見野村なれど、荒川を堺として足立郡荒井・石戸の二村にも隣れり、西は梅ノ木村に並び、南は谷中・虫塚の二村なり、北は市ノ川を隔て横見郡に界す、東西も南北も八丁に徑れり、民家百十軒、御入國の後は御料の地にて、慶長十四年伊奈備前守檢地し、寛永十六年松平伊豆守に賜はり、其後又川越城へ附らるゝ地となりしが、寶永二年秋元但馬守に賜ひ、今も左衛門佐が領分なり、此餘荒川堤の外に、小見野十村入會と稱する水田あり、爰は後年の開墾にして持添地の如くなれど、元祿七年松平美濃守檢地して、本村の高へ結合せられたれば、今は全く本田に屬すと云、以下一本木村まで九ヶ村此に同じ、

高札場 村の北によ

小名 橋爪 吹張

荒川 村の東を流る、足立郡と本郡の界川なり、川幅十五間、

市ノ川 北の方横見郡の境を流る、川幅七八間、

氷川社 當村及梅ノ木・虫塚三村の鎮守なり、下小見野村法鈴寺持、

八幡社 光善寺持、

光善寺 新義眞言宗、小見野村法鈴寺末、延命山と號す、本尊地藏を安置す、

十王堂

安樂寺 曹洞宗、埼玉郡尾ヶ崎村光秀寺末、慈眼山と稱す、開山は心翁淳泰和尚、慶長九年十月廿六日寂すと云、恐くは中興の僧なるべし、それをいかにと云に、永祿十年太田氏資より、平林寺へ出せし寺領寄附の狀に、平林寺末寺小見之内安樂寺と載たり、是慶長九年より三十九年前なり然るに平林寺は天正の末、臨濟宗に改しなれば、當寺其頃改めて光秀寺に隸せしならん、然る如きは淳泰其時住職なによるり、今是を開山と定るなるべし、本尊十一面觀音を安置す、

鐘樓 安永年中再造、釋迦堂

延寶院 當山派修驗、埼玉郡安養寺村良學院の配下なり、

○下小見野村 下小見野村も郷庄領の唱へ、及江戸の行程檢地等總て上村に同じ、民戸百十八、村の廣狹東西十二町、南北八町、東は加胡村に隣り、西は上小見野村に並び、南は谷中・鳥羽井の二村にて、北は市ノ川に邊し川の向は横見郡大串村なり、

高札場 村の東にあり、

小名 塚ヶ谷戸 辻ヶ谷戸

市ノ川 村の北境を流る、川幅十間、

氷川社 村内の鎮守なり、光西寺持、

天神社 西福寺持、

法鈴寺 新義眞言宗、入間郡今市村法恩寺末、明光山と號す、開山曇秀寛政四年二月四日法恩寺にて寂す、本尊不動

を安

光西寺 普門山と號す、不動を本尊とす、

西福寺 本尊不動を安置す、

長泉寺 本尊阿彌陀を安置す、

宗福寺 弘法大師の像を本尊とす、以上四ヶ寺は法鈴寺の門徒なり、

藥師堂 光西寺持、

○梅之木村 梅之木村は川島領に屬し、江戸の行程は前村と異ならず、家數十八、東は虫塚村に續き、南は北蘭部村に添ひ、北は上小見野村、西は正直村なり、東西三丁、南北三丁半、御打入の後は松平伊豆守が所領なりしが、元祿年中替りて松平美濃守の領分となり、寶永の頃より秋元左衛門佐が家に賜へり、檢地は慶安元年松平伊豆守紀せしと云、當村には神社寺院もなき故、隣村上小見野村氷川社を以て鎮守とすと云、小村のさま想ふべし、高札場 村の北によ

○加胡村 加胡村は小見野郷土袋庄川島領と云、民家十三、東は松永村に隣り、西は下小見野村に並び、南は鳥羽村、北は市ノ川に限れり、對岸は横見郡荒子村なり、

東西四丁、南北二丁の小村なり、領主の遷替檢地及江戸への里數等前村に同じ、

高札場 村の東によ

市ノ川 川幅十間、村の北境を流る、

○松永村 松永村は土袋庄川島領に隸し、永祿の頃まで小見野の内に屬せし由は、既に上小見野村にいへり、家數二十五、村の廣さ東西へ七八丁、南北六町、東は荒川を堺とし、西は下小見野村に及び、南は加胡村に接し、北は市ノ川に添たれど、荒川の岸通りに小見野入會新田と唱ふる水田あることは、既に上小見野村にいへり、檢地は梅之木村にいふ如く、慶安元年にて、其後天和三年新開の地を改められしと云、領主の遷替及江戸の行程等前に異ならず、

高札場 村の中程にあり、

小名 北側

荒川 村の東を流る、川幅十五間あり、

市ノ川 村の北より東へ流れて荒川に合す、昔は村の北界のみ流れしが、水利の不便なりとて、享保八年新に堀通して今の如くになれり、由て此所を新市ノ川と呼べり、川幅北の方に十間許、新川の邊にては二十間もあるべし、八幡社 村の鎮守なり、大安寺持、下の二社も同じ、



稻荷社

加茂社

大安寺 曹洞宗、埼玉郡尾ヶ崎村秀光寺末、松永山と號す、此寺昔は爰より東の方、今の水除堤の外にありしが、僧心翁本山より來り住せし時、當所へ轉じて再興せし故、今是を開山となせしと、按るに、新座郡野火留平林寺に藏せる、永祿十年太田氏資が出せし文書に、平林寺末寺小見野内、於安樂寺并大安寺、横合狼藉不可有之候云々とあれば、そのかみ平林寺の子院なりしとみえたり、恐くは心翁再興の後、光秀寺の末に屬せしなるべし、心翁は慶長六年正月廿六日寂せり、されど安樂寺にて傳ふる所は、九年十月廿六日と云、いづれか定かならず、本尊地藏を安ぜり、

○鳥羽井村 鳥羽井村は小見野郷土袋庄川島領を唱ふ、村の廣さ東西へ十町、南北八町許、東の方は荒川を限として、足立郡石戸宿村に對し、西は一本木村に續き、南は下八ッ林村に並び、北は加胡村に隣りたれど、當村は他の村とも異にして、中央に別に鳥羽井新田と云もの出來たれば、上にいへる廣狭もかの新田をこめたれば、まさしくいひがたし、猶鳥羽井新田に記す條合せみるべし、家數三十軒、御打入の頃より松平伊豆守が領地なりしに寶永二年秋元但馬守に賜はり、天明元年松平大和守に替賜ひしと云、檢地江戸の行程は前村に同じ、高札場村の中程あり、

荒川 村の東境を流る、川幅二十間、此川に添て小見野十村、入會の水田あり、

新市ノ川 入會新田の間を流る、川幅十間許、

梅林寺 新義眞言宗、横見郡御所村息院末、普天神社、門山感徳院と號す、本尊不動を安ぜり、

○鳥羽井新田 鳥羽井新田は寛永年中松平伊豆守が指揮にて、鳥羽井村内の未だ開けざりし野地を、墾闢したる所なれば、直ちに鳥羽井新田と名付り、始は本村に隸する新田なりしに、慶安元年の檢地より分村して、租米等各村より納ることなれり、家數四十、爰も前村と同く寶永二年秋元但馬守に賜ひ、今も子孫左衛門佐が領地なり、郷庄領本村と同じ、高札場 東の方にあり、

○谷中村 谷中村は土袋庄川島領に屬す、家數三十五、東は鳥羽井村に隣り、西は梅之木村に並び、南は虫塚村北は下小見野村なり、東西七八町、南北十町許、村の長の方鳥羽井村を隔て、荒川の邊に少しの新田あり、此餘檢地領主の遷替等は、既に上小見野村にいへり、江戸への里數も近村に異ならず、高札場村の北にあり、

諏訪社 村の鎮守なり、正覺寺持、

正覺寺

天台宗、足立郡川田各村泉福寺門徒、中谷山と號す、彌陀を本尊とす、大日堂持、正覺寺

○虫塚村 虫塚村の廣狭は東西も南北も凡六町、東は鳥羽井村に接し、西は梅之木村に添ひ、南は一本木村、北は谷中村なり、民家十五、此村には神社・寺院もあらざれば隣村小見野の氷川社を鎮守とすといへり、領主の遷替檢地及江戸の行程等、近村に異ならず、庄名領名は谷中村にひとし、

○一本木村 一本木村も庄名領名前村に同じ、民家四十三軒、村の四隣東は鳥羽井村に隣り、西は北蘭部村に續き、南は上八ッ林村に限り、北は虫塚村なり、東西十町餘、南北五町に餘れり、領主檢地等は總て近村に異ならず、

高札場 村の北にあり、

小名 川町 一本木新田

神明社 村の鎮守なり、圓泉寺持、

八幡社 當社も圓泉寺持、

圓泉寺

新義眞言宗、入間郡今市村法恩寺門徒、觀音堂、慈眼山と號す、本尊藥師を安置す、

○吹塚村 吹塚村は郷庄の唱を傳へず、江戸へは十二里

の行程なり、村の廣さ東西も南北も凡八九町、東の方上八ッ林村に並び、南は井草宿及び中山村にて、西は北蘭部村に接し、北は一本木村なり、又南の方中山村を隔て、同村の傍に僅の飛地あり、民家八十二、此村正保年中は松平伊豆守と酒井藏人二人の知行なりし由物に見えたり、其後元祿年中松平美濃守が領地となりしに、寶永元年上り地となり、明る二年山名信濃守に賜はり、夫より子孫熊五郎が時まで知行せしに、文化八年近村と同く松平大和守に賜ひしと云、檢地は梅之木村等に異ならず、高札場 村の中程あり、

都幾川 飛地の内を流る、爰に堰を設て、川嶋領二十五ヶ村組給と云へるものを出して、其進退をば中山村へあづからしむ、故に土人中山堰と云、

氷川社 村の鎮守なり、花藏院持、

神明社 大乘院持、

熊野社 持、

天神社 持、

八幡社 以上三社は西見寺持、

西見寺 新義眞言宗、入間郡今市村法恩寺末、法藏山西養院と號す、開山住持榮和尙天文二十四年寂せり、本尊大日を安じ、又別に阿彌陀堂あり、



普門寺 西見寺の門徒なり、  
正音寺 當寺も西見寺の門徒なり、彌陀  
華藏院 新義眞言宗、入間郡石井村大智  
大乘院 本山派修驗、松山町觀音寺の  
藥師菴 眞言律の僧住せる菴にて、  
江戶湯島靈雲寺派なり、

○戸守村 戸守村は土袋庄川島領と云、古くは戸森と書  
しなり、家數七十七、東は南蘭部村に隣り、西は長樂村  
に並び、南は中山村、北は正直村なり、東西の經り十三  
町、南北十二町もあるべし、【小田原役帳】に太田豊後守  
が知行三十一貫九百文、比企郡戸森乙卯檢見と載す、是  
弘治元年の改なるべし、又八ッ林村道祖土氏文書の内、  
丁卯九月晦日小田原北條氏の文書に、三尾谷戸森右當郷  
代官職之事、如源五郎時無相違被仰付畢云云とあり、岩  
槻の城主源五郎氏資は、永祿九年丙寅戰死せしなれば、  
丁卯は永祿十年なるべし、されば弘治、永祿の頃は、太田  
氏の領知となりしこと明けし、御入國の後は酒井氏の領  
知にして、寛永四年備後守忠利より、次男紀伊守へあた  
へて知行せしが、元祿十年松平美濃守に賜ひ、寶永二年

御料に復し、こゝも前村と同く、文化八年松平大和守に  
賜はり、今もかはらず、此餘村を離れて吹塚村の内に飛  
地少しくあり、其地は松平伊豆守領主たりし時、慶安元  
年檢地し、其後松平美濃守に賜ひしが、寶永二年山名信  
濃守に替賜はり、子孫熊五郎が時迄知行せしが、文化八  
年こゝも前村と同く、大和守の領分となれり、  
高札場 村の東によ

氷川社 村の鎮守なり、  
荒神社 白川家の配下、  
天神社 上と同

超福寺 天台宗、下青島村淨光寺末、施無畏  
西光寺 當寺も淨光寺の門徒なり、下の  
藥師寺 瑠璃山藥王院と號す、  
觀音寺 普門山自光院と號す、彌陀を

○正直村 正直村も川島領に屬し、江戸へは十二里を隔  
つ、東の方は梅之木・北蘭部の二村に接し、西は今泉村に  
境ひ、北は古米村なり、東西の徑り十三町、南北三町、  
家數六十、用水は長樂村地内に堰を設て、都幾川の末流

を引そぐといへり、御打入の後より御料及び酒井氏の  
領地入會の村にて、正保の頃も御料と酒井紀伊守・同内  
記・同藏人等が知行なりしが、其後何のころよりか渡邊捨  
次郎・菅沼藤十郎二人か家に賜ひしを、前村とひとしく文  
化八年松平大和守の領地に替賜はりしと云、檢地の年歴  
等は詳ならず、  
高札場 村の中程  
小名 堀合 友田

氷川社 村の鎮守  
山王社 以上二社は  
普門寺 天台宗、下青島村淨光寺末、直雄山  
潮音寺 新義眞言宗、下小見野村法鈴寺末  
玄正院 當山派修驗、横見郡一ツ木村

○南蘭部村 南蘭部村は正保改の國圖には、蘭部村との  
み出たれば、南北二村に分れしは後年の事なるべし、元  
祿年中分村せりとも云、其他は川島領に屬し、江戸の行  
程は前に同じ、村の四境、東は吹塚村に隣り、西は戸守  
村に接し、南は中山、北は北蘭部村なり、東西六町、南  
北四町餘、民戸二十七、當村御入國以來御料所にて、寛

永の頃より酒井紀伊守が知行となり、元祿十一年三間大  
隅守に替賜はりしが、同き十五年收公ありて、伊奈半左  
衛門の支配に屬し、寶永二年御醫師奥山謙徳院に賜はり  
同き七年三枝攝津守、文化八年より松平大和守に賜はれ  
り、檢地は慶長十四年伊奈備前守糺せし由傳へたれど、  
たしかならず、其後寛文元年酒井紀伊守が繩入にて、租  
米の數を定めしと云、  
高札場 村の中程

氷川社 南北蘭部兩村の鎮守な  
正福寺 新義眞言宗、入間郡石井村大智寺末、勅王山蘭徳院と  
九日寂  
觀音堂 正福寺

○北蘭部村 北蘭部村は土袋の庄に屬し、川島領にも隸  
すと云、村の廣狹東西へ七町餘、南北六町許、東は一本  
木村に並び、西は戸守村に境ひ、北は梅之木村、南はも  
とより南蘭部村なり、民家三十三、當村も御打入の後は  
御料所なりしが、前村と同じく寛永の頃より、しばし  
領主の遷替有しに、寛永七年南蘭部を三枝攝津守に賜ひ  
し頃、當村をば久貝因幡守が知行に宛行れしとなり、今



も其子孫遠江守が知る所なり、檢地及江戸の行程は南蘭部村に同じ、

高札場 村の程あり、

氷川社 醫音寺持、

醫音寺 新義眞言宗、郡中吹塚村西見寺末、寶光山と號す、本尊藥師、開山秀海文祿二年正月十三日寂す、

福壽院 當寺も西見寺末なり、積年住職もなく、寺記を失ひたれば、山號すら傳へず、本尊大日を安置す、

成就院 當山派修驗、埼玉郡安養寺村良學院の配下、不動を本尊とす、

阿彌陀堂 村民持、

○古氷村 附持添新田 古氷村は江戸より十四里を隔つ、土袋庄松山領に屬せり、古くは古郡と書り、村の廣狹南北の徑り二十町、東西十七町、東は市ノ川に添て横見郡江

綱村及本郡上小見野・梅之木の三村に隣り、西は今泉村に並び、南は正直村、北は柏崎村なり、家數百二十四、用水は長樂村組合の水を引沃ぐと云、【小田原役帳】に豹徳軒が知行七十二貫文、比企郡古郡柏崎共卯檢見辻と載たるは、當村及柏崎村をさしていへるならん、御入國の後には御料と、有馬出雲守豊長が知行入會の村なりしに、寶永六年御料の地を渥美九郎兵衛・内藤丹後守に分ち賜は

り、今も其子孫有馬千之助・渥美九郎兵衛・内藤主膳等が知行なり、檢地は延寶六年御代官中川八郎左衛門糺せし由、其餘村の東方市ノ川の岸に添て當村持添の新田あり、爰は御料に屬し、延享年中堀江荒四郎檢地すと云り、

高札場 三ヶ所

小名 根岸 新田

市ノ川 村の東を流る、此川に長八間の石橋ありて、横見郡江綱へ達す、慈雲寺橋と呼べり、

鷺明神社 村の鎮守なり、當社及下の三社共に、慈雲寺持、

諏訪社

川王社

御靈社

慈雲寺 天台宗、下青島村淨光寺末、弘誓山惠日院と號す、本尊藥師を安ず、

東覺院 村內慈雲寺の末なり、西岸山來迎寺と號す、觀音を本尊とす、阿彌陀堂

吉祥寺 無量山と號す、當寺も慈雲寺の門徒なり、本尊觀音を安ず、

十王堂 東覺院持、

阿彌陀堂 慈雲寺持、

○柏崎村 附持添新田 柏崎村は松山領に屬す、江戸より行程十三里、村の廣さ東西十九町、南北八町餘、東は

市ノ川を限りて横見郡江綱村に隣り、北は同郡流川村と當郡の流川村とに界ひ、南は古氷・野本の二村に續き、西は松山町に並べり、村内用水の便あしければ溜井を設け

天水を湛へて耕せり、民戸八十四、當村永祿の頃、小田原北條家人の所領なりしことは、既に前村に云り、御入國の後は渡邊彌之助が知る所にして、寛文中其家にて檢地せり、其後寶永三年上りて、明る四年村内を裂て、余吾良仙・大久保兵九郎・堀求馬等に賜はりて、其餘は御料所なりしを、同五年内藤伊兵衛に賜ひて總て四人にて知行せしが、文化八年ことごとく上りて、松平大和守に賜り今に替らず、又村の西の方に當りて持添の新田あり延享三年宮村孫左衛門檢地して、貢數を定めしより御料の地となりしを、是も本村と同く大和守に賜はれり、

高札場 村の程あり、

小名 上曲輪 中曲輪 下曲輪

市ノ川 村の北方より、東の方へ屈曲して流る、川幅八間、

鷺宮 村の鎮守なり、不動院持、

天神社 醫王寺持、

神明社 同寺持、

萬松寺 禪宗曹洞派、郡中野本村無量壽寺末、祝融山と號す、慶安二年寺領十石の御朱印を賜ふ、本尊釋迦を安ず、

開山を仙空といふ、旗下の土酒井某の三男にして太吉と稱し遠州の産なりしが、東照宮の台命に依り剃染し、且其智識を賞せられて、天正十一年旗下の土渡邊彌之助光を開基として三州八名郡和田村に一寺を建立せしめ、祝融山萬松寺と號す其後文祿年中當所を彌之助に賜はりしかば、彼寺をも爰に引移せり、爾してより後、東照宮此邊御遊獵の折から、しばしば當寺へ渡御ありて、寺領を御寄附ありしと云、されど寺僧の語り傳るのみにして、慥かなる舊記なければ、其正しきことはしるべからず、又渡邊家譜にも、

醫王寺 新義眞言宗、下青島村淨光寺末、觀音堂東光山と號す、本尊彌陀を安ず、

東福寺 同宗、横見郡下細谷村明王院末、藥師堂醫王山と號す、本尊彌陀を安ず、

不動院 當山派修驗、横見郡一ツ木村龍海寺配下、雷電山と號す、本尊は不動なり、

○流川村 流川村は郷庄領の唱を傳へず、其地は江戸を去こと十四里にして、横見郡の界にあり、同郡に屬せし流川村と、市ノ川を隔て相對せり、元は一村の地なりしを、寛永年中市ノ川をもて郡界に定められしより、今の如く二村に分れて同名たりといへり、今按に此二村の名正保のものには載せず、元祿の改に初てみえたれば、開發の初は他村に屬して、元祿の頃より今の二村に分れしなるべし、されば寛永年中已に別ると云は疑はし、當



村は民戸なく、今は横見郡流川村の持添にして御料所なり、されど前にもいふ如く、村名元祿の改にも載せ、又村内に寺院もあれば、他の持添の地にならず、姑く一村となして記せり、

市ノ川 南の郡境を流る、川幅七八間、

賢住寺

日蓮宗、荏原郡池上村本門寺の末、妙法山と號す、寺領十石の御朱印は、天正十九年賜はれり、開山を日樹といふ、寂年を傳へず、此僧は後本山へ移轉せしが、寛文年中不受不施の事によりて配流せられし由、本門寺にて傳ふる所なれば、是を開山とするは年代合ざるに似たり、恐くは夫より先開けし寺なるを、中興せしものなるべし、開基は信受院日富禪尼にて、鈴木氏の女なりと云、此禪尼の墓は本門寺の境内にあり、即ち日樹が撰する所の銘文に、禪尼東照宮に

仕へ奉り、寛永五年七日八日卒すと載せられたれば、故もありし人なるべけれど、其事實今よりは考ふべからず、又當寺の境内に豊前守と彫し碑あり、其餘文字あれど磨滅して讀べからず、是禪尼の父ならんといへど、其詳なることをしらす、本尊三寶祖師を安す、

○今泉村 今泉村は江戸より十二里の行程にて、野本郷松山領と唱ふ、家數四十餘、東は正直村に隣り、南は長樂村に續き、西は下押垂村にて、北は古氷村なり、東西の經り八町、南北は十町許、用水は下青島村より都幾川の水を分流して引そゞげり、永祿の頃豹德軒廿貫文の地

且清水殿に賜ひしに、寛政年中御料に復すと云、檢地の年代等は詳ならず、

高札場 二ヶ所あり、共に村の中程にたつ

都幾川 村の西より南へ流れ、村内にて越邊川に合す、川幅十間許、

越邊川 村の南境を流る、川幅十三四間、

八樋 村の西の方都幾川に設く、川嶋領二十五ヶ村組合用水の分水口なり、

氷川社 村の鎮守なり、寶藏寺持、

寶藏寺 天台宗、下青島村淨光寺門徒、安養山と號す、本尊彌陀を安置す、

觀音堂

○野本村 野本村は江戸より十三里餘、野本郷松山領と云、按に此村は野本の名あることもありぬべし、村の西によりては大抵水田は少く、畑のみにてことに小松などあまた生たる原野多し、全く此村古へ武藏野へかゝるの地なれば、野本の名も起りしならん、按に野本の名は舊きことによ、諸家系圖に瀧口五郎基親が男、野本左衛門尉基員と云し人當國に住し、貞永元年九月十八日九十二歳にて卒すといへり、此人この地に住しかば、かく名のりしなるべし、其子を野本四郎左衛門尉時基と云、時基二子あり、長は押十郎重基、二男を押三郎景基と稱す、

を此所にて領せし由〔小田原役帳〕に見たり、御入國の後には渡邊忠右衛門守綱に賜はりしが、子孫越中守某が時、元祿十一年上りて三間大隅守が知る所となり、それも何の頃か上りて御料所に屬せしに、寶永二年村内を四分して、今の渡邊八三郎・竹田甚五郎・富田宮内・鈴木頼母が家に賜はれり、檢地の年代詳ならず、

高札場 村の中程にあり、

小名 加藤

鷺宮 村の鎮守なり、勸請の年代詳ならず、社内に天和元年再興の棟札あり、寶藏寺持、

寶藏寺 新義真言宗、横見郡御所村息隠院末、鷺宮山と號す、開山忠祐天正二年の示寂と云、本尊は藥師を安す、

阿彌陀堂

○長樂村 長樂村は江戸よりの行程、及郷名領名とも前村に同じ、又土袋庄とも云、民家四十六、東は戸守村にならび、北は今泉村に接はり、西は都幾川に邊して、對岸は早又村に隣り、南は又越邊川に限りて、其向は入間郡赤尾村なり、東西十町、南北十一町許、用水も前に同じ、此村御打入の後渡邊忠右衛門守綱に賜はり、子孫打續きて知行せしが、元祿年中御料所となり、その後又何の年にや、村内を割て坪内能登守に賜ひしに、文化八年松平大和守が領地となり、又御料の地は寶曆の頃より一

又時基の舍弟あり、野本次郎左衛門時員と稱す、其子太郎時秀、孫孫太郎行時とあり、又〔東鑑〕に據は野本次郎行時の父は、能登守時員とあり、是系圖とは異同あるが如し、もしくは此二人系圖とは自ら別人にて、系にもらせしにや、それはともあれ是等の人皆こゝにをりしなるべし、又村内無量寺建長六年の鐘銘に、野本寺と鑄り、關東合戦記永享十二年村岡合戦の條に、長棟庵主は七月八日神奈川を立、野本唐子に逗留云とあり、長棟庵主は上杉安房守憲實なり、是によれば中古しばしば戦争の地となりしと知らる、永祿の頃は此地を上田案獨齋・遠山丹波守・宇野藤五郎等が領せしこと〔小田原役帳〕に見えたり、成田家の分限帳にも、野本右近と云もの當所にて、廿五貫文の地を領せし由みゆ、此人武洲の人と云ときは、かの野本の子孫なるべし、村の四隣、東は今泉・古氷の二村にて、南は上下押垂の二村なり、此境の北の方に堤を築きて、都幾川水溢の災に備ふ、西は下青島・石橋の兩村に接し、北は柏崎村及び松山町なり、東西一里、南北へ二十町に餘れり、民戸二百七十軒、用水は都幾川の流を沃げども、動もすれば水損あり、此村天正十八年渡邊忠右衛門重綱に賜はり、元和八年他の地へ移されて御料となり、寛永二年再び忠右衛門重綱が次男、丹波守吉綱に



賜ひしに、元祿十一年又かはりて、三間大隅守・黒田玄蕃頭・大島長門守等の知行となり、其餘は御料なりしを、寶永二年に至り神田數馬・渡邊下總守・永見周防守・安藤次右衛門・田中市郎右衛門・山本與惣左衛門・米津喜兵衛・鈴木新五郎等に賜はり、是より以來九人の知行となり、子孫相續せしが、寶曆十三年一圓に清水殿の領知となり、寛政七年上りて御料となれり、檢地は寛文十一年紀ありと云、

高札場三ヶ所

小名 金谷 曲輪 在家

氷川社 金谷の鎮守にて、

圓満寺の持、

八幡社 在家の鎮守なり、氷川雷電を相殿とす、當社往古は雷貴廣豊といへる人、八幡を勧誘し、後又氷川を合祀せりと云傳ふれど、白鳳中の配祀など云こと甚疑ふべし、遙の後天正年中地頭渡邊忠右衛門より、八幡免田 神主布施大和家の寄附し、寛文二年再興ありしと云、

配下な

無量壽寺

曹洞派、遠江國榛原郡高尾村石雲寺の末、天正十九年十一月御朱印を附られ、村内十石の地を賜へり、

利仁山と號す、寺領の外境内一萬四千坪、境の廻り四方に堤を築き、堀の跡残り、當寺の派鶴を尋るに、往古利仁將軍武藏守たりし時、當所に住し後任みちて下野國へ移り住す、後土人名將の古蹟なりとて一寺を建立し、利仁山野本寺と號す、然るに應仁の頃關東亂れ、軍勢亂妨し寺塔傾廢せしを、長享年中僧性信と云るが再び起立し、禪刹となし利仁山無量壽寺と號す、性信は明應五年十月廿七日寂すと云、往昔利仁將軍の陣屋なりなど云も、まさしく記録なければ、今より考ふべからず、本尊彌陀を安ず、春日の作と云、本堂の内古鐘一口を掛く、相傳ふ貞享二年四月本堂後背の地を掘りしことありし時、地中より得たりと、此鐘銘をもて當寺元、野本寺といひし古刹なること知らる、鐘銘は左に載す、

泰鑄鐘一口二尺七寸

野本寺

諸行無常 是生滅法 生滅々已 寂滅爲樂

石紀忠清并橋氏女爲大施主、爲佛法興隆爲衆生利益也、

建長六年甲寅二月十五日

白山社 辨天社 稻荷社 藥師堂

利仁將軍社 境内にあり、繞り一町四方、高さ四五丈にて、雜り、塚上に利仁の靈を祀り、當寺の鎮守なり、

清見寺 無量壽寺末、熊野山と號す、本尊地藏は弘法大師の作或は定朝の作ともいへり、元龜年中上田能登守朝直の

將軍塚之圖



歸依佛にして、其頃は地藏堂なりしを、文祿年中功屋賢作といへる僧、開山して一寺となせり、此僧は寛永八年七月十五日寂す、熊野社

聖德寺 天台宗、下青島村淨光寺門徒、如意山自在院と號す、當寺も元は寺と云べき程にもあらざりしを、元祿十一年一寺となり、始めて今の如く山號、院號も備れり、本尊觀音を安ず、

圓満寺 前と同寺の門徒なり、氷川山

了善寺 京都東本願寺の末、高綱山證誠院と號す、開山了海天正十七年十一月廿五日寂す、當寺元は三河國にありしに、渡邊丹後守當所を知行せし時、彼地より爰へ移せしと云、本尊彌陀を安置す、

○野本新田 野本新田は本村の北に續けり、東は今泉村南は本村に接し、西は石橋村にて、北は松山町なり、東西三町、南北三四町、皆畑の地なり、民戸纔に一軒、寛保二年六月堀井荒四郎開發し、延享三年神尾若狹守檢地して、租税の數を定めり、其頃より御料所にして、今も御代官支配せり、

山神社 本村圓満寺持、

○上押垂村 上押垂村は江戸より十三里を隔つ、土袋庄と稱し、松山領に屬す、近き年まで上下の別ちなかりしが、税務の便宜の爲に、享保三年願上て分村すといへり



今の四隣の大様は、東の方下押垂村に続き、西は下青島村に接はり、南は都幾川に止りて、高坂・元宿の二村に對し、北は野本村なり、東西八町、南北三町許、用水は下青島村より分水せる都幾川の流を引沃ぐ、此村古きことはすべて傳へず、寛永年中は渡邊彌之助が知行なりし由、其後寶永三年收公せられて、半を青山備前守に賜ひしが、享保四年それも又收公あつて、ことごとく御料所となり、同き九年村内一圓に大岡越前守の知行に賜はり、寛延元年所替ありて又御料に復し、天明元年清水殿の領地となりしに、寛政七年又御料所に代りて今もかはらず、檢地は正保三年の改なりし由云傳ふれど、奉行人の姓名はしらす、

都幾川

南の方村界を流る、川幅十三間許

山王社

泉藏寺持

泉藏寺

天台宗、下青島村淨光寺門徒なり、藥王山正泉院と號す、本尊藥師を安ず、

十王堂

泉藏寺持

觀音堂

同上

○下押垂村 下押垂村は上押垂村の東に續けり、庄名領名の唱へ及び江戸の里程、領主の遷替等すべて上村に同

じ、家數三十五、東は長樂・今泉の二村に隣り、西はもとより上押垂村にて、南は都幾川に邊し、川の向ひは早又村なり、東西の經り二十町、南北は纔三四町にすぎず、檢地は上村と同時なれども、清水殿の領知たりし時、寛政六年本田の外なる見取場の改めありしと云り、

高札場 村の中程にあり、上下、兼帶の高札なり、

都幾川 村の南境を流る、川幅は上村に同じ、

氷川社 上下村の鎮守なり、西福寺持

西福寺 天台宗、下青島村淨光寺末、押垂山來光院と號す、中興開山惠觀正徳年中寂すと云、本尊阿彌陀を安置す、藥師堂 西福寺持

○早又村 早又村は高坂郷龜井庄松山領に屬し、江戸へは十三里を隔つ、民家四十八軒、東は長樂村に隣り、南は越川邊を隔て、入間郡赤尾・島田の二村に接し、西は高坂・元宿の二村、北は下押垂村にて、此所は都幾川を以て堺とす、東西六町、南北二町、前の二村に挟まれる村なれば、しばしば水損あり、用水は神戸村にて都幾川の水を分ちて沃げり、當村と正代・高坂・元宿・葛袋五村の組合なり、御入國の後加々爪民部少輔に賜り、其孫甲斐守直澄承應二年此邊の村々檢地せり、其後上りし年代詳なら

ざれど、高坂村は天和二年上地となりしと云へば、こゝも其頃のことなるべし、夫より御料にて寶永二年今の富田宮内・細井藤左衛門の先祖に分ち賜はり、其餘は天明二年川口十郎左衛門の知行となれり、

高札場三ヶ所 三人の知行に、

都幾川 北を流れ次第に屈曲し、巽の方に、越邊川に合す、川幅十五六間、

越邊川 村の南にあり、川幅十五六間、こゝに船渡あり、

小劔明神社 村の鎮守、光明寺持、

山王社 同寺の持

光明寺 天台宗、下青島村淨光寺末、安樂山地藏院と號す、本尊彌陀を安ず、開山沙彌郷最應長元年五月廿日寂す、

地藏堂 村民持

○正代村 正代村は郷庄領の唱へ、及江戸の行程等前村に同じ、按に入間郡今市村法恩寺年譜録に、粟生田直村が妻女、鎌倉將軍家の下知狀を添て、寺領を寄附せし文に、武藏國小代郷と載たり、是恐くは當村を指ていへるならん、其文に、

粟生田彦太郎直村妻藤原氏申、武藏國小代郷内田玖段、活券事、

右小代馬二郎伊行、去年九月廿八日、永代活券之間買領訖、可賜御下知之由、氏女就令申尋之處、如伊行同十月廿五日證文者、活却勿論云云、爰當郷私領之旨先々沙汰畢、然時可令氏女領掌者、依將軍家仰下知如件二封證文、

元應二年四月二日 相模守平朝臣 前武藏守平朝臣

又同書の内正中二年、貞和二年、應安元年等の寺領寄附狀にも、小代郷の名みえたり、其文に、

武藏國入西郡小代郷國延名内、今井川箕村内作貳段、孫二郎作參段、荊江村内作三段、都合田捌段事、證文御下文云、

加治又治郎時直妻藤原氏申、武藏國入西郡小代郷國延名内田畠、活券事、

右小代馬次郎伊行、正中二年三月十日田八段、嘉曆三年七月十七日田壹町壹段、穗町小島壹町、同十二月廿二日田壹町壹段、穗町壹所、同四年三月二日田貳段、沼堂所、以六通證文賣與訖、可賜御下知之由依申遣召符之處、如去年十二月十一日請文者、活券條狀無相違云云、且當村爲私領之旨前々事舊訖、然則於彼田畠等者、以藤原氏可令領掌、次公事間事子細







上州へ往く馬繼なり、家數百二十、南より北への往還に住せり、村の四境東は早又・正代・宮鼻の三村に隣り、南は毛塚村に接し、西は元宿村に接し、北は葛袋村及び都幾川を堺として、上下押垂村・下青島の三村に隣り、東西二十町、南北十五町、水旱共に患あり、御入國の後は加々爪民部少輔に賜はり、其孫甲斐守承應二年に檢地せしが、天和二年上りて御料所となり、寛文中米倉丹後守に賜ひしを、元祿の比所替ありしより、村内を二つに裂て、一は御料所となり、一は三間大隅守に賜り、寶永年中細井某が知る所となれり、又御料所の方は正徳年中其地を裂て、贅某本間某に賜り、其餘の御料所は明和の頃、贅安藝守堺奉行たりし時、加恩の地に賜ひ、及川口源右衛門に賜りしより、四給の地となり、贅吉十郎・細井藤右衛門・本間勘之助・川口源右衛門知行せしが、文化八年いづれも上りて、松平大和守に賜り今もかはらず、高札場村の程あり、

小名 上 下  
 都幾川 尊の北界を流る、川幅三十間、  
 八劍明神社 村の鎮守なり、祭神は日本武ノ尊と、  
 稻荷社 云、神主大島河内京都吉田家の配下、

牛頭天王社以上二社長  
 松寺持

高濟寺 禪宗曹洞派、野本村無量壽寺末、慶安二年寺領二十五石の御朱印を賜ふ、大溪山と號す、本尊釋迦を安ぜり、開山は本山第六世大溪和尚と云、文祿二年九月廿九日示寂す、開基は齋藤助右衛門と云者にて、法名高樂院玉嚴道昆居士と稱す、元和八年五月廿三日卒せり、是村民助右衛門が祖先なり、境内に古の領主加々爪隼人正・同民部少輔が墳墓あり、此地は四方土手ありて、壳堀所々に見ゆれば、陣屋の跡なるべし、一説に小田原北條氏の臣、高坂刑部と云者の屋敷跡と云へど、其據 鐘樓 安永九年再造 稻荷社  
 東光院 天台宗、下青島村淨光寺末、放光山初住寺と號す、開山翁純元祿四年五月六日寂せり、本尊彌陀を安ぜり、御嶽社  
 蓮臺寺 同寺の門徒なり、普光山圓通院と號す、本尊觀音を安ぜり、  
 長松寺 淨土宗、入間郡川越蓮馨寺末、寂照山不二院と號す、開山翁は證蓮社誠譽天文十五年五月廿八日寂、本尊彌陀を安ぜり、藥師堂

○元宿村 元宿村は高坂郷龜井庄松山領に屬し、江戸へは十三里を隔つ、古へ高坂村を合せて一村なりしことは既に高坂村に辨ぜり、民家百十三軒、東は高坂村に接し南は毛塚村に隣り、西は岩殿村、北は都幾川を限りとして下青島村なり、東西の經り七丁、南北八丁程、分村の頃より酒井兵部の知行なりしを、寶永元年村内を裂て日

比野七之丞が先祖に賜ひ、同三年渥美九郎兵衛が先祖に分ち賜ひしより、今も二人の知行と兵部が子孫、酒井但馬守が知る所なり、檢地の年代は詳ならず、  
 高札場三ヶ所 何れも村の程あり、  
 小名 米山 或は米山原と呼べり、こゝにすこしの新田あり、



都幾川 北の方にあり、川幅三十間、  
 淺間社 村の鎮守なり、常安寺持、  
 諏訪社 佛性院持、  
 常安寺 天台宗、下青島村淨光寺末、醫王山瑠璃院と號す、本尊彌陀を安ぜり、開山家譜和尙文永三年二月十五日寂す、中興家傳寛文十年八月廿七日寂せり、按に郡中奈良梨村諏訪社の鰐口に武州入西郡高坂郷、醫王山常安禪寺、住持比丘大成叟永順置之、延徳三年四月初八日と彫り、側に弘治三年諏訪社へ寄進せし由を記せり、これ正しく當寺のものなりしを、後年彼社へ移せしなるべし、銘中常安禪寺と載るに據 藥師堂 昔小山にありし故、米山藥師と號す、藥師は座身にて、慈覺大師の作と云、

佛性院 常安寺の末明鏡山圓珠寺と號す、本尊は阿彌陀、外は古色にて、竪二尺三寸五分、横一尺六寸七分、金具は減金にて唐草の模様あり、是文治二年源義經奥州下向の時、重家其跡を慕ひて當所に來り、いかなる故にや、笈をば爰に残して彼國へ下れりと云、又の傳にさにはあらざ、當所に於て病死せしかば、當寺のものとなりしとも云り、是うきたる傳へなれど、郡中表村龍谷寺に重家が墓あれば、故あることとはしべし、猶龍谷寺の條合考ふ

○葛袋村 葛袋村は松山領に屬し、江戸より十四里半を隔つ、東は高坂村に隣り、南は元宿に並び、西は上唐子村、北は石橋村にて、此二方は都幾川を堺とす、東西十五六町、南北十町にあまれり、家數五十軒餘、此村古の領主を傳へず、正保の頃のものには松平備前守・渡邊半之丞知行と載たり、其内半之丞が賜りしは、近村野本と同じ、天正十九年なるべし、寛文十二年二人にて檢地せしを、同十四年の字恐くは誤なるべし、四上りて御料に屬し、其後寶永七年村内を裂て、久貝忠左衛門・三枝土佐守・一柳勘之丞に賜はれり、されど勘之丞の知行は、寛政二年十一月子孫勘之丞承罪ありて沒收せられしかば、今は久貝遠江守・三枝政三郎の知行と御料入會の地なり、高札場三ヶ所 御料の方は村の程にあり、二給の分は南と北とにたつ、



小名 大平 川北 川南

都幾川 村界西の方より、北へ屈曲して流る、川幅凡三十間、

白髭社 村の鎮守なり、

天神社

五社權現社

愛宕社 以上萬藏寺持、

八幡社 村民持、

萬歳寺 天台宗、下青島村淨光寺門徒、醫王山藥王寺と號す、本尊彌陀を安ず、藥師堂

○下青島村 唱を、と 下青島村は江戸より行程十四里にて、龜井庄松山領に屬せり、抑青島の名は古くきこえし地にして、『源平盛衰記』に木曾は越後へ引しりぞき、兵衛佐は人の穩便を存ぜんに、頼朝勝に乘に及ばずとて、鎌倉へ引返し給ひけるが、武藏國月田川のはた、青島野に陣を取て云云とみえたり、此文は頼朝上信兩國の界なる臼井坂を越てより、又鎌倉をさして引返す條なり、今此順路を按ずるに、上信二ヶ國の方より鎌倉へは、當國乾より巽の方に當れば、古は此邊鎌倉道にや、又鎌倉勢と上信の勢古しへ屢合戦ありし地名、乾より巽までの村名に多きは、世々の戦記にみえたり、今當村の唱へも下

青島にて、しかも都幾川の北岸にそひ、杉雜木の林もありて又原多き地なれば、古へ青島野と唱へしは、此邊にて月田川と云るも、今都幾川なるべし、又〔小田原役帳〕に狩野介が知行四十五貫文、比企郡青島居耶檢地辻云云とあり、青島居の地名今郡中に聞えざれば、當村則其地にして、一字を下略せしならん、又按に隣村石橋村に宿青島・内青島と云小名あり、されば古は當村と通じて一村なりしを、後別つて宿内下の三村となり、その後又宿青島・内青島の二村を石橋村に隸せしゆへ、當村をばもとのごとく、下青島と號するならずや、四隣、東は上下押垂の二村に隣り、南は都幾川を隔て元宿村に接し、西は石橋村の内、小名宿青島に續き、北は野本村なり、東西十五町、南北五町許、家數六十、水損の地にして、用水は都幾川の水を沃げり、當所は天正十八年渡邊忠右衛門に賜り、寛文十二年に至りて其子孫越中守檢地せしが、元祿十一年所替ありて、丸毛清三郎に賜り、今も子孫一學が知る所なり、

高札場 村の西にあり、

小名 金谷 當所は廣き地にて、土人は一命寺と號せし頃、この地にあ

りしゆへかく呼べりと云、

都幾川 南の方村界を流る、川幅八間許、

五ヶ村用水口 南の方都幾川に坑樋を設けて、當村野本・長樂・上下押垂五ヶ村の用水を引沃ぐ、

天神社 村の鎮守にて、花藏院の持、

氷川社 千住寺の持にて、小名金谷の鎮守とす、

淨光寺 天台宗、上野國世良田長樂寺末、慶安年中寺領廿三石の御朱印を給ふ、大願山成就院と號す、末門三十九ヶ寺の本寺なり、寺傳に云當寺は仁治元年の草創にして、開山を覺證と云、寛元元年四月八日寂す、始は青島山延命寺と號し、村内の小名延命寺の地にありしが、寶治二年九月七日後深草院の勅願所となり、其時今の山號に改め、其後遙の世を経て、天正中今の地に移りて、寺號を改めしとなり、かゝる古刹なれど、二十世日海現住たりし時、慶長五年閏二月廿三日雷火の爲に、堂宇及び寺寶・古記録に至るまで烏有となり、其詳なることはすべて傳へず、本尊は地藏にて、行基の作と、鐘樓 貞享五年鑄造云、鐘樓の鐘をかく、

花藏院 村内淨光寺の門徒、藥王山萬松寺と號す、本尊藥師を安ぜり、

千住寺 同門徒にて、久遠山高松院と

○石橋村 石橋村も庄名領名及江戸よりの行程前村に同じ、土人云村内の小名宿青島・内青島・石橋の三區に分れて各民家あり、古は宿青島・内青島もおのづから別村なり

しを、いつの頃よりか二所とも、石橋村に合せられしと云り、〔小田原役帳〕に多采新左衛門が知行四十五貫文、松山筋石橋耶檢地とあり、四境、東は下青島村に續き、南は都幾川に堺て、葛袋村に對し、西は下唐子村に接し、北は羽尾村に隣り、東西十一町、南北も同じ、民戸百八軒、用水不便の地なれば天水のみを仰げり、御打入の後元和三年村内を割て、山田三太郎に賜はり、其余は御料所なりしが、寛永年中又分地して大谷又藏に賜り、其余は猶御料所なりしを、元祿六年島田主計・西尾某・菅沼藤十郎に賜りしに、島田が采地は寶曆十三年上りて、安藤次右衛門に賜ひしが、文化八年何れも所替にて、松平大和守が家に賜はりしと云、檢地の年代等は詳ならず、高札場 二ヶ所共に村の中

小名 宿青島 村の北を云、土人の説に昔宿驛ありし地にてり、内青島 村の中程を云、當所に城蹟あり、山林に跡あり、相傳ふ往昔青島判官藤原恒儀と云人住せしと、是いかなる人といふことを知らず、按に隣村羽尾村の鎮守に恒儀の社あり、是れ青島恒儀の靈社にて天長六年九月廿日卒せし人なりと云、又當所の東に長さ一丈餘、幅二尺五寸許の古碑あり、表面に應安二己酉卯月、施主敬白、右志者、引上道善、靈七ヶ年之忌日、□□件とあり、いかなる故



にや、土人はこの碑を、石橋村の南を云、此  
さして虎の御石と云、  
郷幾川 村の南界を流る、川幅三十間、歩行渡あ  
り、冬の頃は板橋を架して往來に便す、

若宮八幡社 村の鎮守にて定宗寺持、相傳ふ當社は、古へ松山  
の城主上田氏の臣、山田伊賀守を祭りし社にして  
今も此社の下に、伊賀守の形骸を藏めし石棺ありと云、又土  
人の話に明和の頃にや、村民善右衛門と云者、伊賀守の子孫  
なればとて、試に此地を穿ちしに、果して石棺を得たり、其  
蓋に伊賀守の名仄にみえしと云、伊賀守のことは、郡中腰越  
村城蹟の條にも出たれば、照しみるべし、法名は是心院道悟  
日眞大居士と稱せり、又云伊賀守が子三人ありしに、御打入  
の後各召出れ、旗下の士となり、長男は故ありて致仕し、當  
村へ來り住せり、其子孫世々農民となり、かの善右衛門家衰  
へたつきもならざりしゆへ、後攝州大坂の邊に移りしと、今  
村内に其別家と云者、三軒残りりと云、山田系譜を見るに、  
伊賀守の長男仕を致せしこと見え  
ず、土人の傳ふる所疑ふべし、

三十番神社 神戶村妙  
昌寺持

定宗寺 天台宗、下青島村淨光院末、八正山藥王院と號す、開山  
能存慶安三年七月廿四日寂せり、本尊藥師を安す、

淨圓寺 同寺門徒、正中山清光院と號す、開山良存慶安三年九  
月寂すとのみ傳へて、その日を知らず、本尊彌陀を  
安せり

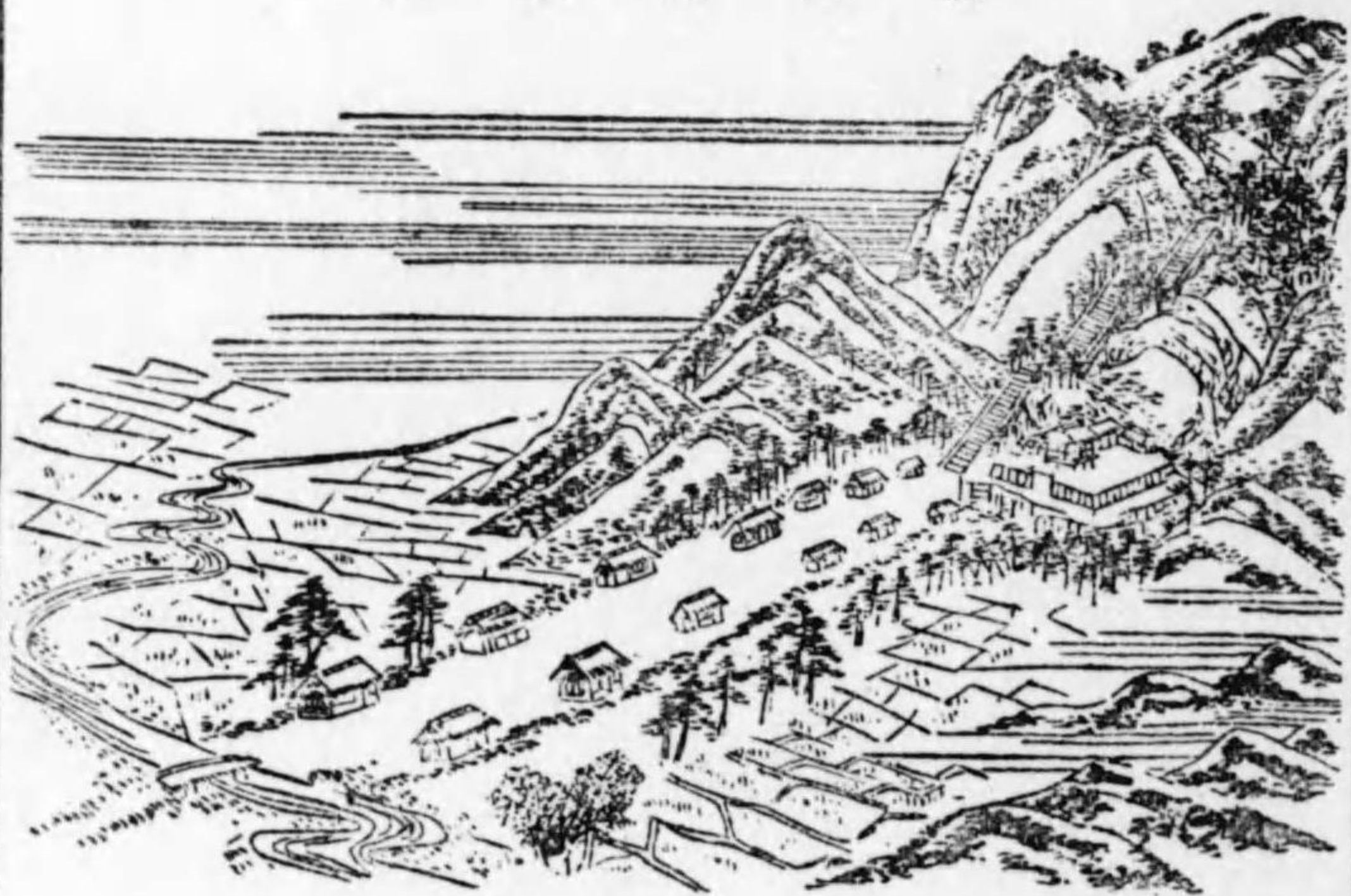
新編武藏風土記稿卷之百九十一之終

新編武藏風土記稿卷之百九十一

比企郡之六

○岩殿村 附持添新田 岩殿村は江戸への行程十四里、龜  
井庄松山領に屬す、民家八十軒、村の四境東は元宿村に  
境ひ、西は奥田村に接し、南は田木村北は葛袋村なり、  
東西の徑り一里、南北十六七町、總て山丘の地にして天  
水を仰ぐ所なれば、やゝもすれば旱損す、されど當所は  
名高き坂東札所の觀音の建るを以て、參詣の人常につど  
ひ、村民をのづからまづしからず、此邊古はかの觀音領  
なりしにや、古文書等にも古き領主の名は見えず、寛永  
十六年横田次郎兵衛・同甚右衛門二人に賜ひ、元祿十一年  
川越領主の領地となり、同十五年御料所となりしを寶永  
に至り、又私領に復されて、横田傳七郎・中島孫兵衛二人  
に賜はり、今も子孫横田源太郎・中島政次郎知行し、其餘  
村内正法寺の領入會へり、檢地は寛永十六年横田家にて  
糺し、元祿十一年川越領主より改め、其後持添新開の地  
は、延享三年四月御代官佐久間伊十郎・市川庄左衛門檢

岩殿觀音圖



して、本村の高結と成しと云、此新田は御料所なり、  
高札場二ヶ所は望月にあり、一  
小名 望月  
物見山 入西十七ヶ村入會林場の内にて、雪見峠ともいへり、  
これ古昔田村麻呂將軍惡龍退治之時、雪中此山に上り  
て、四方を望みしゆへ物見山又は雪見峠の名を  
も得しと、猶後の觀音堂の條にも載せたり、  
旗塚 觀音堂の東西一丁餘にあり、小高き塚にて、數十基並び  
てあり、戦争の時旗を立てたる塚なれば、呼名となせりと  
云、いと覺つか  
なき説なり、  
判官塚 比企判官能員が追福の爲に、築きしも  
入定塚 由来を  
壘蹟 鎌倉基氏の陣壘と云、按に「櫻雲記」に貞治八年八月基氏  
し由を載す、此頃の壘蹟なるべし、又築田家譜に、公方基氏  
比企郡之内岩戸山一戦に、利を失はれし時、築田右京亮經助  
粉骨を抽て、翌日大利を得たる功によりて、下武藏小澤郷  
拜領と見えたり、此岩戸山と書しは、岩殿山の訛ならん、  
觀音堂 石階數十級を歴て山上にあり、坂東三十三所の一にて  
第十番なり、世に岩殿觀音と云、千手觀音にて坐像長  
一尺五寸、左右に不動毘沙門を置り、共に毘首羯摩が作にし  
て、逸海の感得せし像なり、不動毘沙門は元護摩堂の本尊な  
りしを、いつの頃よりか此に並べ安せり、寺傳に云、養老年中  
僧逸海と云しもの草創し、始は正法庵と號して、かりえめの



草庵なりしを、大同元年田村麻呂利仁將軍再興せしめて、利仁山と唱へしよし、後比企判官能員再興し、又天正二年僧榮俊といへるが中興開基せりと、按に田村麻呂利仁將軍は二人なるを、一人の如くいへるは訛れり、坂東靈場記等によるに、養老年中僧逸海此堂を草創せしを、後田村麻呂及び利仁將軍など、再興せしといへるなるべし、又云坂上の將軍東征の時此觀音の堂前に通夜し、惡龍を射斃せしことあり、頃しも六月の始金を蕩す炎暑に、俵ち指を落すの寒氣起り、積雪尺に餘りしかば、人夫燎を燒て雪中の寒氣を凌しと、今近郷六月朔日家毎に燎火を燒くは、其時の名残なりと云、彼惡龍退治の事蹟信ずべきには非れども、姑く傳のまゝを記せり、彼の功全く此觀音の利生なればとて、伽藍建立の宣旨を賜り、大坊衆徒凡て六十餘院を造營せり、後三百餘歳を経て、堂舎零落に及べり、兼て將軍賴朝信仰ありし志を嗣て、二位禪尼も歸依淺からず、正治二年殿堂再造有て、一山舊觀に復せり、されば左衛門督入道覺西なして、此堂の別當を兼帶せしめ、覺西滅後衆徒等追福の爲に建たる古碑、昔は別當正法寺の側にありしが、今は斷碑となりて、やうやく年號等の數字見えたり、全體なりし時の寫と云も、の別當所に藏せり、その文に、

奉爲當先別當左金吾禪門覺西  
梵字 正嘉元丁巳八月彼岸第三岩殿寺 衆徒  
敬白  
出離生死證大菩提所奉造立如件

按に岩殿觀音は、相模國にもありて、養老四年行基菩薩の開基なりと云、〔東鑑〕にも岩殿觀音のこと所々に出、將軍家信

仰ありし由見えたり、されど比企の岩殿觀音のことは、正治二年の條などにもさらに沙汰なし、はるかの後永祿十年九月上田能登守が桶籠れる當郡松山城責のとき、兵火のため本堂以下坊舎に至るまで、ことごとく灰燼となり、緣起古記録をも失ひたりしを、天正二年別當榮俊權越を募りて舊觀に復し、同き十九年二十五石の御朱印を附せらると云、仁王門蹟に及ばず、仁王は運慶の作と云、今假に觀音堂に安置せ、鐘樓、元亨二年鑄造の鐘なり、此鐘昔軍器に用ひ、しばり、鐘樓、所々へ持運れしゆへ、銘字も自然に漫滅すと云、縱横に數多ありて、いかさま兵器に用ひたりしこと想ひ知らる、銘文左に出す、

武州比企郡 岩殿寺 三尺五寸鐘一口  
貫主覺阿 藤原氏女  
右願主 沙彌道阿 布敷氏女  
且那 沙彌道阿 山口氏女  
且那 沙彌道善 尼法阿  
(此所虫喰)  
大工 元亨二年卯月九日 藤原氏女  
助成 沙彌道阿 藤原氏女  
紀重 紀弘吉  
(此所虫喰)

經藏 明板の一切經を藏す、萬治三年九月水野石見守忠貞が、寄納する處なり、經文目錄の末に、奉納したる願末を略記す、其

右總目所載明本大藏經壹部爲帙二百一十三爲冊一千五百五十五奉納武州比企郡岩殿山千手觀音菩薩之寶前余生長此郡自幼齡常拜諸精藍敬信靈威今守職十有餘歲故求全經於中華納之云

萬治庚子九月 從五位下水野石見守源忠貞

八王子權現社 此社は古き鎮座なるにや、下に載たる天正三年上田案獨齋が出せし制札に、岩殿八王子山と見えたり、今も本堂の後 藥師堂 阿彌陀堂 愛宕社を八王子野とも呼べり、此社邊を愛宕山と唱ふ、山王社これも社邊を、山と唱ふ、山王山と云、雷電社愛も社邊を、山と唱ふ、

天神社 七社權現 稻荷 荒神 此三所の神體、今れど、山中荒神谷など云名あるによれ、古は各處に社建たりしと見ゆ、龍堂 昔は堂ありし中の小名となれり、この山の頂に、天正十年水野某が西國關東秩父札所、觀音の順拜供養塔あり、又俊意法師と彫たる青石の斷碑あり、此俊意は同郡飯嶋村、正徳寺の開山と同人なるにや、さもあらば天文三年九月十一日、寂せしよし傳へり、別當 正法寺 新義眞言宗、醍醐無量壽院末、岩殿山修善院安置す、古文書 四通を藏す、

岩殿衆徒中法度并大堂參錢之事、向後御造□宅被申候、自別當外角法脇志之刷不可有之候、役人等不可立仍如件、

天正三年乙亥十二月廿三日 長 則(花押)

比企岩殿 別當坊參

せい札

岩殿八王子山におゐて、木くさかり取へからず、そのため印判を進候、仍如件、

天正三年乙亥十二月十一日 宗綱印 謹摩堂

向後之定

一圓光坊知善房坊敷田地五段半、前々之筋目承候、殊正覺秀存進置證文披見之上御拘尤に候、但兩人之坊跡速仰付可然候事、  
一此上如前々觀音堂洒掃以下彌無如在可相勤、特別當坊井衆分中へ、少も慮外之儀致之候者、可爲曲事由正覺秀存兩人に堅申含候事、  
一青木坊拘之所、只今瀧良拘之由、竹長丹後守も其



分申候間無異儀候、然者坊敷三ヶ所御指引候事、  
天正四年丙子七月十二日 藏人佐長則(花押)  
比企岩殿  
別當坊參

禁制 武藏國 比企之岩殿

一當年軍勢濫妨狼藉事、  
一放火事、  
一非分之儀申懸事、  
右條々任御朱印之旨堅令停止訖、若於違犯之族者  
乍可被處嚴科候由、依仰執達如件、  
天正十八年五月日 筑前守(花押)

塔頭四 般若坊 威徳寺  
是心坊 慶雲寺  
長松寺 新義眞言宗、正法寺門徒  
不動を本尊とす、

○毛塚村 毛塚村は江戸より十三里、庄名前村に同じ、  
家敷九十軒、東は宮鼻村に接し、南は越邊川に限りて、  
入間郡島田村、西は田木村にて、北は元宿村なり、東西  
五町許、南北十町、常に水旱を患ふ、越邊川の水を田木  
村より引て用水とす、御入國の後横田次郎兵衛に此地を  
賜り、寛永十六年檢地せし後、一族横田甚右衛門に分ち

是より二人の知行となれり、寶永四年に至り、又次郎兵  
衛の知行の内を割て、有馬宮内・内藤日向守に賜り、今  
は横田甚右衛門・同源太郎・有馬千之助・内藤主膳の知る  
所なり、

高札場二ヶ所 一は甚右衛門の知行にて、村の北にあり、  
一は村の中間にありて、源太郎の分也、  
小名 香佛寺 寺蹟なりや、傳 大黒部 宮鼻村の地と  
越邊川 村の南にあり、川  
村の南にあり、川  
輻前村に同じ、

神明社 村の鎮守なり、田  
木村慈眼寺持、

天神社 龍圓寺  
龍圓寺 新義眞言宗、岩殿村正法寺末、愛  
宕社  
岩山と號す、本尊不動を安ず、  
愛宕社  
藥師堂 龍圓寺持、

○田木村 田木村は江戸への里數及び庄名、檢地の年代  
前村に同じ、村の四境、西は石坂村、北は宮鼻・元宿の二  
村にて、南は越邊川を越て入間郡吉田村、東も又同川を  
隔て、島田村なり、東西十八町、南北十町許、村内にて  
垠を埋め、越邊川の水を引來て當村及び毛塚・宮鼻三ヶ  
村の用水とす、人家六十三、往昔の領主を傳へず、寛永  
十六年横田次郎兵衛に賜はり、後分家横田甚右衛門と二

給なりしが、寶永四年次郎兵衛が領地上り、鈴木某と渡  
邊源兵衛とに賜ひ、今其子孫横田源太郎・鈴木善八郎・渡  
邊八三郎等知行す、又村の西に當りて少許の新田あり、  
延享四年神尾若狭守檢地して、御料所となれり、

高札場 村の中間にあり、もとは給毎にありし  
が、漸々に廢して今は一ヶ所残り、  
越邊川 村の南を流る、  
川幅十八間許、

小田原明神社 村の鎮守なり、祭神  
詳ならず慈眼寺持、  
諏訪社 妙安寺  
稻荷社 同寺

慈眼寺 新義眞言宗、入間郡上野村醫王寺末、普門山知勸院と  
云、本尊不動を安ず、中興の開山を秀榮と云、元祿四  
寺示寂 鐘樓 正徳四年、鑄造

妙安寺 日蓮宗にて、甲斐國身延久遠寺の末、常福山  
と號す、本尊釋迦を安ず、開山を日法と云、 鐘樓  
貞享元年十一月鑄造の鐘を掛く、  
銘文中考證とすべきなし、

大日堂持、

○石坂村 石坂村は江戸より行程十四里、こゝも庄名は  
前村に同じ、領は松山に屬せり、朽木某所藏建治三年・元  
徳年中等の文書あり、其間解し難きことあれど、當所は

池大納言頼盛より、河内次郎顯盛まで傳來せし知行なり  
しを、外戚の因あれば、朽木兵庫助時綱が子、朽木万壽  
丸に與へしこと知らる、万壽丸は後出羽守經氏といへり  
と、

駿河彦四郎有政與姉平氏號於鶴相論、亡父時賢遺  
領武藏國比企郷南方石坂郷内田在家事、  
右就訴陳狀欲有其沙汰之處、如有政去年十一月廿六  
日避狀者、任女子等所帶讓狀可去與云云、爰如氏女  
所建建長六年八月廿四日、文永八年九月十日讓狀者  
石坂郷内惠加佐次郎在家同田壹町五段、右衛門大夫  
在家同田壹町云云者、任彼狀向後無違亂可令領知之  
狀、依錄倉殿仰下知如件、  
建治三年正月日 武藏守平朝臣  
相模守平朝臣

ゆつりわたす しそくまんしゆ丸所  
たんこの國くらはしのかうの内よほろの村のちと  
うしきの事、  
かまくらあまなハ魚町東頭地一圓事、  
むさしの國ひきのこふりの内いたさかの村の事、  
あはの國くすはらの村の事、



ちうたいの大刀うち刀の事、  
右所領とも并屋地太刀うち刀、代々御下文てつきせ  
うもんあいそゑて、まんしゆ丸やうしたるあいたゆ  
つりわたす物也、ゑいたいさうてんとしてこれをち  
きやうすへし、仍狀如件、

元徳二年九月廿二日 平顯盛(花押)

任此狀可令領掌之由、依仰下知如件、

元徳三年六月廿日 右馬權頭(花押)  
相模守(花押)

民家五十四、外に長吏の家三十あり、東は田木村に隣り  
西は赤沼村、北は岩殿村にて、其境に塚あり、南は越邊  
川を隔て、和田・澤木・金田の數村に接す、東西一里程、  
南北は夫より短し、用水は赤沼村境より引來て田間に沃  
けり、前村と同く横田次郎兵衛・横田甚右衛門等が采地  
にして、檢地の年代前村に同じ、後延寶七年新開の地あ  
りし所は、兩家の知行となり、夫より引續き今其子孫甚  
右衛門、及び源太郎等知行す、

高札場西の方にあり

小名 池田 大下 與一山 唐澤 立野

石坂山 岩殿村の内觀音の後の山より、四五町を隔て、當村の  
内にあれど、入間郡和田・澤木・金田・今西・北淺羽・戸

口・牛久保・新堀・竹之内・小山・堀込・塚崎・中里・  
峯・大塚・吉田・新谷十七村入會の秣場なり

越邊川 赤沼村より入、  
木村に沃げり、

十郎淵 丸淵共云、昔金子十郎此邊に隠栖し、訛て馬を此淵に  
乗込しことありし故、名とせりと、今は熊井與田邊よ  
りの、惡水落しにて、  
末は越邊川に合せり、

愛宕社 村の鎮守なり、  
休山寺持

白鬚社

稻荷社

天神社

神明社

山神社 以上村民  
持

兒淵八幡社 これも村民の持、岩殿村正法寺の兒故ありて、  
此邊の淵に溺死せしを葬り、塚を築き八幡に崇  
り、

休山寺 禪宗曹洞派、入間郡龍ヶ谷村龍雲寺の末、石坂山と號  
す、本尊釋迦、相傳ふ當寺は昔甲州の士、山形三郎兵  
衛昌景戰死の後、其婦人土木の功を費し、夫昌景菩提の爲に  
草創せしと、位牌に休山賢公大禪定門天正三年五月廿二日と  
あり、當寺の號は此法益をとりしこと知べし、されど甲斐國  
龜澤村天澤寺に、安ずる昌景が牌子には、好雲喜公禪定門と  
あり、開山は本寺十四世太鐘、鐘樓は延寶五年  
慶長十九年正月廿八日寂せり、鐘樓の鑄造なり、觀音堂

十一面觀音

○赤沼村 赤沼村は江戸を去ること十六里、領名前村に  
同じ、村の四隣、東は石坂村に隣り、南は今宿及び越邊  
川を隔て、入間郡北淺羽村に境ひ、西は大豆腐村、北  
は今宿の條にいへる、七ヶ村入會の秣場に接せり、東西  
二十四町餘、南北十九町許、民家七十五、昔は御料所に  
て、寛文四年内藤式部少輔に賜ひ、寶永元年に又御料所  
となり、正徳元年村内を割て米澤大膳に賜ひ、同二年其  
残りし所を又分ちて、森某と羽太八郎右衛門とに賜り、  
猶其餘は御料所なりしを、享保十九年に大岡出雲守に賜  
ひ四給となり、今も其子孫の知行所なり、檢地は貞享元  
年内藤式部少輔糾せり、

高札場二ヶ所 一は村の坤の方、一  
は村の東にあり、

小名 なら澤 色原 築山 涼み堂

越邊川 村の南を  
流る、

氷川社 村内の鎮守な  
り、實藏院持、

雷電社 密藏院持、

八幡社 朝日八幡と號  
す、村民持、

愛宕社 實藏院  
持、

稻荷社 櫻木稻荷と  
云、村民持、

圓正寺 禪宗曹洞派、豊嶋郡赤塚村松月院末、天正十九年寺領  
寛永八年九月十二日寂す、本尊正觀音を安ず、外に良辨の作  
不動を安ず、是は元文の頃、時の住僧秩父郡吉田村金剛院よ  
り授受して、鐘樓は天明三年  
當寺に安ず、

實藏院 新義眞言宗、入間郡今市村法恩寺末、氷川山と號す、  
本尊不動を安ず、開山は本寺十七世權大僧都秀長、寛  
文七年九月廿  
五日寂す、

密藏院 同宗同末なり、赤沼山と號す、本尊大日を安ず、  
開山權大僧都榮瑜、延寶九年八月十八日示寂す、

天神社

稻荷社

觀音堂 十一面觀音  
を安ず、

○今宿村 今宿村はもと赤沼村の内なりしが、後に分れ  
て別村となれり、元祿の圖に始めて載せられたば、其以前の  
ことなるべし、江戸よりの行程十四里餘、領名前村に同  
じ、村の四境、東南は越邊川廻り、對岸は東の方石坂村  
及び入間郡北淺羽村、南は苦林村なり、西も亦同郡小用  
村及び當郡大豆戸村に界へり、東西十三町、南北三町許、  
民家四十、連住して宿驛に似たれど、馬次の所にもあら  
ず、少の河岸場ありて近郷の材木・薪等を爰にて筏とし、



江戸へ出せるをもて土地賑へり、分村の後は御料所なりしが、元祿十七年三月日比野七郎右衛門に賜ひ、今も其子孫知行す、飛地入間郡北淺羽村の内であり、高札場村の中央

小名 假宿 榎ノ下 淵ノ上 辻 西裏 花藏寺 麴谷 いら原 下河原

越邊川 村の東南を流、郡中へ係ること當村を始とす

秣場 當村及赤沼・川角・市場・大豆戸・下熊井・大橋七村入會の秣場に於て、赤沼・大橋兩村と、入西十七ヶ村入會秣場の間にあり

熊野社 村の鎮守なり

天神社

天王社 以上三社 村民持

吉祥院 本山修驗、入間郡西戸村山本坊配下、寶林山と號す、古は加納院と云しと云、本尊不動を安ず、

○大豆戸村 大豆戸村は江戸を距こと十六里、郷庄領の唱を傳へず、入間郡今市村法恩寺年譜録、寶治年中の文書に、武藏國吾那入西郡越生郷、水口田豆土等、又同國越生郷臺之屋敷、井水口田大豆土等云と見えたり、且土人の説には當村もとは、隣村小用村より分ちしと云、又小用村の傳へに當村も上越用と號し、小用村を下越用と

稱せしよしをいへば、昔は入間郡に屬せしも知べからず又應永廿四年十月二十四日足利持氏より、豆州三島社へ寄進せし文書に、武藏國比企郡大豆戸郷明石左近とあり、これらも古くより唱へし名の證とすべし、村の四境、東は赤沼村、西北は熊井村、南は入間郡小用村なり、東西二十町餘、南北十町許、民家六十、御入國後は御料所にて、寛文四年内藤式部少輔に賜ひ、其後富田甲斐守と西尾藤四郎とに賜はり、今其子孫知行す、檢地は貞享元年式部少輔領分の時、糺せしと云、高札場村の東の方

小名 相ノ田 屋敷内

三島社 當村もとは伊豆三島の神領にてありし故、勸請せしものと見えたり、慶安二年社領十二石の御朱印を賜ふ、

村内の鎮守にて、毎年九月流鏑馬を興行す、本地藥師の畫像を掛く、眞光寺持、八幡社村民

眞光寺 新義眞言宗、入間郡今市村法恩寺末、西明山法輪院と號す、本尊大日を安ず、又弘法大師眞觀不動の畫像一軸あり、普通の畫は粉伽羅・制多伽相向て立り、是は二像とも不動と同じむきにて、めづらしき像なりとて秘藏せり、愛宕社

龍光院 同寺の門徒蓮華山と號す、名主柳七が先祖龍光坊といふもの、一寺に取立し故に、其名を取て院號とせ

り、本尊不動を安ず、  
觀音院 寶曆年中理觀といへるもの建立すと云、近き頃江戸湯嶋靈雲寺の末となり、五輪山と號す、本尊正觀音を安ず、

○奥田村 奥田村は松山領に屬せり、江戸よりの行程は前村に同じ、民戸二十一、村の四堺東は神戶・岩殿の二村に境ひ、南は大橋村に接し、西は須江村にして、北は將軍澤村なり、東西八町、南北へ五町、昔は御料所にて、寛文四年より内藤式部少輔知行となり、貞享元年時の地頭檢地せり、寶永元年再び御料所となり、同四年半を割て松平氏に賜ひ、殘る地は同五年堀氏に賜りしより、一圓に私領となり、今其子孫松平十藏・堀主馬の知る所なり、高札場二ヶ所 一は東南にあり、一は中程にあり、

小名 東回寺蹟 寺蹟なるべけれ

氷川社 村の鎮守にて、村民持

地藏堂 西方須江村境笛吹峠の入口にあり、羽黒堂ともいへり、小堂にて石の地藏を安ず、村民の持、往古此邊曠原にて、そこへ上るなだれの道、則笛吹峠なり、此邊塚十一あり、土人云骸骨を埋みし塚にて、近き頃までも雨夜には、冥火燃し故、人々驚駭し、塚毎に地藏を建て、追福せしかば、冥火起ることなしと云、峠に塚二つあり、塚上に松樹あり、茶臼

塚と云、又羽黒堂と云るは、齒を黒めたる大將の首を埋めし故なりと、又説に出羽國の人を葬りし故、羽黒山の縁にとれりと、或は士卒にはぐれ討れし者を埋めし故、はぐれ塚といひしを、誤り唱ふるなりと、何れも信ずべきことには非るべし、按に【太平記】正平七年閏二月廿八日武藏野合戦敗れて、義宗上野皇子を笛吹峠の城に入れ奉云々とあり、此峠をこのことなりとも傳れど、同書に新田武藏守は、將軍の御運に退緩して、石濱の合戦に本意を達せざりしかば、武藏國を前になし、越後信濃を後口に當て、笛吹峠に陣取てぞおはしける云々とあり、此地を云ひしならんには、武藏國を前とは云べからず、これ等のことを考れば、【太平記】に載る處、笛吹峠は此地にはあらで、上野國碓日峠のことなるべし、笛吹をうすいと訓せし所以はしらず、

○神戶村 神戶村は江戸より行程十二里、龜井庄に屬す領名前村に同じ、村名を按に古伊勢御厨などありし所にや、四隣、東は都幾川を限りて、下唐子村に界ひ、南は岩殿村、西は將軍澤・根岸の二村にして、北も都幾川を隔て上唐子村に隣れり、東西へ二十町、南北十五町餘、家數百軒、土人農間には蠶を養て餘業とす、用水は都幾川の水を引沃げり、當村正保の頃は松平備前守采地なりしが、いつの頃にや上りて萩原近江守に賜り、元祿十一年替りて、松平美濃守・大久保四郎左衛門二人の采地となり、其後正徳三年美濃守の領地は上りて、黒田豊前守に賜ふ、享保十三年大久保某は地を裂て、同氏齋宮が祖先



に分地す、今黒田豊前守・大久保四郎左衛門・同齋宮等三給の地なり、高札場三ヶ所分ち立り

小名 澤田 天王 小臺 羽黒

都幾川 村の北より東へ屈曲して流る、河原幅百間餘、水除の堤を設く、又乾の方に塚樋あり、此川を分水して當村及び下唐子・葛袋三ヶ村の用水とす

氷川社 村内の鎮守とす

天王社 以上二社、共善能寺持

山王社

稻荷社 已上二社、共宮本院持

愛宕社

稻荷社 已上二社、共眞如院持

妙昌寺

日蓮宗、下徳國葛飾郡眞開弘法寺末、青島山と號す、古は近村石橋村の内今の小名青島にありしが、天文年中此地に移りしと云、當寺草創は弘安四年にして、開山日仙は元徳二年十月廿二日示寂と云、本尊三尊を安す、鐘樓寶永元年鑄造

長慶寺 新義眞言宗、山城國醍醐三寶院末、澤田山修造院と號す、中興開山清印は、元祿五年七月十日寂せり、本尊彌陀を安す

寶性院 前寺の末瑠璃山と號す、中興開山俊英元祿四年九月初日寂せり、本尊彌陀を安す

善能寺 新義眞言宗、入間郡山崎最勝寺の末、天王山と號す、本尊彌陀を安す

宮本院 當山修造院、江戸青山鳳閣寺の配下、本尊不動を安す

眞如院 同派同配下、本尊も同じ

藥師堂 前院の持

○根岸村 根岸村は江戸より行程十六里、庄名前村に同じ、領は玉川に屬せり、村名は正保頃のものには彌宜子と書たれど、こはたま／＼借假して書しものにて、昔より根岸の字を用ひたると見えたり、或書に熊谷次郎直實が末孫、佐渡守實勝六代の孫佐渡俊直と云人、武藏國比企郡根岸村に住し、同國松山の城主案獨齋家譜には暗に屬し、根岸村及び和泉村を知行すとあり、家數十六、東は神戸村、南は將軍澤村、西は大藏村にて、北の一方都幾川を限りて上唐子村に界へり、東西へ一町半、南北二町許、村内の溜井に天水を湛て用水とすれど、旱損の年多しと云、御入國の後は御料所にして、寛文八年時の御代官深谷喜右衛門檢地せり、其後いつの頃にや、島田某に賜り、今も子孫島田藤十郎知る所なり、高札場村の中程あり

小名 我妻山 しとめ山 日向 坂ノ上 傾城谷

都幾川 村の北にあり、河原幅二百間、此川より南の方岡の裾通りに、一條の小流あり、其間皿淵・女淵 袈裟玉淵など唱ふる所あり、是古の都幾川にて、今の流は後來川瀬の替りたるなりと云、今

神明社 村の鎮守なり、大藏村安養寺持

三寶荒神社 同寺の持

觀音堂 如意輪觀音を安ず、同寺の持

○大藏村 大藏村は江戸よりの行程前村に同じ、大藏郷に屬し、領名も亦前村に同じ、昔帶刀先生義賢が、武州大藏の館と聞えしは當所にて、其舊蹟今に存して慥なることなれば、久壽の頃より唱へし地名なること論なし、民戸七十餘、東は根岸村、南は將軍澤村、西は鎌形村にて、北は都幾川を隔て、千手堂・菅谷・上唐子の三村なり東西八町、南北六町、正保の頃は御料所にして、檢地は夫より前寛永三年ありしに、後次第に新田の地開けしは萬治三年・寛文八年・天和二年の三度時の御代官糺せり、元祿四年地を割て石黒某に賜はり、殘る御料の所は寶曆十四年清水殿領地となりしを、寛政九年再び御料となり今も替らず、高札場二ヶ所に分ち建り、御料・私領の二

小名 堀ノ内 木ノ宮 御所ヶ谷戸 柏田 入鹿 遠

山ヶ谷戸 傾城久保 地尻 栗津原 不逢ヶ原共云

都幾川 北端を流る、川幅二百間

山王社 村の鎮守なり、社領十石、別當 安養寺 天台宗、下は慶安年中賜はれり

寺の末、大乘山寂光院と稱す、本尊阿彌陀を置り、開山廣覺應永元年草創とのみ傳へり、されど是等に據れば、山王社も舊きものなるべし

天神社 持

愛宕社

天王社

神明社

稻荷社 以上安養寺の持

諏訪社 村の持

神明社 村民の持

向徳寺 時宗、寺領十石、慶安二年の御朱印を賜へり、相模國藤澤清淨寺の末、大福山無量院と號す、開山清阿寶治二年四月八日寂せり、後廢寺となりしに、向阿徳音中興せりと云、此僧は天和二年十二月十五日寂せり、今の寺號は此僧の名を用ひたるに似たれど、中興の時改めしも、鐘樓のなるべし、本尊三尊阿彌陀、惠心僧都の作なり、元文五年鑄造 熊野社 稻荷社 鐘樓にの銘あり



古城蹟 村の西方にあり、方一町許、構の内に稻荷社あり、今は大抵陸田となれり、から堀及び塘の蹟残り、此より西方に小名堀ノ内と云あり、昔は此邊までも構の内にて、帶刀先生義賢の館蹟なりと云、されど【東鑑】に義賢は久壽二年八月武藏國大倉館に於て、鎌倉源大義平が爲に、討亡せざるとあり、此事は【平治物語】【百練抄】等にも載たれど事實の詳なることは記録なし、大藏と云地名は、多磨郡にもあれど、當所義賢墳墓あり、又郡中に義賢につかへしもの、子孫遺るときは、此所義賢が舊蹟なること疑ふべからず、

古墳 巽の方村民丈右衛門が持の畑中にあり、相傳ふ帶刀先生義賢が墳墓なりと、高さ三尺許とおぼしき塔なれども、半は土中に埋り、且五輪も缺損し、其中わづかに梵字を彫りたる、五輪の内の一石のみ残り、それに兩覆ひをなし注連を引き、土人は尼御前の碑なりといへど、これも定かならず、

將軍澤村 將軍澤村は江戸より十六里、玉川郷にて領名は前村に同じ、村内に利仁將軍の靈を祭りし、大宮權現の社あるをもて、將軍澤の名ありと云、上野國世良田長樂寺に藏せる文書に、  
武藏國比企郡南方將軍澤郷内爲燈明途田三段任家時申置之者、所奉寄進世良田御寺也、若於違亂之輩者、永可爲不孝之仁、仍寄進之狀如件、  
正安元年八月二日 沙彌靜眞

世良田長樂寺爲修理用途奉永代寄進、武藏國比企郡南方將軍澤郷内二子塚入道跡在家壹宇、并田三段毎年所當八貫文事、  
右依爲氏寺爲末代修理永代奉寄進者也、然者及子孫不可致違亂、背此之旨輩者、永可爲不孝仁、乃自筆之狀如件、  
元徳二年八月二日 源滿義

靜眞は世良田三河前司の子二郎教氏の法名なり、滿義は教氏の孫彌次郎滿義なり、これに據れば、古へ世良田氏の所領にして、長樂寺に寄附せしこと知るべし、文中南方將軍澤と記せしは、往古郡中の南北二つに分ちし故のことにて、已に總説の條に辨ぜり、民戸九十、東は神戸村、南は須江・奥田の二村に隣り、西は鎌形村にて、北は大藏・根岸の二村なり、東西五町餘、南北十町餘、天水の地にして旱損あり、御入國の後は御料所なりしに、元祿十一年村内を割て大島氏に賜はり、今も子孫大和守知る所なり、残れる御料の地は寶曆年中清水殿領知となり、後再び御料となり、今御代官支配せり、  
高札場村の中程  
小名 高代 鶴卷 三段田 らうす塚 茶臼塚とも

山王社

村の鎮守なり、明光寺持、此邊二町許の松林あり、不添の森と云、

大宮權現社 高さ三尺許の塚上にあり、利仁將軍の靈を祭れに腰掛て息ひしことありし故、  
神明社  
愛宕社  
稻荷社 何れも明光寺持、  
明光寺 天台宗、下青島村淨光寺末、堅横山醫庵院と號す、本尊藥師を安ず、開山明海寂年を傳へず、  
岩社

鎌形村 附持添新田

鎌形村は鎌形郷大河原庄松山領に屬す、江戸よりの行程は前村に載る所と同じ、民戸百三十六、東は大藏村、南は須江・竹木の二村に境ひ、西は田黒村に接し、又槻川を隔て青山村に隣れる處あり、北は千手堂・菅谷の兩村なり、東西二十町、南北二十四五町、用水は都幾川を引來て田間に沃けり、正保の頃は御代官所にて、寛文八年會根五郎左衛門檢地せり、後元祿十一年金田周防守が采地に賜はり、夫より引續き子孫主殿知る所なり、此餘持添新田あり、元文五年芝村藤右衛門、明和五年宮村孫左衛門、文化六年淺岡彦四郎等檢地す、高札場二ヶ所 南北に分

小名 上原 鹽澤 植木山

鹽山 西方にあり、上り四五町、  
槻川 村の北の方を流る、川幅十五六間砂利川なり、田黒村より入、村内にて都幾川に合せり、  
都幾川 坤の方を通ぜり、水幅三十間餘、此川に添て堤あり、

清水 村の南の方にあり、竹藪の間より涌出せる小流なり、木邊を木會殿屋敷とも呼べり、早魃にも水涸ることなしと云、又此しが、今は其形も残らず、猶八幡社の條にも載せたり、

八幡社 村の鎮守にして、又田黒村玉川郷等の産神なり、天正失せしが、貞享二年再び御朱印を賜はり、正徳年中に當住某が記せる社傳あり、其中に延暦十二年坂上田村麻呂勅命を蒙り、東奥の夷賊退治として關東におもむきしとき、當所鹽山に勧請せり、相續て伊豫守頼義八幡太郎義家も、東征のみきり所願をこめ、其後義賢・義仲・頼朝・尼御臺所等信仰淺からず、神田若干を寄せらる云々、又義仲誕生のはじめ、七箇所の清水を抱て、産湯に用ひしと云、此七ヶ所の清泉今は大抵廢せり、又當所の鐘は軍旅に奪はれ、秩父郡御堂村淨蓮寺の寶器となりたれば、今は鐘なし云々等のことを載せたり、されど彼鐘銘に、上州綠野郡板倉郷圓光寺、鐘、正慶二年癸酉三月云々、及武州比企郡釜形郷八幡宮、鐘、大禮那矢野安藝守、文明十一年己亥八月九日と云をえりたれば、元は上野にありしを當所へ持來り、又秩父郡へ轉せしならん、さはあれ古社の鐘とはなすべし、又銅華蔓二つを神寶とす、一は圓徑五寸





五分、彌陀の坐像を鑄出し、傍に安元二丙申天八月之吉清水冠者源義高とあり、一は圓徑四寸八分、藥師の坐像を鑄出す左傍に、貞和四戊子七月日、大工兼泰とあり、右傍に四の文字あれど、磨滅して讀得ず、當所に置るゆえんは傳へず、華蔓二圓右 別當



大行院 本山修驗、幸手不動院の配下なり、鎌形山眞福寺と號す、開山榮長寂年を傳へざれど、御堂村淨蓮寺文明十一年の鐘銘に、永運榮海などあるも當院世代の内なりと云へば、舊きこと推べし、櫻井坊行院と同一不動院の配下なり、大聖院と稱

す、中興清傳天正三年寂す、本尊不動を安ず、石橋坊これも不動院の配下、開本尊不動を安ず、此二坊の本山大行院と同 藥師堂 じけれど今は大行院に屬して配下の如し、

瀬戸明神社村氏 班溪寺 禪宗曹洞派、入間郡越生熊野寺の末、威徳山と號す、本尊釋迦を安ぜり、開山は本寺十六世鶴峯聚孫、寛永三年十二月十六日寂せりと、されど當寺は清水冠者義高母威徳院殿班溪妙虎大姉追福のために草創せり、こは舊き人なれば、鶴峯は中興にて開山 鐘 享保四年の銘なり、文中木曾義の名は失ひしなるべし、 鐘 仲の長男、清水冠者義高爲阿母威徳院殿班溪妙虎大姉創建所也と見ゆ、 天神社

宗信寺 日蓮宗、下總國眞間弘法寺の末、經玉山と號す、本尊三寶を安ず、開山日法慶安元年七月十五日寂せり、 須江村 須江村は領名、及び江戸よりの行程前村に同じ、民戸三十、東は奥田村に墾ひ、南は大橋村及び下泉井村にして、西は竹木村、北は將軍澤・鎌形の二村に接せり東西八町餘、南北七町許、山丘平地まじはりて、町水不便なれば天水を湛へて耕植す、或書に據に、往昔當村は矢野伊賀守入道善久と云人領せしにや、建武年中の渡狀と云ものに見ゆ、其文に、 武藏國內矢野伊賀守入道善久跡所領事、 合

一 所 小泉郷 男衾郡内  
一 所 須江郷 比企郡内  
一 所 片楊郷 足立郡内  
一 所 久米宿在家六間多東郡内  
右任御下文并御施行之旨、奉相渡岩松兵部太輔經家跡御代官頼圓定須等候畢、依渡狀如件、  
建武二年十一月九日 橋行貞判  
と記せり、此書いづれの藏なるや詳ならざれど、須江の唱の古きこと知らる、御打入の後慶長の頃、内藤主馬介が采地に賜はりてより、代々爰を知行し、今子孫吉之助が知る所なり、  
高札場 村の東にあり、  
小名 沖中 八丈 播磨川 向田 道山 太鼓臺 矢篠澤 阿彌陀免  
黒石明神社 村の鎮守なり、  
瑠璃光院持、 瑠璃光院持、 愛宕社  
稻荷社持  
長命寺 新義眞言宗、今市村法恩寺末、西林山不動院と號す、本山不動を安ず、開山は蓮果と云、  
阿彌陀堂  
瑠璃光院 本山派修驗、入間郡西戸村山本坊の配下、須江山光雲寺宮本坊と號す、本尊不動を安ず、  
藥師堂

○田黒村 田黒村は江戸を距こと前村に同じ、郷庄領の唱を傳へず、戸數四十五、東は鎌形村に隣り、其間を都幾川流る、南は玉川郷に接し、西は五明・下里の二村に添ひ、北は槻川を限り、對岸は遠山村及び千手堂村なり、東西の徑二十町、南北は十五町、正保の頃は御料所にして、寛文八年御代官堀次郎右衛門檢地せり、後元祿九年金田周防守に賜はり、今其子孫主殿が知る所なり、  
高札場 村の東にあり、  
小名 菩提 堂ノ前 小倉 鹽山 村の東にあり、  
都幾川 村の東を流る、  
川幅三十間、  
槻川 北の方にあり、川幅は是も三十間許、  
熊野社 慶安二年社領として、五石六斗の御朱印を附せらる、 別當 大福寺天台宗、淨光寺の末、延命山地藏院と號す、開山の僧を賢仙と云、示寂の年代を失ふ、本尊地藏を安ず、 地藏堂  
山王社 村の鎮守なり、  
大福寺持  
八幡社 聖天諏訪を合祀す、明  
神明社 王院の持、下同じ、  
愛宕社



明王院 新義眞言宗、入間郡今市村法恩寺の末、西慶山と號す、開山を榮專と云、寂年詳ならず、不動を本尊とせり、地藏堂村民

城蹟 北の方にて小名小倉の内にあり、遠山右衛門大夫光景が居城の蹟なりと云、四方二町許の地に於て、東北の二方は都幾川・槻川の二流に臨み、西南は山に添ひて頗る要害の地なり、光景は隣村遠山村の遠山寺の開基檀越にして、天正十五年五月卒せし人なれば、爰に住せしも元龜・天正の頃なるべし、

○竹本村 竹本村は江戸より十七里の行程にして、龜井庄松山領に屬せり、戸數五十、東は須江村、南は上下泉井村、西は玉川郷にして、北は鎌形村に及び、又玉川郷に界ひし所もあり、東西へ二十五町、南北は十五町、御打入の後久しく御料所にして、寛文中内藤式部少輔に賜はり、貞享元年檢地せり、後元祿十六年上りて元の御料に復せしが、程なく寶永二年日比野七郎左衛門に賜はり、今子孫七之丞が知る所なり、

高札場村の中程  
小名 乘輿ヶ谷戸 越前平 衆生ヶ谷戸 法螺ヶ谷 北根 なかふの谷  
黒石明神社村の鎮守なり、東光寺持、天神社同寺

東光寺 新義眞言宗、入間郡今市村法恩寺の末、醫王山藥王院と號す、開山詳ならず、法流の祖を境智と云、寶曆十年化す、本尊十一面觀音を安ず、藥師堂行基の作れる、八幡社 稻荷社

○上泉井村 上泉井村は江戸を距こと十六里、郷庄領の唱を傳へず、もとは上下泉井及び大橋村を通じて、凡て泉井村と號せりと、其分村せしは正保年間より後のことに見えて、正保のものには泉井村のみを載せ、元祿の改に今の如く三村に別てり、戸數二十、東は下泉井村に續き、南は熊井村に接し、西は玉川郷に及び、北は竹本村に界へり、東西十五町、南北十町許、御入國の後は御料所にして、寛永十一年永井與次郎に賜はり、子孫しばらく知行せしが、享保十六年上りて元の如く御料に復せしに、元文三年秋山伊兵衛に賜ひて、今子孫駒之助が知る所なり、

高札場村の南に  
諏訪八幡合社村の鎮守なり、寶泉寺  
寶泉寺 寶珠山と號す、新義眞言宗、入間郡今市村法恩寺の末、正觀音を本尊とす、愛宕社  
○下泉井村 下泉井村は上泉井村の東に續きて松山領に屬す、江戸よりの行程前村に同じ、民戸三十五、東は大橋村に添ひ、南は熊井村に並び、西は則上泉井村にて、

北は須江村なり、東西へ十二三町、南北七八町許、御打入の後は加藤平右衛門に賜はり、今子孫安之助が知る所なり、

高札場村の中程

小名 金澤 原ヶ谷戸 大山ヶ谷戸  
金澤寺 小名金澤にあり、禪宗曹洞派、入間郡龍ヶ谷村龍巖寺の末、泉井山と號す、開山梅叟高和尚は、天正十八年九月二十九日寂す、本尊正觀音を安ず、慶安二年觀音堂領として、八石五斗の御朱印を賜はれり、

○大橋村 大橋村は、上泉井村に辨せし如く、元は泉井村の内なりと云、江戸よりの行程前村に同じ、村内の小河に橋あり、僅なる橋なれど、近村には是程の橋もなければ、大橋と呼び來りしを、分村の時遂に村名とせしと云、領は前村に同じく、玉川郷に屬せり、東は石坂村に隣り、南は赤沼村に添ひ、西は下泉井村にて、北は奥田村なり、東西は二十町に徑り、南北は八町に過ぎず、民戸三十餘、正保の頃は御料及び岡野長十郎が知る所なり、其後明和年中一旦御料の地を清水殿領知に賜はりしが、寛政年中上りて御料に復し、今御料所の外岡野平三郎が知る所なり、

高札場 西の方にあり、

小名 橋端 板谷

黒石明神社 村の鎮守なり、祭神詳ならず、村民持

○熊井村 附持添新田 熊井村も領名、及び江戸よりの行程前村に同じ、戸數八十、東は赤沼・大橋の二村に隣り、南は大豆腐村及び入間郡小用・如意・和田の三村に墾ひ、西は高野倉村にて、北は上下泉井村に及び、東西の徑二十三町、南北は十四町餘、按に入間郡今市村法恩寺の年譜録、應安元年七月越生兵庫助田島を以て、法恩寺へ寄附せし條に云、武藏國比企郡内熊井云云、田島在家等事、越生兵庫助本知行分也と見えれば、當村は貞治・應安の頃越生氏の領地にして、後法恩寺領たりしこと知るべし、御打入の後正保の頃は御料所にして、寛文四年内藤式部少輔に賜はりしが、寶永元年上りて明二年、本多小平次・内藤丹後守・山田立長等に賜はり、今其子孫本多甲次郎・内藤主膳・山田立長が知る所なり、檢地は元和六年天野内匠助・太田勘兵衛糺せりと云、又天明六年七月飯塚常之丞が檢地せる新田あり、本村持添の地にして御料所に屬せり、

高札場二ヶ所 一は東の方にあり、一は西の方に立り、小名 城ノ上 妙光寺の邊を云、城跡なる、鳩山下 正覺



ヶ谷戸 能施ヶ谷戸 鍛冶ヶ谷戸

山王社 慶安二年社領七石の御朱印を附、別當 西福寺新義

宗、入間郡今市村法恩寺の末、陽石山觀音院と號す、開山堯榮は慶長年中示寂す、本尊彌陀を安ず、

黒石明神社 村の鎮守なり、本地佛十一面觀音、

神明社

愛宕社

八幡諏訪合社

山神社 西福寺

毛呂明神社 村の産神なり、

妙光寺 慶安二年寺領九石の御朱印を賜ふ、新義眞言宗、入間

は弘安九年の示寂にて、其月日は失へり、本尊不動を安ず、傳教大師の作れる所と云、

なる地藏

満願寺 同宗にて入間郡上野村醫王寺末、東光山藥王院と號す、本尊藥師を安ぜり、慶安二年藥師堂領として、六

石の御朱印を賜ふ、開山承海 十王堂

○高野倉村 附持添新田

高野倉村は玉川領に屬し、江戸より行程十五里に餘れり、東西の徑十二町餘、南北七町許、東は熊井村に隣り、南は入間郡大谷村にて、西は本

郷・馬場・番匠の三村に接し、北は玉川郷なり、民戸十二村内山谷多ければ、天水を湛へて耕植す、故に屢旱損ありと云、當村昔は御代官所なり、其後元祿十三年金田周防守に賜り、今子孫主殿知行せり、檢地は寛文八年深谷喜右衛門糺して貢數を定む、此餘村の西に持添の新田あり、安永三年御代官飯塚常之丞檢地して、御料所に入れり、

高札場 村の中程

小名 柚ノ木 御伊勢山 はゞきノ臺

笹山 村の乾の方にて、登り三町許の山なり、此所を古城跡なりと云、されど何人の居住せしや、其名を傳へず、

正圓寺 新義眞言宗、入間郡今市村法恩寺門徒にて、無量山と號す、本尊地藏を安ず、開山光賢天正元年示寂と云傳

ふ、 鬼子母神社 阿彌陀堂

新編武藏風土記稿卷之百九十一 之終

新編武藏風土記稿卷之百九十二

比企郡之七

○古池村 附持添新田

古池村は越生郷堀江庄玉川領に屬せり、土人の説に昔村内に大なる池ありし故に、村名となれりと云、江戸より行程十六里、民戸五十、東西の徑十四町許、南北十五町程、東は入間郡鹿下村に隣り、南に同郡成瀬・津久根・堂山の三村に接し、西も同郡上谷村にて、北は本郡瀬戸村に墾へり、天水場にして旱損あり此村昔は御代官所にて、元祿九年金田周防守が知行に賜はり、今子孫主殿が知る所なり、檢地は寛文八年深谷喜右衛門糺せりと云、此餘持添の新田あり、天明六年飯塚常之丞檢地して御料所に屬す、

高札場 村の東に

小名 田代 此地往昔は古池村と、自づから別村にてありし

吾那左衛門尉が、釋迦堂領寄附の文に、入西郡越生郷、恒弘名之内田代村、菊間在家土質八百文と見ゆ、又同寺の藏

永祿三年、太田美濃守資正があたへし制札の末に、岩崎上殿分田代大間富澤山田分と載たり、是悉く此邊の地名にし

新編武藏風土記稿卷之百九十二 比企郡之七

て、千代田と記せしは全當所ならん、上殿と云は其地詳ならざれど、郡中大附村の小流に上殿川と云あれば、其邊を云しならん、餘はいづれも近村の地名、及び小名に残りて今に存せり、されば文安の頃は、當所も左衛門尉憲光、永祿に至ては美濃守資正が領にして、田代の唱へ古きこと知らる、 龜ノ甲橋 猫石 尾崎

鹿島明神社 村の鎮守なり、

稻荷社 村民

昌福寺 新義眞言宗、入間郡今市村法恩寺末、龍池山池の坊と號す、當寺の傍に僅の池あり、是村名の由て起りし所の池にて、往昔は龍住みなど云傳ふ、尤今は埋りて少しく其形のみを存せり、開山賴慶寶永二年三月寂すと傳へて其日は詳ならず、本尊大日を安置す、

○麥原村 麥原村も玉川領に屬し、江戸より行程十七里に及べり、東西の徑二十町、南北十五丁、東は入間郡小杉村に隣り、南も同郡龍ヶ谷村にして、西は秩父郡桐平村北は當郡平村に接せり、民戸三十八、爰も昔より御料所なりしを、文化八年川口十郎左衛門が采地に賜はりて今もしかり、檢地の年代前村に同じ、

高札場 村の中程

小名 穴窪 芝山 夏内 いり 峰

住吉社 村の鎮守なり、神體は木の坐像、行基菩薩の作と云、

社内に慶長三年戊戌九月遺立の棟札あり、此餘貞享四年



表面



裏面



元祿八年等再造の棟札に、武州入間郡夢原村大檀那戸口五郎左衛門と載す、此入間郡と記したるは誤にして、既に正保改定の圖にも當郡に屬せり、戸口は村内名主の祖先なりと云、神明社  
山神社以上三社共に  
寶勝院 禪宗曹洞派、入間郡龍ヶ谷村龍穩寺末、奉龍山と號す、年十二月二日、地藏堂  
阿彌陀堂村民持

○大附村 大附村も領名及び江戸よりの行程、檢地等前村に同じ、古は大月村と書しと云、村民六左衛門が先祖左近と云もの、天正の頃松山の城主上田家に仕へ、後年當所に土着して、氏を大月と號せりと、されば其頃はや土地の開けしこと知らる、東西の徑三十町、南北も大抵同じ、東は瀬戸・古池の二村にして、西より北へ廻りて平村に續き、又桃木村にも少しく接し、南は入間郡上谷村なり、此村も正保の頃は御代官所なり、元祿十一年村内の地を割て、肥田十郎左衛門が知行に賜はり、後寛保三年十郎左衛門の時、肥田七十郎に分ち與へしかば、今十郎左衛門が子孫勇次郎と、七十郎が子孫豊後守の知る所なり、猶殘る地は今も御料所なり、

高札場三ヶ所

小名 山田 土人の説に當所は古戰場にて、一名を弓立と唱此邊に雨乞松といふあり、大旱の時村民爰に集り、水神を祭りて雨を祈ると云、按に入間郡堂山村最勝寺に藏する、永祿三年の制札に、上殿分山田分など載たり、此山田分と云は當所のことなるべし、事は古池村の條に辨ぜり、

前川 一に上殿川と號す、川幅三間許、當村及び平村の細流落合て一條となり、入間郡上谷村に達し、堂山村に至て越邊川に入る、是前に云最勝寺の文書に、上殿分と載せしは、恐らくは古へ此邊を上殿と號せしものにて、今此川に古名の残りしな

山王社 村の鎮守にして、普門寺の持なり、勸請の年代詳ならざれど、神體の古鏡に永正四年と載たれば、古社なること知らる、其  
圖右の如し、

普門寺 新義真言宗、入間郡今市村法恩寺末、岩上山と號す、開山甚秀元祿六年十二月六日寂す、本尊如意輪觀音を安置す、山王社  
地藏堂村民持

○本郷村 本郷村は妙覺郷大河原庄玉川領と唱ふ、妙覺と稱する故は詳ならざれど、今此郷名を冠る村八ヶ村あり、當村は其本郷ならんと土人云り、按に平村多武峰觀音堂に掛し、天文十五年の鰐口に、妙覺郷とのみあれば

古は一郷にて後今の如く八ヶ村に別れしなるべし、江戸より行程十六里、家數七十五、東は番匠村及び玉川郷に界ひ、南は田中村にて、西は別所村、北は五明・日影の二村なり、東西十二丁、南北五町許、都幾川の水を引て用水とす、御打入の後御料所なりしが、元祿年中石黒日向守に賜はりて、今も其子孫喜市郎が知る所なり、檢地は寛文八年會根五郎左衛門糺せり、

高札場 村の中央より少  
小名 殿ヶ谷戸 鈴宮 川北  
都幾川 村の南を流る、川幅廣狭あり、  
山王社 村内の鎮守とす、百姓持、  
八王子社 觀音寺

觀音寺 鈴宮山開敷院と號す、新義真言宗、入間郡今市村法恩寺の末、本尊正觀音は坐像にて、長六寸許、弘法大師の作と云、又外に觀音の像を安ず、上宮太子の御作なりと云、開山僧智示寂の年代詳ならず、法流開祖を深海と云、正徳三年三月 鈴宮明神社  
觀音堂二字  
彌陀堂 以上觀音  
藥師堂村民持



○瀬戸村 瀬戸村も郷名領名、及び江戸への行程等前村に同じ、東西五町許、南北八町程、東は馬場村に隣り、南は古池村にして、西は大附村、北は桃木・關堀の二村に接せり、民戸四十、當村正保の頃より御料所にして、今も御代官支配す、檢地は寛文八年深谷喜右衛門糺して、貢數を定むと云、  
高札場村の中程

小名 うは澤 石田 金山 經塚 岩鼻 御子谷戸  
雷電山 妙法山 鷹取山何れも村の西にあ  
雷電社 村の鎮守  
姥神社村民

蛟圓寺 禪宗臨濟派、郡中平村靈山院末、瑞松山と號す、開山は本寺の二世良空宗徹正嘉二年寂す、本尊釋迦を安置す、大寶院 本山派修驗、入間郡川越教法院配下、東黒山と號す、藥師堂 蛟圓寺

舊家者丈右衛門 萩久保を氏とす、先祖某は帶刀先生義賢のへしなれば、此邊を領せしと見えて、隣村馬場村の馬場氏、田中村市川氏なども、各其祖先は俱に義賢に仕へしと云、丈右衛門が先祖某歿して、後村内に葬り、後神に崇めて萩明神と唱ふ、其葬地には塚ありて、今福仙坊と呼ぶ、これは此人

晩年薙髮して、福仙坊と號せし故なりとぞ、

○馬場村 馬場村は郷庄領の名本郷村に同じ、民家三十東は番匠・高野倉の二村に接し、南は入間郡鹿下村にて、西は當郡瀬戸に隣り、北は本郷・關堀の二村なり、東西五町、南北八町許、江戸への里數檢地の年代前村と同じ、正保の頃は御料所にして、其後寶永七年吉良左兵衛督・平岡和泉守二人に賜はり、今も子孫吉良中務・平岡石見守が采地なり、  
高札場二ヶ所 一は村の中程にあり、一は南の方にあり、  
小名 引田 河原

都幾川 村の北の方に係れり、山間を流る、川なれば、幅廣狭あり、  
子權現社 村の鎮守なり、村民持、  
德昌院 林光山と號す、禪宗曹洞派、入間郡龍ヶ谷村龍穩寺末、開山は本寺二十二世の住持撫州春道なり、正保三年七月二十五日示寂せり、本尊彌陀を安ず、

舊家者三右衛門 馬場氏なり、先祖は帶刀先生義賢の家臣ならず、按に田中村の民、東吉なるもの、祖先も、義賢に仕へし由、其家譜を閱るに、義賢討れし時、家臣等大藏の館の逃て、此邊に忍び住する者八人あり、其内に馬場兵衛次郎頼房、同源次郎頼直など云者あり、是三右衛門が先祖なるべし、又

す、爰は御料所にて御代官支配す、  
高札場村の中程

小名 前田 原 くさ木 宿臺  
都幾川 村の北にあり、川幅七八間、兩岸岩石に、其中を屈曲して流る、砂利川なり、  
八幡社 村の鎮守とす、村民持、  
岩淵明神社 祭神詳ならず、岩淵と稱するは、其社都幾川の岸に臨める故なるべし、醫光寺持、  
醫光寺 新義眞言宗、入間郡今市村法恩寺末、都幾山と號す、開山朝秀寂年詳ならず、中興開山を院常と云、承應二年寂せり、本尊不動を安ず、

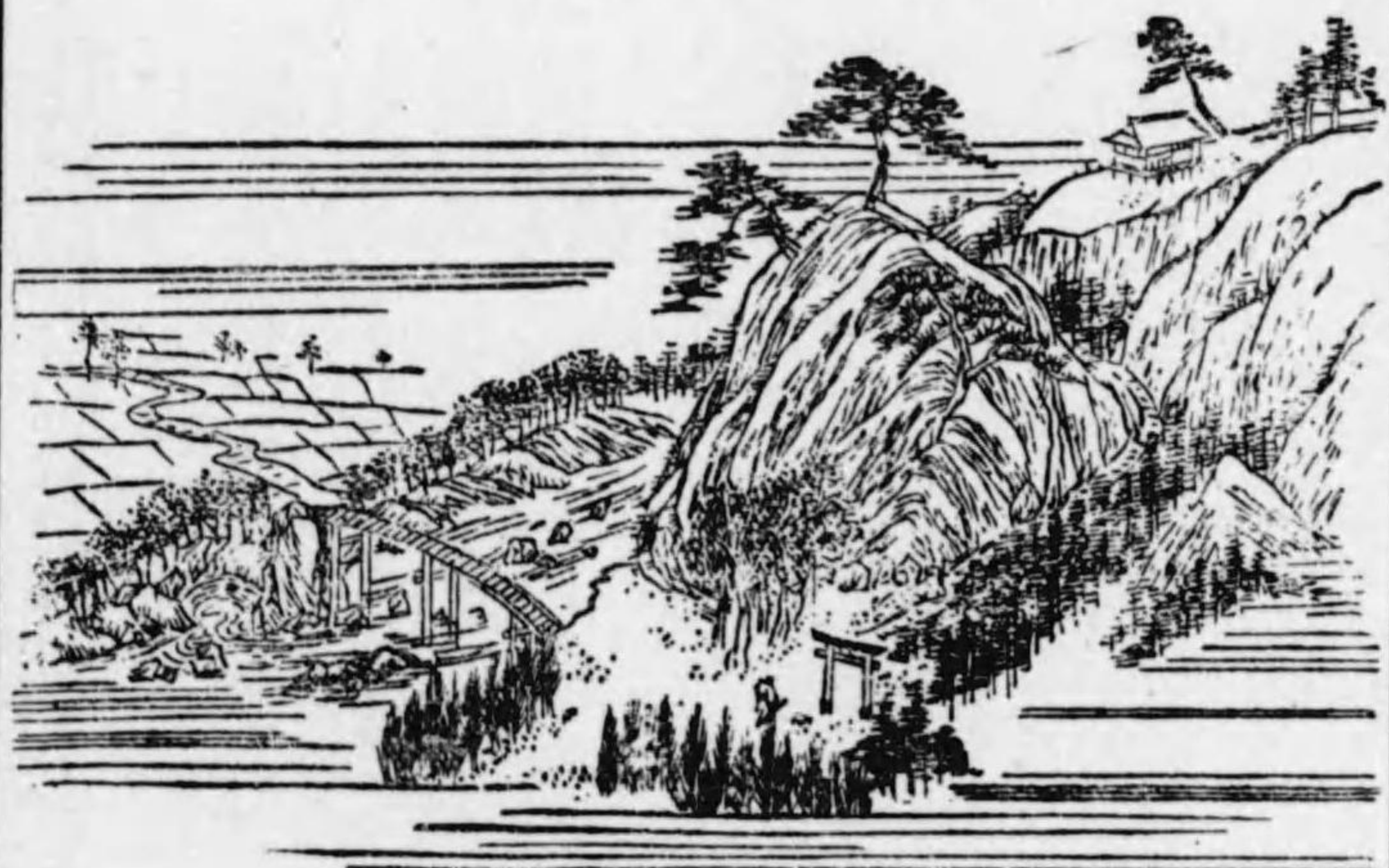
長樂寺 一石山と號す、前と同寺の末なり、本尊大日安ず、  
法正寺 是も同寺の末、西光山と號す、本尊は彌陀なり、  
○玉川郷 附持添新田 玉川郷は庄名領名共に詳ならず、今此村のみを郷の名に唱ふるはいぶかし、他になぞらふれば、玉川村と云べきをかくいへるは、たゞ古くより唱へ來りしまゝにて、別に故ありとも思はれず、村内光明寺に藏する天正十八年、前田利家が出せし制札に、妙覺郷光明寺と書したり、其頃は妙覺郷に屬せしにや、又此邊はかの妙覺郷を冠る村々に接したる所なれば、混じて

天福年中彼八人の子孫等、平郷及び福田郷に社を造立し、義賢の靈を祀りて、平郷にては山王とし、福田郷にては淺間と崇む、山王社の祭禮には、流鏑馬を行ひ、八人の子孫の内にて射手を勤めりと云、今此二社は則平村と福田村とに鎮坐ありて、山王社の例祭に流鏑馬の式あり、古より此三右衛門及び東吉瀬戸村の民丈右衛門が家にて、つかさどりて行へりといへば、八人の内馬場氏の子孫たること知るべし、丈右衛門が先祖も義賢の家臣にて、八人の内なりと云、其家に藏する舊記は、馬場氏の祖先の事を記録せし物なれば、もとは三右衛門が家に傳へし物なるも知るべからず、されど考證とすべき物に非ざれば爰に載せず、但其記録に義賢の靈を祭りしは、馬場義因と云しもの、時なりと云、猶其村の條并せ見るしべし、

○番匠村 附持添新田 番匠村は郷名領名及び江戸への里數、檢地等皆前村に替らず、村名の起は古へ平村慈光山の大堂を創建の時、伊豆國の工匠をして造營せしめ、功終りし後其工匠等を當所に置しより唱へりと云、或は慈光寺造立のため、右大將頼朝より番匠免として、此村を寄附有しかば、かく呼べりとも云、戸數六十八、東は玉川郷に隣り、西は馬場村、南は高野倉村、北は又玉川郷にて本郷村にも少しく界ひし所あり、四方十一町許の村なり、御打入の後御料所にして、元祿十一年佐久間安藝守が采地となり、今に相續して佐久間和三郎が知行なり、此餘當村持添の新田あり、安永三年久保田十左衛門檢地



春 日 社 登 臨 圖



しか書しも知るべからず、此玉川と云名義定かならざれど、當所に玉壺川あれば、其中略にて唱ふるなるべし、今此郷名を冠る村此邊に數村あり、是は昔爰に御代官の陣屋ありし時、其指揮を請し村々ならんと云り、戸數三十四、東は鎌形・田黒の二村に接し、南は竹本・上泉井・高野倉の三村にて、西は番匠・本郷・五明の村々に隣り、北は下里・田黒の二村なり、東西三十町餘、南北二十八町、都幾川の水を用水とす、水旱共に患あり、江戸への里數前村に同じ、御入國の後御料所にして、文祿の頃は御代官中川某支配し、寛文八年曾根五郎左衛門檢地す、後寶永六年村内を割て内藤丹後守に賜ふ、其頃より村内を二區とし、上下をもて分ち唱ふるは、土人の私に稱するのみ、公に聞えしにあらず、其後又文化九年御料所の方を分ちて、安藤次右衛門に賜はり、今も私領は此人及び内藤主膳の知行所なり、此餘當村持添の新田三ヶ所あり、元文五年芝村藤右衛門、明和五年宮村孫左衛門、文化六年淺岡彦四郎等檢地すと云、

高札場二ヶ所一は東の方にあり、  
小名 二本松 中井 一市 宮谷戸 下原 和田 下  
日影 下郷 荒田 寺家 玉壺 根際 中野 猿澤  
都幾川 村の西にあり、  
幅十七町餘、

玉壺川

村の中央より少く北の方にあり、幅五六間、此川に土橋を架す、其橋下に玉壺と稱する淵あり、僅なる所なれど、其深きこと量るべからずと云、

春日社

村の鎮守とす、慶安二年社領五石一斗の御朱印を賜ふ、當社は貞和三年の勸請なりといへど、正き證はなし、社は山上にありて、社前に古松など繁茂せり、麓に少き並木あり、此邊に古木多し、傍を玉壺川流る、其兩岸皆岩石なるがうへ、川の中にもこゝかしこと、大石さし出たれば、流水これにせかれ、屈曲して流る、さまざま、社前より望むに尤勝景と云、  
別當 慈眼寺 新義眞言宗、入間郡越生法恩寺末、開山朝算は寛永八年示寂す、

山神社

愛宕社 以上の二社、村民持、

光明寺

新義眞言宗、入間郡今市村法恩寺末、音無山と號す、慶安二年寺領五石五斗の御朱印を賜ふ、本尊不動は長一尺七寸許脇土あり、又傍に藥師の像を安ず、共に弘法大師の作なり、開山は榮道と云、示寂の年代詳ならず、天正十八年前田利家が出せし制札を藏す、其文左の如し、

禁制 武藏國妙覺郷 光明寺

一 當手軍勢甲乙人等濫妨狼藉事、

一 放火事、

一 對地下人百姓等非分之儀申懸事、

右條々堅令停止訖、若於違犯之族者、忽可被處嚴科候旨、依仰執達如件、

天正十八年五月日

筑前守印

音無明神社 住吉明神を祀

龍福寺 禪宗曹洞派、入間郡龍ヶ谷村龍福寺末、玉壺山と號す、本尊釋迦、傍に十六善神の像あり何れも古物と見ゆ、寺記を閲るに藤原盛吉と云もの、當所の勝地なるを見て、熊野權現・辨財天等の四社を爰に勸請し、其後一寺を建立して、龍腹寺と名づく、是則當寺のことなり、其年歴等詳ならず、或は天平年中のことといへど信ずべからず、それより遙の星霜を経て漸く衰微せしを、本寺十四世の僧良賀中興す、此時寺號の文字を今の如く改めたり、良賀は慶長十九年正月二十八日寂す、又古へ智光禪師當寺に住せしことありと云、此寺記は寶永二年當山の住僧邑堂の書せし物にて、もと佛像の中より出し、舊記に據て書せしとあれど、其舊記は失ひしや今は傳へず、盛吉がごとく總て詳ならず、村内に此人の居住せしと云疊蹟 鐘樓 寛文十一年に鐘 熊野社 秋葉社 辨財

天社 此社はもと、寺の前に池ありて、其中に鎮座せしが、後神社門内に移して池は埋たり、神體運慶の作と云、以上三社は當寺建立より先に、勸請せし四社、彌陀堂 本尊は行基菩薩の内なり、殘る一社は廢せしと云、

尺六寸許、此堂の背後に古碑一基あり、庚申四月十六日とのみ見えて、其餘の文字漫滅して讀べからず、是は相模國大磯の遊女虎が、曾我十郎祐成の爲に建し碑なりと云、されど其頃の物とも見えず、恐らくは附會の説なるべし、



龍藏寺 水月山と號す、前と同寺の末なり、本堂釋迦を安ず、十六世の住僧鶴峯聚孫、今宮權現社、神明社、雷電社

松月寺 是も前と同末寺なり、壺中山と號す、藥師を本尊とす、鐘樓の鐘を掛く、稻荷社

玉泉寺 玉川寺とも書せしと云、新義眞言宗、入間郡今市村法たりしを、近き頃一寺となせし由傳ふれど、今住僧もなければ詳なることを知らず、本尊不動を安ず、

慈眼寺 同宗同末にて、是も玉壺山と號す、開山朝算、淺間社、神明社

龍法寺 禪宗曹洞派、五明村圓通寺の末、大慈山と號す、本尊釋迦を置り、此寺も昔は庵室にして、玉泉庵と號せし由、起立せしは華岩曇桂と云僧なり、弘治二年示寂す、それより遙の後本寺四世の僧正萬國傳、中興して一寺とせり、此僧享保十二年示寂す、白山社

清寶院 當山派修驗、江戸青山風閣、藥師堂村民

壘跡 小名堀ノ内にあり、四方四十間許の所にて、今は陸田と號す、なりたれば、土居の遺形四方にあり、爰は龍藏寺を開基せし藤原盛吉の居墳なりと云、此人俗名を左京と呼しと云傳ふるのみ、年代等總て詳ならず、此壘蹟より古鐵など掘出す

ことまゝ、ありと云、

陣屋蹟 村の乾にあり、文祿の頃建し御代官の陣屋蹟なり、其ころは中川某居れりと云、元祿年中廢す、

○五明村 五明村は郷庄領の唱詳ならず、村名は村の形扇に似たればかく呼べりと云へど、恐くは文字に據て牽強せし説なるべし、民戸九十、東は玉川郷に界ひ、西は日影村にて、南は本郷村、北は下里村に及び、東西十一町、南北十三町、天水場にて動もすれば早損すと云、江戸への行程前村に同じ、御打入の後久しく御代官なりしが、明和元年清水殿の領地となり、其後又寛政七年上りて御料所に復せり、檢地は寛文八年坪井次右衛門改定す、寛政六年僅の新田を開きしが、それをば其年檢せしと云、

高札場 村の中程、小名 中野 小山 栗ヶ谷 田中 横道 赤坂 新井 栃

白石明神社 祭神詳ならず、一に栃ノ宮と云、小名栃と云、所に鎮座あればかく唱へり、村の鎮守とす、中本明神社 是も祭神を傳へず、

雷電社 以上三社、村民持、醫王山と號す、禪宗曹洞派、入間郡龍ヶ谷村龍藏寺末山なり、相傳ふ往古田村麻呂東夷征伐の時、當寺に詣

今子孫吉良中務平岡石見守が知る所なり、養福寺 禪宗臨濟派、平村靈山院の末、關妙山と號す、如意輪觀音を安ぜり、

○田中村 田中村は東西十六町餘、南北二町許、東は番匠村にて、南は關堀、桃木の二村に錯り、西は平村、北は都幾川を隔て本郷村なり、郷庄領の唱へ江戸への里數は前村と替らず、家數三十餘、爰も用水は都幾川の水を引沃げり、御打入の後御料所たりしが、元祿九年金田周防守に賜はりしより相續して、今は子孫主殿が知る所なり、檢地の年代前村と同く、曾根五郎左衛門糺せり、高札場 村の南に、小名 藤坂 市ノ川 田中 石原 瀧山 都幾川 川幅廣狭あり、

布御前社 祭神詳ならず、村持、圓正寺 長慶山と云、禪宗曹洞派、入間郡龍ヶ谷村龍藏寺末、開山は本寺二十二世の僧大學佛海なり、寛文四年四月二十四日化す、本尊正觀音を安ぜり、

白山社 閻魔堂、建剛寺 古へは見郷寺と書せり、本山派修驗、入間郡西戸村山寸許、行基菩薩の作なり、

藥師堂 塔頭 華藏院

○關堀村 關堀村は妙覺郷大河原庄玉川領に屬す、江戸への里數前村に同じ、民戸二十餘、東は馬場村に界ひ、南は瀬戸村に並び、西は桃木村にて、北は田中村なり、東西三町、南北二町許、用水は平村にて、都幾川の水を分流し來りて村内の水田へ灌げり、御入國の後正保の頃は御料所にして、寛文八年時の御代官深谷喜右衛門檢地せり、其後寶永七年吉良左兵衛督・平岡和泉守に賜はり、

て軍の勝利を祈願せしことあり、其頃は大本寺にして寺領も若干ありしと、されど田村麻呂東夷を征せしは、延暦年中のことなり、當寺の開山僧玉泉は、永正七年二月五日示寂すといへば、年代遙に違へり、其妄説なることを知るべし、此寺古は天台宗にて、正法山三寶院と號せしが、古戦争の世に遇て衰微せしを、慶長年中龍藏寺十五世の住僧、朝谷是叡中興して今の宗に改む、此僧は同き七年十一月廿四日化す、その後慶安二年寺領五石五斗の御朱印を賜へり、本尊十一面觀音を安ず、外に藥師の像あり、是は行基菩薩の作と云、又本堂の背後に銅佛の彌陀、長二尺許なるを安置す、此像の銘に寛正四年癸未四月十五日作之、大且那藤原朝臣□□、大工實吉とあり、朝臣の下は經宣の二文字と見ゆれど、減して定かならず、寺僧の語に、此像は下青島村の城主、高瀬彈正高廣と云し人の寄附なりと云、されど下青島村に、城壘のありしこと云も傳へざれば、寺僧の説疑ふべし、此彌陀、鐘樓もと小の傍に正觀音一軀あり、聖徳太子の作なり、

川村彌陀堂に掛しものなり、故あ 諏訪白山荒神稻荷合社、りて安永八年爰に移せりと云、



舊家者東吉

村の名主なり、氏を市川と稱す、家系一巻を傳へり、其祖先は新羅三郎義光の男、市川別當刑部卿阿闍梨覺義なり、此人帶刀先生義賢の味方として、大藏の館に有しが義賢討れし時、其家臣馬場兵衛次郎頼房、同源次郎頼直等、七人と共に當所に落來りて居住す、覺義の子二人あり長男は覺光と云、甲斐國市川寺の別當となれり、二男小十郎俱義は父と共に爰に住す、夫より數代の後市正教光と云し者元弘二年新田義貞に屬し、鎌倉合戦の時由比の濱にて討死す其子五郎忠光は新田義興に従ひ、當國矢口の渡にて戦死せり按に〔太平記〕等に教光がことは所見なし、五郎は延文元年十月十日竹澤右京亮良衛等が爲に、義興矢口の渡にて自殺せし時、從者十三人(或は十二人と云)の内なり、此人及び土肥三郎左衛門・南瀬口六郎三人は水底を潜り、向の岸に至りて敵多く討取、遂に戦死すとあり、又〔異本太平記〕には市川五郎右衛門と載たり、忠光討死せしかば、其弟十郎正光父の家を繼で當所に住す、此人より七代の後、重右衛門光治は甲斐國武田家の旗下に屬して、其國に移住し後に伊賀守受領す、其子重右衛門も後伊賀守と云、信玄より諱の一字を賜はり、信治と名乗り、天正三年同國重時にして戦死せりと云、されど其頃のものに伊賀守がこと所見なし、但勝頼滅亡の時、市川十郎右衛門と云者、同國古府中にて誅せられしこと見えたり、伊賀守が初名重右衛門と云によく似寄たれば、もししくは此十郎右衛門は、すなはち伊賀守が一族となるも知るべからず、信治の子美作守忠治は、横見郡松山の城主上田能登守に屬す、其子志摩守治本は、松山の城にて戦死せり、其年月等詳ならず、是より子孫當村の土民となり、數代にして東吉に及べりと云、又祖先覺義より五代十郎右衛門喬義の時、義賢の靈を祀りしこと家系に載たれど、それは馬場村舊家の條に辨じた

れば爰に略せり、

○桃木村 桃木村は郷庄領の唱へ、及び江戸への行程、檢地等皆前村に同じ、東西二十町、南北六町許、東は關堀村に隣り、南は瀬戸村、西は平村、北は田中村に接す、當村も都幾川の水を引て、用水となせど旱患あり、民戸三十餘、御入國の後御料所たりしが、前村と同時に金田周防守に賜はりしより今に替らず、高札場村の南にあり、

小名 根きは うち澤 山口

はぢ山 村の西にあり、村内總て山々多き内に此山わきて高はぢ山 し、はぢの木など多く生る故、かく名づけしにや、八幡社 妙覺郷八ヶ村の鎮守とす、神體木の立像にて、聖徳太子の御作と云、社傳の書に、當社は延暦二十四年の勸請なり、其後遂に星霜を経て建久四年右大將頼朝社領若干を寄附せしめ所願所とせりと、其頃は末社九十餘宇ありて、頗る繁榮せしが、天正十八年八月丙丁の災に罹りて、社頭ことく焼失す、其後寛永二年再び造營せしと云、此書は近き頃記せしものにて信じ難けれど、社地のさまなど古き鎮座なるべく見ゆ、本社の方の僅なる池あり、御手洗とす、此水いかなる早にも潤 別當 妙覺寺 本山修驗、入間郡西戸村山本坊配下、林才山宮本坊と號す、本尊不動は智證大師の作、長七寸許、開山廣山盛阿法印は、弘仁三年八月十三日寂す、開山より文明頃まで、十三世の僧名を記せしものあれど考證とすべきことなし、此邊の郷名を妙覺と唱ふるは、當寺

より起りし由寺僧は云へど、此寺もとは明王院と號せしを、近頃妙覺と改めしことなれば、此寺かへりて郷名の字をとりしこと知べし、境内に陶物の藥師あり、小なる石の龕に安ず其傍に椽の大木あり、地上より二尺許上に、口の徑二寸程なる穴あり、其中に冷水涌出す、眼を患ふる 寶物 愛染像者此水をもて洗ふ時は、必驗ありと云、 一 軀 春日の作と云、長二寸許、右大將頼朝の 鐘樓 延寶六の鐘な 寄附せし由、云傳ふれど信じがたし、 地蔵堂 尺許、行基の作と云、今本堂に置り、 臨濟宗、瀬戸村校圓寺末、桃 地蔵院 林山と號す、本尊地蔵なり、 大日堂 村民

○平村 平村は江戸より十七里餘、庄領の唱前村に同じ或は都幾庄ともいへり、郡内に妙覺八ヶ村と唱るものありて、かの妙覺郷に屬する地、八ヶ村あるよしを傳ふれど、此村は其内にいらす、されど村内多武峯觀音堂鰐口天文五年の銘に、妙覺郷平村とあれば、元は八村にもかぎらず、此村もかの郷に屬せしこと知らる、村の四境、東は桃木・別所の二村より、南へ亘りて大附村に境ひ、南は麥原村及び秩父郡桐平村に接し、西も同郡大野・七重の二村にて、北は當郡雲瓦・上古寺の二村なり、東西一里餘南北二里に足らず、西南は山々高く聳へ、秩父郡の山岑に續けり、當村正保の頃は御料所にて、寛文八年會根五

郎左衛門檢地せり、其後元祿十五年牧野某に賜ひ、今子孫大和守知る所なり、高札場村の中程

小名 男ヶ野 女ヶ野 此二名のことは、都 奥畑 入澤 曲谷 狼穴 上ノ臺 八木成澤

慈光山 往古より觀音安置の山なれば、慈光の名を得たりしならん、山上よりの眺望殊によくして、東には筑波山を望み、東南は江戸を打越て、安房・上總の山々を見渡し、西は秩父ヶ岳及び淺間山連り、近くは郡内笠山・雲瓦の山々手にも取べきさまにて、勝景いふばかりなし、山上に輿地峯遠一山など名を得し所あり、及び彼笠山の内なる見性山を合せて、慈光の三山と稱すと云、當山舊蹟のことは、下文慈光寺の條にしるせり、

多武峰 村の南の方なり、上に五輪の塔あり、村内修驗、福聚寺の持將軍塚と云、里人の説に大藏冠鎌足の墓なりと云、是は大和國多武峯の名によりて、かゝる事をもいひ初しなるべし、且碑面に文字などもあらざれば、いかなる人の碑なりや、其年歴をも考ふべからざれど、舊きものなることは疑ふべからず、此外鐘嶽と云あり、是は當時右大將頼朝納められし鐘を掛し 所なりと云、

飯盛山 東南の方なり、金毘羅の社あり、慈眼院の持、荒さく山 西南の方 風早山 西北な



慈光山觀音圖



地獄山 東南にて、飯盛山に續けり

大つく山 南側にあり

都幾川 慈光寺の山間より流れ出づ、彼山の名則都幾と唱ふる故、此名起れりと、されど此流かしこより出るのみに非ず、秩父郡大野村の山間より出る清水も、當村にて都幾川へ合して、東の方桃木村へ沃げり、川の兩邊は岩石をもて疊る如く、殊に小名土あいといへる所に至りては、岩石峙ち立て、水底へは一丈、若くは二丈許と思はるゝ處あり、涯下はことごとく石川にて、水中に鏡石・泥障石・又龜石など其名を負る大石、いくつともなく突出し、水勢も石にせかれて、自在に流ることを得ず、左に分れ右に合し、岩石に激する音は嘖嘖して、人語も聞わくべからず、其波碎けて散亂すれば、天晴るゝも霧中に坐するが如く、九夏といへども炎熱の苦を知るべからず、かゝる奇怪の勝地は近郷さらに見ざる所なり又此川の南に男ヶ野岩と呼び、北方の山には女ヶ野岩と唱ふる石あり、是雌雄の龍すみし所なればかくいへりと、昔年七月十五日に彼雌雄此川に出しことあり、是を見るものは災を蒙るとて、今日には樵夫漁老も此邊に至ることを禁ずと云大堰 都幾川へ蛇籠を伏せ、桃木村の方へ分水すれども、動も分水の幅僅に六尺許、此所南北に山を負ひ、中間一條の水流れ來れるさま、佳景云ばかりなし

山王社 村の鎮守なり、當社は帶刀先生義賢討し後、その臣村の荻久保氏、腰越村の加藤等の、先祖まつりて鎮守とせりと、山王の神像を彫りし板あり、年代は記さざれど舊きもの

都幾川大堰圖



なるべし、されど此板を神體なりと傳ふるは覺束なし、天福元年十一月廿六日始て神事を行ひしより、今も流鏑馬をもて例祭となせりと、末社 天神社 十善神社 神主吉田上總 近來神主となりしものにて、元は社守な八幡社 村持下 諏訪社 同、 稻荷社 愛宕社 神明社 八王子權現社 第六天社 熊野社 二字 山神社 二字 慈光寺 慈光山の上にあり、麓より登ること九丁餘なり、當寺享釋書「本朝高僧傳」等を按に、釋道忠鑑眞和尚を戒師と爲て、律嚴密を持し、鑿眞の弟子持戒第一と稱す、或は東州に導ぶ、武州慈光寺を建て第一祖と爲り、遐邇德に歸すと是なり遷化の年月は傳へざれど、又「釋書」に釋圓澄は、武州埼玉郡の人にして、寶龜二年に生れ、十八歳にて、道忠菩薩に事ふとあれば、其年歴も大抵推て知らる、當寺昔は大伽藍にして、何の頃よりか、密・禪の三宗を兼學せしと云、治水の頃は右



大將頼朝の祈願所となり、寺領寄附ありし等の事は、〔東鑑〕にも見えたり、其文下に出ず、それより後漸々衰微に及びて昔のさまもなかりしを、天正十九年村内にて、寺領百石の御朱印を賜ひ、其後東叡山の末となりしより、再び舊觀に復せり、今縁起一卷あり、當寺開基以前白鳳中に、役小角始て此山に登り、又釋慈訓も久しく爰に住し、及び廣惠開基の後、傳教慈覺打續きて住せし由を云へど、此こと〔釋書〕等に載せざれば疑なきにあらず、ことに此縁起は近年の集録にして杜撰の説まゝ見えたれば、悉く採録すべからざるを、又右大將頼朝の願文及び寄附狀あり、左の如し、

武藏國比企郡慈光山

一今度頼朝下向奥州爲于泰衡追伐、日來禮敬之愛染王奉送于慈光山以是爲本尊、可抽奥州征伐御祈禱旨、被仰舍別當嚴耀并衆徒等候訖、當寺者本自所有御歸依也、去治承三季三月二日、于豆州遣信濃守盛長、令鑄洪鐘令寄進、割付署名於件鐘面所也、運増武素願成就仕令還府、本國鎌倉者、爲御報賀重令寄附佛供燈油、免可爲一山、神社佛閣再興旨執達願文仍如件、

文治五年六月廿九日 謹言源頼朝(花押)

武藏國比企郡遠一山

慈光寺天台別院

伊豫守頼義御願依爲御寺令再興訖、并天下之諸役神役等、重寄進申由之事、兩江兩谷津田畠合千貳百町永無相違之狀、仍如件、

建久二年

鎌倉之右大將頼朝(花押) 承仕七人

衆徒七拾五坊

前に載る文治の文書は〔東鑑〕文治五年六月廿九日の條に載る所の文に、同くして恐らくは、後世此文によりて、修せしものと思はる言葉のさま、是を其書に合せ考るに、全くうけかひがたきこと多し、又〔東鑑〕同年十月廿二日戊申、被送愛染明王御供米、於慈光山云々、又建久三年の條五月八日己卯、法皇四十九日御佛事、〔中略〕僧衆武藏國慈光寺十口とあり、これ等によれば古より大寺にして、連綿たること知るべし又建久二年の文書は〔東鑑〕等に更に沙汰なきことなり、ことに千二百町の田畠を、寄進せしと云も信用しがたし、當寺二十七世嚴耀は、秩父下野守平重綱の弟にして、畠山次郎重忠の大伯父なり、されば境内に重忠の墓其外名將の古墳なりと寺僧の傳ふるもの許多なれど、これを見るに僧侶の碑或は供養塔、若くは逆修の碑と思はるもの多し、寶物 東照宮御畫像一軸 大猷院殿の御筆にして、天海僧正讚し奉れり、語は左に載す、

東照三所大權現

諸佛救世者

爲悅衆生故

住於大神通

現無量神力

大般若經百廿一卷

緣起云、貞觀十三年三月、前上野國權大は六百卷ありしと、又和銅元年多治比真人羊書寫の物ありしといへど、今それとおぼしきものなし、住僧の考には小水麻呂の書せしと云中に、料紙もことにして、且文字の體もおなじからざるものあるは、羊太夫の手に成りしならんといへど別に與書等もなく、證とすべきことなければ、おぼつかなし、彼小水麻呂書寫の卷末に記せし文、左の如し、

无灾殃而不消、无福樂而不成者、般若之金言眞實ノ

妙具、被稱諸佛之父母聖賢之師範也、所以至誠奉寫

大般若經一部六百卷、三世大覺十方賢聖、咸共證明

我現當之勝願必定成就、貞觀十三年辛卯三月三日、

檀主前上毛州權大目、從六位下安倍朝臣小水麻

呂、

一品經三十二卷 經文の軸は赤銅な、こにて、唐草の高彫、標題も赤銅にて文字を打出せり、紺紙・金

泥・銀泥・白紙・墨跡品々あり、書寫の次第左の如し、

序品 御所

方便品 五條大

譬喻品 仁和寺

信解品 宜秋

藥草喻品 別當

授記品 妙高院

化城喻品 禪林寺

五百弟子品 左大

人記品 法性寺

法師品 禪林寺

新編武藏風土記稿卷之百九十二 比企郡之七

寶塔品 十樂院

勸持品 如意

湧出品 太政

分別功德品 法性寺

法師功德品 九條

神力品 東光院

藥王品 壹殿

觀音品 東御

嚴王品 おとゝ

普賢經 寶壽

阿彌陀經 姫君

目數參拾貳卷

文永七年十一月廿日 註之

右經卷の内紛失せしを、書

補ありしもの左の如し、

方便品 伏見國頼親王の妹若田鶴宮

藥草喻品 前大覺寺大樂心院

安樂行品 徳川中納言宗武卿女侍姫

提婆品 吉祥

安樂行品 大原

壽量品 二位

不輕品 持明院

隨喜功德品 法性寺

囑累品 春日

妙音品 嵯峨

陀羅尼品 大原

無量義經 芝上

勸發品 幸御

般若心經 堀川大



分別功德品 本近衛右大臣從一位經熙公  
妙音品 德川中納言宗武卿女定姫  
勸發品 未伊豫州松山侍從源定國

法螺 一後小角が用ひしものなりと云、古物とは、五鈷 慈覺の用ひしものと云、金減金にて古、獨鈷 三鈷 羯磨 輪色なり、以下五品、共に同じ、獨鈷 三鈷 羯磨 輪寶 鈴四押の如きもの見ゆれば、定かならず、

仁王門跡 燒失して、今は、藏王社 寺名の條に出せし神鏡昆沙門堂 八社權現社 一山守護の社なり、明應年中の歸口今その器は失ひ、銘文のみを存せり、左の如し、

武州郡幾山慈光寺八所權現歸口  
明應七天戊午十一月廿六日 大工家吉敬白

山神社 觀音堂 坂東札所第九番千手觀音にして、春日の作の像を安ず、これは畠山重忠が、身の丈とひとしければ、重忠丈鏡の本像といへど、由來詳ならず、外に廣惠の像を安ぜり、釋迦堂 往古の堂は、右大將賴朝の建立し玉ひしなりとの諸國を經歷し、諸人の勸化をもて再、開山塔 形寶篋塔の如建すと云、其僧の碑今も山内にあり、開山塔 形寶篋塔の如たくみを極めり、飛驒 鐘樓 鐘の銘文左の番匠作れりと云、

奉治鑄 六尺推鐘一口  
天台別院慈光寺

大勸進遍照金剛深慶、  
善知識入唐沙門妙空、  
大工 物部重光、

寛元三年乙巳五月十八日  
願主權律師法橋上人位榮朝

按に【東鑑】文治五年六月廿九日の條に引て云、去治承三年三月二日伊豆國より、藤九郎盛長を御使として、洪鐘を鑄さしめ、御署名を件の鐘の面に刻まれ、慈光山にをさめられし由載せられたれば、此鐘もしくは改鑄なるにや、されど寛文三年は治承三年を去ること、僅に六十六年なれば、女人堂の上り自ら別に造りし鐘なるも知るべからず、  
彌陀を安ず、  
塔頭 靈山院 拈華山と號す、慶安二年寺開山榮朝始め慈光寺の住職たりし時、當院を創し、其後上野國世良田長樂寺を開基して、彼寺に移住し、寶治元年九月廿六日寂せり、かゝる因にや、今も慈光寺の塔頭なれど、長樂寺の末に屬せりと云、又慈光寺は元三學兼帯にして、後今の如く天台宗となり、長樂寺もしかなれど、尙當院 東朗庵もは古を退て今も濟家なり、本尊釋迦を安置す、  
濟家なり、開山榮覺天永二年八月十二日寂、天徳庵 觀音を中興開山祖岩、慶安三年九月廿四日化す、  
寶聚庵 此庵以下は天台宗を奉ぜり、開山大略、寶樹坊徹貞觀二年九月六日示寂、本尊地藏、

冠石

全長寺 臨濟宗にて、慈光寺塔頭靈山院の末、普門山と號す、本尊藥師をあんず、開山良空正嘉二年八月十日示寂、愛宕社 此外藥師堂

正法寺 釋迦、此外鏡面に千手觀音の像を鑄出せしものあり



觀音免として、慶安二年賜はれり、堂上に天文五年の歸口を掛く、其圖上に載す、

虚空藏堂 村民の持、  
地藏堂 二字  
觀音堂 二字  
阿彌陀堂  
十王堂

開山賴憲と云、本尊不動、井上坊 不動坊 此も不動 中ノ坊

本尊 阿彌陀堂 淨土院と號す、念 鐘樓 元祿八年鑄造 西

藏坊 密宗を奉じたる坊なりしが、元祿年中廢して未だ再建ものありて、千日の護摩を修し、斷食して化せし由、(元亨釋書)に見えたり、七井 共に靈水なる名は左に載す、其外七木、七谷、七石等あり、

阿迦ノ井 獨古ノ井 月ノ井  
和田ノ井 丹花ノ井 星ノ井  
塔ノ井

七木 立返り柳 五葉ノ松 椎樫  
八重櫻 天狗杉 大柏  
一もともみ

七谷 菩提澤 芭蕉谷 付法谷  
毘廬澤 東谷 北谷  
西谷

七石 信濃石 枇杷石 男我石  
女我石 冥官石 童子石



藥師堂

不動堂 前に鳥居を立つ、宮不動  
不勳堂と唱へり、由来詳ならず

○別所村 別所村は妙覺郷に屬し、江戸より十六里を隔つ、庄名領名及び檢地等前村に同じ、民家二十餘、東は本郷・田中の二村に隣り、南は田中村、西は平村及び雲瓦村に續き、北は日影村なり、爰も天水場にて早損多し、御打入の後久しく御代官所なりしを、安永年中島田虎之助に賜はり、今も其子孫藤十郎が知る所なり、  
高札場 村の中程

小名 猿田 中井 深田 内手 殿屋敷  
都幾川 村の南の方

八劔明神社 村の鎮守にて月窓寺の持なり、當社は經木前司吉記せり、此吉信が事蹟年代等詳ならず、思ふに埼玉郡に常木村あり、文字は違ひたれど、もしくは彼所を指揮せし人なるも知るべからず、又此社造立の年歴も定かならざれど、天正の棟札に再建の由見ゆれば、古社たることは論なし、棟札の文左の如し、

奉建立劔大明神 御宮殿 諸願  
天正十六年戊子十一月吉日 本加藤華人

裏

此明神經木前司吉信公現劔明神給也  
天正十六年戊子十一月吉日  
別當都幾山月窓寺 加藤華人宗正中興

此に記せし加藤華人宗正も、いかなる人なりしにや、其傳を失へり、按に田中村の舊家東吉が家系に、帶刀先生義賢討れし後、其家名の此邊に落來りて、住するもの八人あり、其内に加藤内藏助貞明と云もの見えたり、宗正は此人の子孫なるにや、今腰越村に加藤氏の土民あれど、是も其先祖のこと詳ならず、

十二御前社 祭神詳ならず、村民持

月窓寺 禪宗曹洞派、入間郡龍ヶ谷村龍釋寺末、別所山と號す、本尊釋迦を安ぜり、開山は本寺三十世の僧益榮、正徳五年正月十日寂す、

教寶院 當山派修驗、入間郡川越領小久保村、教寶院教法院の配下なり、不動を本尊とす、

藥師堂 平村慈光

○雲瓦村 雲瓦村は正保及び元祿の改には雲河原と書せり、後何の頃か今の文字に書替しと云、大河原郷都幾庄玉川領に屬して、江戸より十七里の行程なり、家數四十、東は別所村、南は平村、西は古寺村にて、北は日影村なり、東西十町、南北六町許、御入國の後は御料所にして

其後元祿十五年牧野某に賜はり、今子孫大和守知行せり、

高札場 村の南にあり

小名 上 下

雷電山 村の南の方、平村の境にあり

芝宮明神社 村の鎮守なり、祭神は詳ならず、村持、

山神社 同

新編武藏風土記稿卷之百九十二之終



新編武藏風土記稿 自卷之百七十一至卷之百九十二 要目

卷之百七十二	田波目村	大谷木村
入間郡之十六未勘	惠眼寺	飯森山
駒寺新田	法雲寺	寶福寺
清蓮寺	西福寺	舊家者與兵衛
四日市場村	重勝庵	阿諏訪村
玄蕃分	正信庵	瀧谷山
高麗川	稻生某陣屋跡	阿諏訪川
諏訪社	河村某陣屋跡	雷電社
觀音寺	葛貫村	大行寺
舊家者甚右衛門	大石佛	瀧野入村
市場村	住吉社	桂木山
葛川	宿谷村	毛呂川
北根川	瀧	行藏寺
三島社	不動堂	高福寺
滿願寺	妙覺院	舊家者和藤次
市場新田	舊家者權左衛門	上野村
下河原村	權現堂村	聖天社
延命寺	熊野社	醫王寺



萬藏寺	一五
多門寺	一五
卷之百七十二	一六
入間郡之十七未勘	一六
毛呂本郷	一六
妙玄寺	一六
開基毛呂顯季妻墓	一六
毛呂土佐守顯季陣屋跡	一六
堀籠村	一八
馬場村	一八
圓福寺	一八
平山村	一八
法眼寺	一八
長瀬村	一九
塚場	一九
福正寺	一九
小田谷村	一九
長榮寺	一九
前久保村	一九
八幡社	一九
等覺院	二〇

泉乘寺	二〇
川角村	二〇
崇徳寺	二〇
八幡社	二〇
南藏寺	二〇
淨光寺	二〇
舊家者孫太夫	二〇
玉林寺村	二〇
塚原	二〇
苦林野古戰場	二〇
大久保村	二〇
古碑	二〇
舊家者久米右衛門	二〇
大類村	二〇
鎌倉道	二〇
小用村	二〇
苦林村	二〇
成願寺村	二〇
成願寺	二〇
舊家者平三郎	二〇
欠野上村	二〇

高麗川	二六
卷之百七十三	二六
入間郡之十八入西領	二六
善能寺村	二六
善能寺	二六
牛久保	二六
大塚村	二六
道場坂	二六
石上社	二六
全徳寺	二六
屋敷跡	二六
峰村	二六
堀籠村	二六
大法寺	二六
阿彌陀堂	二六
新堀村	二六
金山社	二六
大福寺	二六
塚崎村	二六
中里村	二六
戸口村	二六

高麗川	三三
她口神社	三三
龍福寺	三三
新ヶ谷村	三三
高麗川	三三
越邊川	三三
萬福寺	三三
舊家者藤吉	三三
和田村	三三
吉祥寺	三三
澤木村	三三
金子屋敷蹟	三三
金田村	三三
今西村	三三
北淺羽村	三三
越邊川	三三
八幡社	三三
滿福寺	三三
舊家者與市	三三
竹之内村	三三

長岡村	四〇
彌陀塚	四〇
泉福寺	四〇
小山村	四〇
三福寺	四〇
舊家者勘次郎	四〇
卷之百七十四	四〇
入間郡之十九越生郷	四〇
今市村	四〇
倉田	四〇
栗坪	四〇
枋島	四〇
上臺	四〇
越邊川	四〇
法恩寺	四〇
正法寺	四〇
越生四郎左衛門屋敷跡	四〇
箕和田村	四〇
舊家者藤太郎	四〇
西戸村	四〇
慶龍寺	四〇

如意村	五〇
赤井川	五〇
堀ノ内	五〇
熊野社	五〇
如意寺	五〇
常福寺	五〇
和田村	五〇
春日社	五〇
興禪寺	五〇
龍臺寺	五〇
藤原季綱舊跡	五〇
黒岩村	五〇
越邊川	五〇
長徳寺	五〇
津久根村	五〇
高藏寺	五〇
小杉村	五〇
天神社	五〇
建康寺	五〇
太田道灌邸跡	五〇
卷之百七十五	五〇



入間郡之二十越生郷	三三
大満村	三三
越邊川	三三
黒山村	三三
おかみ山	三三
かはぶり峠	三三
男瀧女瀧	三三
黒山川	三三
熊野社	三三
全東院	三三
長常院	三三
龍ヶ谷村	三三
羅漢山	三三
龍穩寺	三三
上谷村	三三
上殿川	三三
常願寺	三三
堂山村	三三
田代河原	三三
最勝寺	三三
東福寺	三三

伽藍跡	三三
鹿下村	三三
沼	三三
大行院	三三
成瀬村	三三
高房山	三三
諏訪社	三三
妙見寺	三三
大谷村	三三
卷之百七十六	三三
高麗郡之一	三三
郡圖	三三
總説	三三
和名鈔所載合郷二	三三
上總	三三
高麗	三三
廣瀬	三三
中古所唱郷庄	三三
高麗郷	三三
加治郷	三三
勝呂郷	三三

春原庄	三五
今所唱郷庄領	三五
霞郷	三五
廣谷郷	三五
日影郷	三五
下我野郷	三五
加治領	三五
松山領	三五
武藏野新田	三五
日和田山	三五
高麗川	三五
入間川	三五
中藤川	三五
小畔川	三五
成木川	三五
高麗原	三五
村市所出	三五
卷之百七十七	三五
高麗郡之二	三五
唐竹村	三五
入間川	三五
四十八曲嶺	三五

白髭社	八九
寶性寺	八九
赤澤村	八九
妙見社	八九
圓福寺	八九
勝輪寺	八九
金錫寺	八九
舊家者里正彌五郎	八九
中藤村上郷・中藤村中郷・中藤村下郷	八九
中藤川	八九
天神社	八九
大正寺	八九
圓通寺	八九
藥師堂	八九
原市場村	八九
山王峠	八九
聖天淵	八九
白髭社	八九
西光寺	八九
醫王寺	八九
上赤工村	八九

入間川	三三
東演寺	三三
下赤工村	三三
雨乞場	三三
上直竹村	三三
御林山	三三
直竹川	三三
富士山	三三
光全寺	三三
石灰	三三
下直竹村	三三
長光寺	三三
德藏寺	三三
苜生村	三三
苜生川	三三
長尾峠	三三
赤根峠	三三
長昌寺	三三
小岩井村	三三
入間川	三三
長泉寺	三三
寶泉寺	三三

曲竹村	九
中藤川	九
卷之百七十八	九
高麗郡之三	九
小瀬戸村	九
入間川	九
藥淨院	九
屋敷跡	九
觀音堂	九
大河原村	九
鐵淵	九
長壽五兵衛	九
舊家忠兵衛	九
上畑村	九
成木川	九
下畑村	九
成木川	九
金蓮寺	九
長壽者	九
久須美村	九
白髭社	九



東光寺	104
舊家辰五郎	104
永田村	104
萬福寺	105
飯能村	105
多峰主山	107
入間川	107
鐵淵	107
屋敷跡	107
諏訪明神社	107
能仁寺	108
觀音寺	111
西傳寺	111
舊家又右衛門	111
久下分村	111
本明院	111
矢下風村	111
淨心寺	111
前ヶ貫村	111
大運寺	111
岩淵村	111
觀喜寺	115
妙圓寺	115
岩井堂	116
落合村	116
西光寺	116
卷之百七十九	117
高麗郡之四	117
阿須村	117
阿須ヶ崖	117
長澤寺	118
聖學院	118
佛子村	118
入間川	118
金子坂	119
蛇叢石	119
高正寺	119
舊家者百姓四軒	120
上岩澤村・下岩澤村	121
入間川	121
白髭白山唐土明神合社	121
見光寺	121
笠縫村	123
正願寺	123
川寺村	123
奥ヶ谷	123
入間川	123
神明社	123
顯成寺	123
大光院	123
眞能寺村	123
廣渡寺	123
心應寺	123
中山村	124
前田	124
堀米	124
高麗坂	124
屋敷迹二ヶ所	124
陣屋迹	124
丹生社	124
天満宮	124
八幡社	124
智觀寺	124
古碑	124

中居村	119
寶藏寺	120
旗立松	120
青木村	120
力石塚	121
泉ヶ城跡	121
泉ヶ井	121
鹿子木	121
舊家者内藏助	121
雙柳村	121
こめ塚	121
秀常寺	121
野田村	121
長徳寺	121
圓照寺	121
舊家者新左衛門	121
築地新田	121
卷之百八十	121
高麗郡之五	121
篠井村	121
根笹井	121
瀧	125
屋敷跡	125
觀音堂	125
藥王寺	125
宗源寺	125
根岸村	125
明光寺	125
上廣瀬村	125
廣瀬神社	125
禪龍寺	125
信立寺	125
正覺院	125
霞ヶ關	125
七枝松	125
下廣瀬村	125
長壽者	125
柏原村	125
入間川	125
溜井用水	125
岩跡	125
岩跡	125
古塚	125
白髭社	125
觀明神社	125
永代寺	125
西淨寺	125
常樂寺	125
圓光寺	125
舊家者武兵衛	125
舊家者庄兵衛	125
安比奈新田	125
蘆荻場村	125
溜池	125
永昌寺	125
上川崎村	125
普門寺	125
下川崎村	125
平松村	125
小久保村	125
山王ノ松	125
下加治村	125
宮澤村	125
寒ノ峠	125



小畔川	一五三
御嶽社	一五三
馬引澤村	一五三
屋敷跡	一五三
常圓寺	一五三
田木村	一五三
吉田村	一五四
小畔川	一五四
神明社	一五四
天沼新田	一五四
卷之百八十一	一五五
高麗郡之六	一五五
的場村	一五五
蟹淵	一五六
三芳野塚	一五六
初雁塚	一五七
牛塚	一五七
初雁池	一五七
法城寺	一五七
舊家者七右衛門	一五七
上八戸村	一五七
山王社	一六八
常樂寺	一六八
大廣院	一六八
平塚村	一六八
入間川	一六八
小畔川	一六八
橋	一六八
平塚村新田	一六八
下小坂村	一六八
永命寺	一六八
鯨井村	一六八
清水	一六八
河原	一六八
兒ヶ池	一六八
舟渡	一六八
郷藏屋敷	一六八
圓福寺	一六八
青林寺	一六八
長福寺	一六八
藥王寺	一六八
寶勝寺	一六八
舊家者織平	一六八
舊家者平七	一六八
小堤村	一六八
小畔川	一六八
能滿寺	一六八
上廣谷村	一六八
正音寺	一六八
下廣谷村	一六八
古跡	一六八
光西寺	一六八
五味ヶ谷村	一六八
大塚野新田	一六八
卷之百八十二	一六八
高麗郡之七	一六八
戸宮村	一六八
藤金村	一六八
法昌寺	一六八
藤金村新田	一六八
太田ヶ谷村	一六八
養善者ちか	一六八
上大谷澤村	一六八

下大谷澤村	一七二
伊豆社	一七二
中澤村	一七二
笠幡村	一七三
郷藏	一七三
尾崎明神社	一七三
延命寺	一七三
舊家者啓次郎	一七三
三ッ木村	一七三
慈眼寺	一七三
幡折村	一七三
白髭社	一七三
善能寺	一七三
幡折村新田	一七三
高倉村	一七三
高福寺	一七三
上新田村	一七三
證文塚	一七三
中新田村	一七三
下新田村	一七三
下新田村新田	一七三
卷之百八十三	一七九
高麗郡之八	一七九
高萩村	一七九
駒形社	一七九
高萩院	一七九
下高萩村	一七九
谷雲寺	一七九
白鈴寺	一七九
高萩新田	一七九
女影村	一七九
千丈ヶ池	一七九
屋敷跡	一七九
長松寺	一七九
女影原古戰場	一七九
上鹿山村	一七九
八劍社	一七九
西光寺	一七九
中鹿山村	一七九
旗塚并丹生ヶ池	一七九
熊野社	一七九
泉乘寺	一七九
下鹿山村	一八六
光音寺鹿山村	一八六
光音寺	一八七
町谷村	一八七
神明社	一八七
上田波目村	一八七
原宿村	一八八
廣長寺	一八八
平澤村	一八八
宿谷川	一八九
松福院	一九〇
玉泉院	一九〇
金剛寺	一九〇
舊家者新五郎	一九〇
猿田村	一九〇
野々宮村	一九一
野々宮社	一九一
卷之百八十四	一九三
高麗郡之九	一九三
新堀村	一九三
大宮	一九三



陣場	一九二
高麗川	一九二
高麗原	一九三
大宮社	一九三
聖天院	一九四
靈岸寺	一九六
法恩寺	一九六
舊家者其助	一九六
新堀新田	一九九
栗坪村	一九九
高麗川	二〇〇
藏屋敷跡	二〇〇
諏訪社	二〇〇
勝音寺	二〇〇
龍泉寺	二〇〇
楡木村	二〇一
高麗本郷	二〇一
日和田山	二〇三
九萬八千社	二〇三
聖天社	二〇三
長壽寺	二〇四
高岡村	二〇四

地藏堂	二〇四
長壽者村民八兵衛妻	二〇四
梅原村	二〇四
滿藏寺	二〇五
舊家者三郎兵衛	二〇五
卷之百八十五	二〇七
高麗郡之十	二〇七
清流村	二〇七
西福寺	二〇七
臺村	二〇七
圓福寺	二〇八
久保村	二〇八
勝藏寺	二〇八
横手村	二〇九
諏訪社	二〇九
龍泉寺	二〇九
舊家者牛之丞	二〇九
山口大内氏系圖	二一一
白子村	二二三
白鬘社	二二四
長念寺	二二四

平戸村	二二五
勝子船	二二五
虎秀村	二二六
熊野社	二二六
福徳寺	二二六
上井ノ上村	二二六
鎌倉峠	二二七
興徳寺	二二七
下井ノ上村	二二七
長澤村	二二七
高麗川	二二八
長澤川	二二八
杉ノ峠	二二八
借屋戸社	二二八
宗林寺	二二九
卷之百八十六	二二九
比企郡之一	二二九
郡圖	二二九
總説	二二九
和名抄所載合郷四	二三三
那家	二三三

渭後	二三三
都家	二三三
鹹瀬	二三三
中古所唱郷名	二三三
土袋	二三三
小代郷	二三三
石坂郷	二三三
大豆戸郷	二三三
國延名	二三三
恒弘名	二三三
今所唱合郷	二三三
八ッ林郷	二三三
三保谷郷	二三三
川島郷	二三三
小見野郷	二三三
野本郷	二三三
高坂郷	二三三
大藏郷	二三三
玉川郷	二三三
鎌形郷	二三三
越生郷	二三三
明覺郷	二三三
大河原郷	二三三

増尾郷	二三三
奈良梨郷	二三三
荳苜郷	二三三
今所唱合庄	二三三
今所唱合領	二三三
關郡合村	二三三
慈光山	二三三
笠山	二三三
荒川	二三三
入間川	二三三
越邊川	二三三
都幾川	二三三
槻川	二三三
市ノ川	二三三
滑川	二三三
産物 小川紙	二三三
小川索麵	二三三
卷之百八十七	二三三
比企郡之二	二三三
上老袋村	二三三
入間新川	二三三
古塚	二三三

中老袋村	二三三
下老袋村	二三三
入間古川	二三三
荒川	二三三
玉泉寺	二三三
御所蹟	二三三
本宿村	二三三
戸崎村	二三三
鹿飼村	二三三
川口村	二三三
入間古川	二三三
入間新川	二三三
出丸本村	二三三
出丸中郷	二三三
白山社	二三三
圓福寺	二三三
出丸下郷	二三三
上大屋敷村	二三三
御殿	二三三
下大屋敷村	二三三
曲師村	二三三



西谷村	三三六
釘無村	三三六
入間川	三三六
上猪村	三三六
稻荷社	三三七
弘善寺	三三七
下猪村	三三七
角泉村	三三七
慈眼院	三三七
安塚村	三三六
卷之百八十八	三三六
比企郡之三	三三六
上伊草村	三三八
越邊川	三三九
金乘院	三三九
蓮花院	三三九
下伊草村	三四四
水川社	三四五
舊家者藤四郎	三四五
伊草宿	三四六
越邊川	三四七
渡	三四七
大聖寺	三四七
善性寺	三四八
飯島村	三四八
正徳寺	三四八
平沼村	三四八
三保谷村	三四九
春林寺	三四九
山ヶ谷戸村	三五二
表村	三五二
養竹院	三五二
廣徳寺	三五三
水尾谷四郎墓	三五三
龍谷寺	三五三
鈴木三郎墓	三五三
吉原村	三五三
上新堀村	三五四
下新堀村	三五四
宮前村	三五四
牛ヶ谷戸村	三五五
紫竹村	三五五
白井沼村	三五五
卷之百八十九	三五六
比企郡之四	三五六
中山村	三五六
小屋場	三五七
水川社	三五七
金剛寺	三五七
延命寺	三五七
舊家者比企道作	三五七
上八ッ林村	三六〇
雷電社	三六〇
長福寺	三六〇
下八ッ林村	三六一
善福寺	三六一
藥師堂	三六一
舊家者郷助	三六一
畑中村	三六八
大塚村	三六八
卷之百九十	三六九
比企郡之五	三六九

安樂寺	三七〇
上小見野村	三七〇
法鈴寺	三七〇
下小見野村	三七一
梅之木村	三七一
加胡村	三七一
松永村	三七一
市ノ川	三七一
大安寺	三七一
鳥羽井村	三七一
鳥羽井新田	三七一
谷中村	三七三
虫塚村	三七三
一本木村	三七三
吹塚村	三七三
都幾川	三七三
西見寺	三七三
戸守村	三七四
正直村	三七四
南蘭部村	三七五
正福寺	三七五
北蘭部村	三七五
醫音寺	三七六
古氷村	三七六
市ノ川	三七六
柏崎村	三七六
萬松寺	三七七
流川村	三七七
賢住寺	三七八
今泉村	三七八
寶藏寺	三七八
長樂村	三七八
野本村	三七九
八幡社	三八〇
無量壽寺	三八〇
利仁將軍社	三八〇
清見寺	三八〇
了善寺	三八一
野本新田	三八一
上押垂村	三八一
下押垂村	三八三
西福寺	三八一
早又村	三八三
光明寺	三八三
正代村	三八三
青蓮寺	三八五
世明壽寺	三八五
宮鼻村	三八五
香林寺	三八五
高坂村	三八五
八剱明神社	三八六
高濟寺	三八六
長松寺	三八六
元宿村	三八六
常安寺	三八七
佛性院	三八七
葛袋村	三八七
下青鳥村	三八八
五ヶ村用水口	三八九
淨光寺	三八九
石橋村	三八九
宿青鳥	三八九



内青島	二八九	赤沼村	二九七	鎌形村	三〇三
若宮八幡社	二九〇	圓正寺	二九七	槻川	三〇三
定宗寺	二九〇	今宿村	二九七	清水	三〇三
卷之百九十一	二九〇	林場	二九八	八幡社	三〇三
比企郡之六	二九〇	大豆戸村	二九八	大行院	三〇四
岩殿村	二九〇	三島社	二九八	班溪寺	三〇四
物見山	二九一	眞光寺	二九八	須江村	三〇四
旗塚	二九一	奥田村	二九八	田黒村	三〇五
判官塚	二九一	地藏堂	二九八	熊野社	三〇五
壘蹟	二九一	神戸村	二九八	城蹟	三〇六
觀音堂	二九一	都幾川	二九九	竹本村	三〇六
仁王門蹟	二九二	妙昌寺	三〇〇	東光寺	三〇六
龍堂	二九三	根岸村	三〇〇	上泉井村	三〇六
毛塚村	二九四	都幾川	三〇一	下泉井村	三〇六
田木村	二九四	大藏村	三〇一	金澤寺	三〇七
慈眼寺	二九五	山王社	三〇一	大橋村	三〇七
妙安寺	二九五	向徳寺	三〇一	熊井村	三〇七
石坂村	二九五	古城蹟	三〇一	山王社	三〇八
石坂山	二九六	古墳	三〇一	妙光寺	三〇八
十郎淵	二九六	將軍澤村	三〇二	満願寺	三〇八
休山寺	二九六	大宮權現社	三〇三	高野倉村	三〇八

笹山	三〇八	皎圓寺	三二三	關堀村	三二七
正圓寺	三〇八	舊家者丈右衛門	三二三	田中村	三二七
卷之百九十二	三〇九	馬場村	三二三	圓正寺	三二七
比企郡之七	三〇九	徳昌院	三二三	建剛寺	三二七
古池村	三〇九	舊家者三右衛門	三二三	舊家者東吉	三二八
田代	三〇九	番匠村	三二三	桃木村	三二八
昌福寺	三〇九	岩淵神明社	三二三	はら山	三二八
麥原村	三〇九	醫光寺	三二三	八幡社	三二八
住吉社	三〇九	玉川郷	三二三	平村	三二九
寶勝院	三〇九	玉壺川	三二五	慈光山	三二九
大附村	三〇〇	春日社	三二五	多武峰	三二九
山田	三〇一	光明寺	三二五	都幾川	三三〇
前川	三〇一	龍福寺	三二五	山王社	三三〇
山王社	三〇一	玉泉寺	三二六	慈光寺	三三一
普門寺	三〇一	龍法寺	三二六	正法寺	三三一
本郷村	三〇一	壘蹟	三二六	別所村	三三一
觀音寺	三〇一	陣屋蹟	三二六	八劍明神社	三三一
瀬戸村	三〇二	五明村	三二六	月窓寺	三三一
		圓通寺	三二六	雲瓦村	三二六

新編武藏風土記稿 自卷之百七十一 至卷百之九十二 要目終



昭和七年十月二十日印刷  
昭和七年十月廿五日發行  
昭和十年一月二十日再版發行

大日本地誌大系第一編 新編武藏國風土記稿九

非賣品

版權所有

1.19

編輯者 蘆田伊人

發行者 東京市麴町區富士見町二ノ八  
長坂金雄

印刷者 東京市淀橋區戸塚町一ノ一三  
上田榮吉

東京市麴町區富士見町二ノ八

發行所

雄山閣

電話九段二〇五三七四番  
總替東京二四二二七番



大日本地誌大系刊行書目

第廿卷	第十九卷	第十八卷	第十七卷	第十六卷	第十五卷	第十四卷	第十三卷	第十二卷	第十一卷	第十卷	第九卷	第八卷	第七卷	第六卷	第五卷	第四卷	第三卷	第二卷	第一卷
伊勢伊三國地誌	新編鎌倉志・倉攬勝考	五畿內志・泉州志	山州名跡志	山州名跡志	新編武藏國風土記稿十一	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	御府內備考	御府內備考	御府內備考	御府內備考
一					十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	四	三	二	一

第廿一卷	第廿二卷	第廿三卷	第廿四卷	第廿五卷	第廿六卷	第廿七卷	第廿八卷	第廿九卷	第卅卷	第卅一卷	第卅二卷	第卅三卷	第卅四卷	第卅五卷	第卅六卷	第卅七卷	第卅八卷	第卅九卷	第四十卷	
伊勢伊三國地誌	近江國輿地志略	斐太後風土記	斐太後風土記	攝陽群談	近江國輿地志略	雲陽	三州地理志	御府內備考	新編會津風土記	新編會津風土記	新編會津風土記	新編會津風土記	新編武藏國風土記稿十二	新編相模國風土記稿	新編相模國風土記稿	新編相模國風土記稿	新編相模國風土記稿	新編相模國風土記稿	新編相模國風土記稿	
二	上	上	下	下	下					一	二	三	四	五	二	一	二	三	四	五



654  
29



終